

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management
No. 723 February 2013

歴史まちづくりの手引き（案）

緑化生態研究室

The Handbook for the Historic Preservation

Landscape and Ecology Division

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

表紙の写真：東海道五十三次の宿場町、関宿のまちなみ（三重県亀山市）

東海道の江戸から 47 番目の宿場である関宿は、東海道の宿場町としては唯一、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている地区である。全長約 1.8km のまちなみが旧宿場の規模を伝えており、古い建物の復元修理や電柱を町並みの裏側に移すなどの取り組みも進んでいる。

歴史まちづくりの手引き（案）

阿部 貴弘*
松江 正彦**
曾根 直幸***

The Handbook for the Historic Preservation

Takahiro ABE
Masahiko MATSUE
Naoyuki SONE

概要

平成 20 年 5 月の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の制定を契機として、全国各地で地域の歴史・文化を活かしたまちづくりの取り組みが進展している。こうした地方公共団体等における歴史まちづくりの取り組みを支援するため、歴史的風致の形成に資する建造物等に関する地域特性に応じた具体的な保全・活用・復元等の実施手法及び実施プロセス等を、先進的な取り組み事例とともに、『歴史まちづくりの手引き（案）』として取りまとめた。

キーワード：歴史まちづくり、歴史的環境、歴史まちづくり法、手引き、事例集

Synopsis

In order to support initiatives taken by regional governments to carry out historic preservation projects, we have prepared the Handbook including specific methods and implementation processes to implement the preservation, utilization, and restoration suitable to each region's historical characteristics of buildings etc. which contribute to maintenance and improvement of historic environment accompanied by sample cases of advanced historic preservation.

Key words: historic preservation, the Law on the Maintenance and Improvement of Historic Landscape in a Community, handbook, collected cases

* 前緑化生態研究室研究官	Former Researcher, Landscape and Ecology Division
** 前緑化生態研究室長	Former Head, Landscape and Ecology Division
*** 緑化生態研究室研究官	Researcher, Landscape and Ecology Division

歴史まちづくりの手引き（案）

目次

はじめに	1
本書の見方・使い方	2
(1) 本書で紹介している内容	2
1 歴史を活用したまちづくりについて	4
1-1 我が国における歴史まちづくりの系譜を知る	4
(1) これまでの歴史まちづくりに関わる施策等の経緯	4
(2) 我が国における歴史まちづくりの課題	10
2 歴史まちづくりの特性の見方・読み方	14
2-1 我が国固有のまちの成り立ち、都市の構造を知る	14
(1) 「城下町」の成り立ちと都市の構造	17
(2) 「在郷町」の成り立ちと都市の構造	20
(3) 「門前町」の成り立ちと都市の構造	22
(4) 「宿場町」の成り立ちと都市の構造	24
(5) 「港町（川湊町を含む）」の成り立ちと都市の構造	26
(6) 「寺内町」の成り立ちと都市の構造	28
(7) 複合的な属性を持つ都市の構造	29
2-2 現在までのまちの歴史的変遷や変化を知る	32
2-3 地域のまちづくりの方向性や規制誘導の内容を知る	34
(1) 対象地域に関係のある上位計画など、各種計画や決定事項を調べる	34
(2) 計画で指定されている地域箇所と規制・誘導内容を整理する	35
2-4 地域にある文化財等の歴史的な資源を整理する	36
(1) 残されている歴史的資源を確認する	36
(2) 国や地方公共団体で指定されている文化財等、歴史的な要素を把握・整理する	38

2-5	地域の文脈や資源から歴史まちづくりの方向性や取り組み内容を検討する	40
(1)	歴史まちづくりの方向性を定める	40
(2)	歴史まちづくりに向けた取り組みを検討する	42
(3)	歴史まちづくりの推進体制をつくる	43

3 歴史まちづくりに向けた取り組みや手法等の事例 ----- 44

3-1	歴史的に特徴のある都市の構造を活かす	44
(1)	特徴ある都市構造(骨格・街区・町割など)を踏まえた取り組み	44
(2)	歴史的な価値を持った地域全体を保全するための取り組み	53
3-2	ランドマークやシンボルを修復・復元し、それらの眺望を確保する	54
(1)	地域のランドマークである歴史的な建物などの修復・復元の取り組み	54
(2)	地域を象徴するランドマークの眺望を保全した取り組み	58
(3)	地域のシンボルを復元・修復、活用し、愛着心の向上につながった取り組み	62
3-3	歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る	65
(1)	歴史的な建築物や周辺部での手法や取り組み	65
(2)	河川や水辺等での手法や取り組み	68
(3)	道路と沿道空間の歴史性に配慮した手法や取り組み	72
(4)	歴史的な土木構造物における取り組み	78
3-4	魅力を高める素材や工作物の収まり、様式や工法などに留意する	80
(1)	伝統的な様式や工法を用いた修復、地域の要素を活かした手法や取り組み	80
(2)	歴史的まちなみに配慮した現代的技術の活用手法	83
3-5	地域独自の祭事や行事など、まちと人との文化的なつながりを継承する	99

はじめに

平成 20(2008)年 11 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法）」が施行され、平成 24(2012)年 12 月現在で 35 の地域において同法に基づく歴史的風致維持向上計画が認定されています。また、これに先立ち、平成 16（2004）年には景観法が施行され、全国の地方公共団体における景観の保全・形成に対する取り組みを支援する制度が整備されました。平成 24(2012)年 8 月現在で景観行政団体は 562 団体、景観法に基づく景観計画を策定した地方公共団体は 338 団体に達しています。このように、地域独自の歴史的な景観や資源を活かしたまちづくり（歴史まちづくり）が広がりをみせています。

これらの法律が整備される以前にも、さまざまな事業や支援等を駆使しながら、多くの地域が歴史まちづくりに取り組まれ、大きな効果をあげている例もあります。

一方で、法制度等が整うなかでも、未だ歴史まちづくりのきっかけや取り組み手法等を見出せていない地域も少なくないと想定されます。

我が国の都市の多くは、中世から近世にかけて都市の骨格が形づくられ、規模の大小を問わず、現在においても地域固有の歴史的・文化的な資産が残っており、歴史まちづくりの潜在的な資質を持っています。

歴史まちづくりは、前述の歴史まちづくり法に基づく認定計画や事業展開に至らずとも、歴史的・文化的な資産を保全・復元する取り組み、歴史的・文化的な資産をまちづくりの構成要素として活用して地域らしさを創出する取り組み、歴史性を踏まえた公共空間の質の向上等も含むものです。

本冊子は、国土交通省 国土技術政策総合研究所において、これまで調査・収集した歴史まちづくりに関する事業や取り組みなどの事例をとりまとめて、歴史まちづくりを推進するための手引き（案）としたものです。歴史まちづくりにおける施設整備等の技術的な手法のみでなく、歴史的な資源等を活かした住民のまちづくり活動への展開等の視点も踏まえて事例を紹介しています。

本書では、これから歴史まちづくりに取り組み、携わる多くの市町村担当者や地元で活動する NPO 等の市民組織、コンサルタント等の実務者が、歴史まちづくりに取り組む際の考え方から実務に至るまでの手引きとなることを念頭に置いて、情報を整理しています。歴史まちづくりを推進する多くの方々に活用され、良好な歴史まちづくりの一助となれば幸いです。

平成 25 年 2 月 4 日

国土交通省 国土技術政策総合研究所
環境研究部 緑化生態研究室長 栗原正夫

本書の見方・使い方

(1) 本書で紹介している内容

本書では、「1. 歴史を活用したまちづくりについて」にて、国や地方公共団体が行った歴史まちづくりの系譜やその取り組みにあたっての課題、「2. 歴史まちづくりの特性の見方・読み方」にて、我が国の都市の成り立ち、歴史まちづくりを検討する際の地域の歴史の見方、捉え方等に関するポイントを紹介し、歴史まちづくりをはじめの上での疑問に対応できるよう整理を行っている。

その上で、「3. 歴史まちづくりに向けた取り組みや手法等の事例」にて、実際に取り組む際に参考となるよう都市の構造から伝統的な活動に至るまでの視点を設定し、その視点ごとに取り組みの参考事例を紹介している。

歴史まちづくりに関する 疑問点など

- ・ 歴史まちづくりについて国や地方では、今までどんな対応を行ってきたか。
- ・ 歴史まちづくりを推進する上で現在は、何が課題となっているのか。

- ・ 歴史まちづくりを検討している対象地域は、どのような歴史的な背景を持っているのか。

- ・ 現在の対象地域の歴史的な特徴をどのように読み取り、整理したらよいのか。

- ・ 対象地域における多くの計画から、どの計画と連携・活用して、歴史まちづくりへと結びつけるのか。

- ・ 歴史まちづくりに活用できる地域の構成要素等のストックは、どのように捉えるのか。

- ・ 歴史まちづくりを推進するための目標や方針づくりはどうしているのか。

本書で紹介する歴史まちづくりを推進する上での ポイント

1. 歴史を活用したまちづくりについて

1-1 我が国における歴史まちづくりの系譜を知る

- 歴史まちづくりに関連する近年の我が国の政策や、社会の動き、潮流等についての概要を紹介。
- 歴史的資源の保全・活用への機運に対して、これまで検討された課題、今後の歴史まちづくりへの課題を紹介。

2. 歴史まちづくりの特性の見方・読み方

2-1 我が国固有のまちの成り立ち、都市の構造を知る

- 我が国のまちの成り立ちとその時代背景、形成された都市の構造といった歴史的な特徴の概要を紹介。
- 本書では、城下町、在郷町、門前町、宿場町、港町（川湊町を含む）、寺内町の6つに着目して紹介。

2-2 現在までのまちの歴史的変遷や変化を知る

- 歴史まちづくりの最初の取り掛かりとして、対象地域における歴史的な特性を読み取り、整理する際の項目や手法等を紹介。

2-3 地域のまちづくりの方向性や規制誘導の内容を知る

- 対象地域を含む行政の上位計画から、まちづくり全体の方向性、規制誘導の現状等、歴史まちづくりに必要な事項を抽出し、整理・把握する手順等を紹介。

2-4 地域にある文化財等の歴史的な資源を整理する

- 未指定を含む文化財等を整理し、歴史まちづくりに活用できる資源を読み取る手順や工夫等を紹介。

2-5 地域の文脈や資源から歴史まちづくりの方向性や取り組み内容を検討する

- まちの成り立ちや歴史的な資源の整理と歴史まちづくりの方針を対応づけて整理し、歴史まちづくりの方針を設定する方法等を紹介。

3. 歴史まちづくりに向けた取り組みや手法等の事例

ハード面での取り組み

都市の構造

3-1 歴史的に特徴のある都市の構造を活かす

- (1) 特徴ある都市構造(骨格・街区・町割など)を踏まえた取り組み
 - ・ 城下町、門前町、在郷町、宿場町、川湊町での事例 [滋賀県彦根市]他6例
- (2) 歴史的な価値を持った地域全体を保全するための取り組み
 - ・ 城下町(商人町)での歴史的な価値を保全した事例 [埼玉県川越市]

地域の象徴や核

3-2 ランドマークやシンボルを修復・復元し、それらの眺望を確保する

- (1) 地域のランドマークである歴史的な建物などの修復・復元の取り組み
 - ・ 地域のランドマーク等の修復・復元 [熊本県熊本市]他2例
- (2) 地域を象徴するランドマークの眺望を保全した取り組み
 - ・ 主要な視点場からの規制・誘導／視対象からの見え方の規制・誘導 [熊本県熊本市]他1例
- (3) 地域のシンボルを復元・修復、活用し、愛着心の向上につながった取り組み
 - ・ 地域のシンボルを復元・修復、活用し、愛着心の向上につながった取り組み [愛媛県内子町]他3例

歴史的景観の構成要素

3-3 歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る

- (1) 歴史的な建築物や周辺部での手法や取り組み
 - ・ 建築物等の復元・再生・修復 [山口県萩市]
 - ・ 歴史的な景観への規制・誘導(保全)措置 [奈良県宇陀市]
 - ・ 屋敷林等の保全 [岩手県金ケ先町]
- (2) 河川や水辺等での手法や取り組み
 - ・ 河川や水辺等の再現・新設 [山口県柳井市]
 - ・ 水辺等からの眺望規制 [滋賀県近江八幡市]
 - ・ 水路の保全・活用 [群馬県甘楽町]他1例
- (3) 道路と沿道空間の歴史性に配慮した手法や取り組み
 - ・ 歴史的まちなみに調和した道路の整備事例 [三重県伊勢市]
 - ・ 歴史的まちなみに調和した沿道の修景事例 [秋田県仙北市]他2例
 - ・ 歴史的まちなみに配慮した屋外広告物の規制・デザイン誘導 [京都府京都市]他1例
- (4) 歴史的な土木構造物における取り組み
 - ・ 土木構造物の維持・保全、再生 [新潟県新潟市]他1例

素材・技術・付属物等

3-4 魅力を高める素材や工作物の収まり、様式や工法などに留意する

- (1) 伝統的な様式や工法を用いた修復、地域の要素を活かした手法や取り組み
 - ・ 規制・誘導・支援などによる伝統技術の継承 [徳島県三好市]他3例
- (2) 歴史的まちなみに配慮した現代的技術の活用手法
 - ・ 舗装手法・舗装材、路面表示、道路付属物、路面側溝部などの整備手法の紹介 [埼玉県川越市]
 - ・ 無電柱化の方法と無電柱化への対応事例 [兵庫県佐用町]
 - ・ 河川野護岸等の整備事例

ソフト面での取り組み

伝統的な活動や営み等

3-5 地域独自の祭事や行事など、まちと人との文化的なつながりを継承する

- (1) 伝統的な祭事・行事等の維持・継承に係る取り組み
 - ・ 伝統的な祭事の維持・継承 [岐阜県高山市]他1例

歴史を活用したまちづくりについて

1-1 我が国における歴史まちづくりの系譜を知る

(1) これまでの歴史まちづくりに関わる施策等の経緯

我が国における歴史まちづくりの取り組みの背景を理解するため、戦後から高度経済成長期を経て現在に至るまでの歴史まちづくりに関連する法制度や取り組み等の変遷を整理した(図 1-1)。

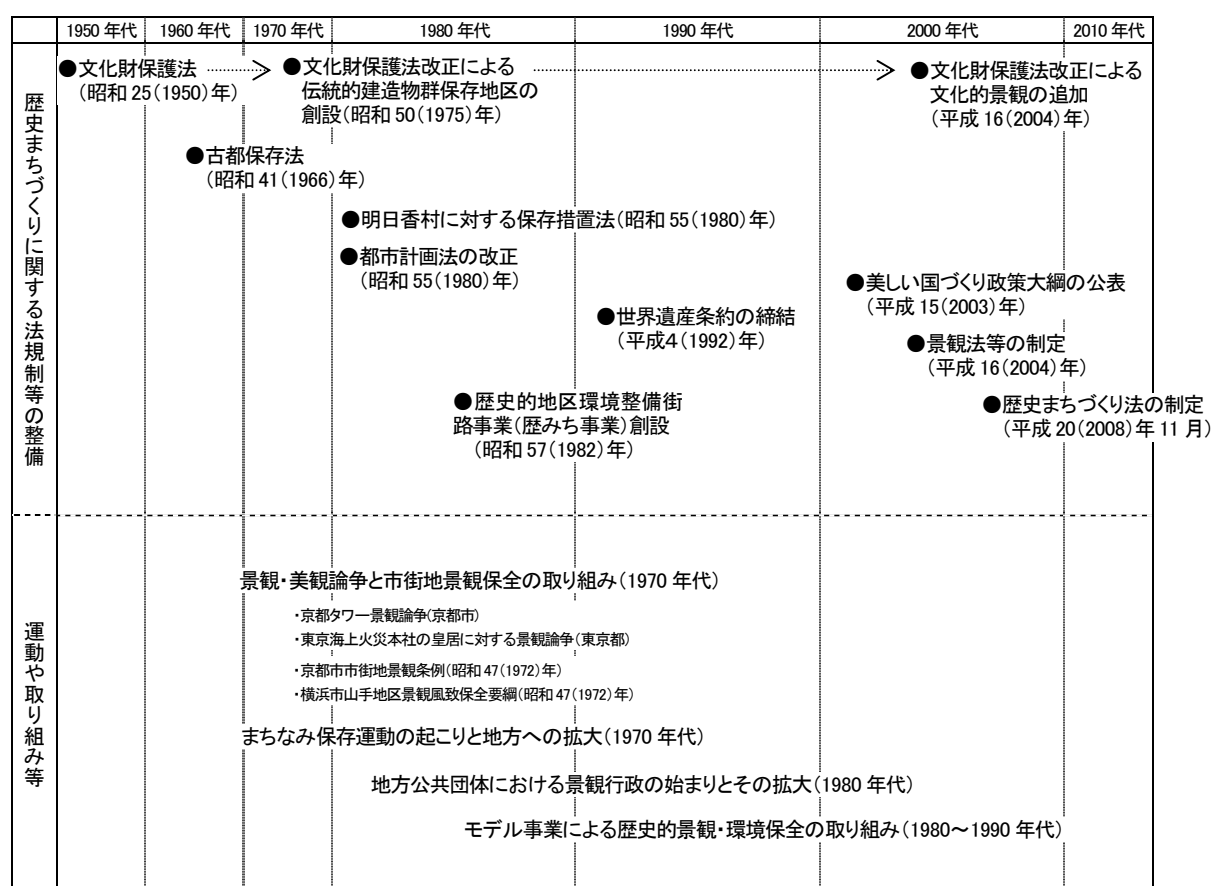


図 1-1 歴史まちづくりに関連する施策の経緯等(戦後～現在)

出典：西村幸夫「都市保全計画」
 歴史まちづくり法研究会編集「歴史まちづくり法ハンドブック」
 文化財保護研究会編著「最新改正文化財保護法」
 (社)日本都市計画学会編「都市計画マニュアルⅠ」
 文化庁「平成22年度 我が国の文化行政」
 を参考に作成

1) 明治時代～戦前

明治維新後の欧化主義や廃仏毀釈などの伝統文化軽視の風潮の中では、我が国古来の文化財が破壊の危機に直面した。こうした状況下において、大学(文部科学省の前身)が古器宝物の保護令

を布告するよう献言したことを受け、太政官は古器旧物の保存方について布告し、文化財の遺失き壊を防ぐために各所蔵者の啓蒙を促進した。

文化財保護に関する国としての最初の措置であるこの太政官布告をきっかけに、文化財保護思想の普及と、その後の文化財の保護のための法制(古社寺保存法(明治 30(1897)年)、史跡名勝天然記念物保護法(大正 8(1919)年)、国宝保存法(昭和 4(1929)年)、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和 8(1933)年)等)の制定が進んだ。

2) 文化財保護法(昭和 25(1950)年)

法隆寺金堂壁画の焼失を契機として、新たな歴史的環境保全に関する法制度を求める声が高まり、我が国最初の文化財保護に関する全般的・一般的法律として、昭和 25(1950)年に文化財保護法が成立した。これにより、従前に定められていた国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法等の従来の法律が統合され、大幅に制度の拡充が図られた。

3) 古都保存法(昭和 41(1966)年)

1960年代、京都や奈良、鎌倉といった歴史的な都市において、景観保存運動が活発化し、鎌倉の宅地開発に対する反対運動、奈良の県庁建替問題、観光道路や温泉郷等の開発への反対運動、京都の史跡双ヶ岡へのホテル建設構想や京都タワー建設計画への反対運動等が起きた。

これらの運動を受け、京都市を中心とした関係地方公共団体による「古都保存連絡協議会」が結成されるなど、官民の危機意識と保存運動の結果、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」が制定された。

この法律での古都とは、「我が国の往事の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村(第2条1項)」とされ、他に天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市、大津市が指定されている。

4) 景観・美観論争と市街地景観保全の取り組み(1970年代)

京都市では、京都タワー建設に対する景観論争等を受けて、昭和 47(1972)年、市全域の景観整備指針を示した京都市市街地景観条例が制定された。

東京都では、昭和 41(1966)年に、丸の内の東京海上火災本社が超高層ビル化を申請、その建設により、皇居に対する景観論争が起きた。これは建築基準法改正(昭和 38 年)によって 31mの高さ規制が撤廃されたことに起因する。東京都は美観の観点から申請を不許可にしたものの、都建築審査会で押し戻され、計画された 30 階(127m)から 25 階(99.7m)で決着した経緯がある。

横浜市では、山手地区の高層マンション問題を契機として、昭和 47(1972)年、山手地区景観風致保全要綱を策定する等、美観・景観の保全に対する動きが起こった。

5) まちなみ保存運動の起こりと地方への拡大(1970年代)

高度経済成長期において、歴史的なまちなみに対し、「開発か保存か」という世論の影響力、文化財行政の集落やまちなみへの拡大、愛郷主義の高まり、観光キャンペーンの影響等から、全国各地で官民の運動として、本格的なまちなみ保存活動が起こり始めた。

昭和 45(1970)年には、京都、奈良、鎌倉の市民団体を中心とした「全国歴史的風土保存連盟」が

結成され、昭和 49(1974)年には長野県南木曾町妻籠、名古屋市有松、奈良県橿原市今井町のまちなみ保存運動家を中心とした「町並み保存連盟」が結成された。

地方行政においても、京都市を中心に、金沢市、高山市、倉敷市、萩市が発起人となり、昭和 48(1973)年には第1回「歴史的景観都市事務連絡協議会」が開催された。

6) 都市計画法の改正（昭和 55(1980)年）

昭和 55(1980)年の都市計画法改正では、都市レベルの計画と建築基準法が前提とする敷地レベルの計画の間を埋める住民に身近な都市計画制度として、地区計画制度が導入され、地域の特性に応じた規制誘導の仕組みが強化された。

7) 文化財保護法改正による伝統的建造物群保存地区の創設（昭和 50(1975)年）

昭和 50(1975)年に文化財保護法が改正され、文化財の定義の一つに「伝統的建造物群」が追加された。伝統的建造物群とは、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(第2条1項6)」と定義される。伝統的建造物群保存地区とは、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、文化財保護法の定めるところにより市町村が定める地区(第 142 条)」である。

8) 地方公共団体における景観行政の始まりとその拡大（1980 年代）

1970 年代から行政の課題として、都市の景観整備が考慮されるようになり、昭和 53(1978)年の神戸市都市景観条例の制定等の動きが起こった。歴史的なまちなみ景観の保全だけでなく、都市の街路景観の育成や自然景観の保全等に対象を拡大しつつ、景観条例制定の取り組みが全国に拡大し、1980 年代後半以降、大幅に増加した。

9) モデル事業による歴史的景観・環境保全の取り組み（1980～1990 年代）

昭和 55(1980)年前後から、都市の歴史や文化、自然環境などの固有の資産を活かしたモデル的な環境整備事業に対する国の補助制度が整備された。

歴史的地区環境整備街路事業やシンボルロード整備事業など、質の向上を重視し、必ずしも拡幅を前提としない道路整備事業が実施され、その他、住環境整備モデル事業、街なみ整備促進事業、地域に根ざした住宅づくりを推進する地域住宅(HOPE)計画、都市景観形成モデル事業等の施策が実施された。

10) 世界遺産条約の締結（平成 4(1992)年）

平成4(1992)年、ユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、1972 年採択、1975 年発効)を締結した。条約締結後、平成5(1993)年に「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」の2件が文化遺産、「白神山地」及び「屋久島」の2件が自然遺産として、我が国初の世界遺産一覧表に記載され、平成 23 年3月現在、文化遺産 12 件、自然遺産4件の合計 16 件が世界遺産に登録されている。

11) 景観まちづくりへの展開（2000 年代）

平成 14(2002)年の都市計画法改正による都市計画提案制度の創設、平成 16(2004)年のまちづくり交付金制度の創設、同年の地区計画制度改正によって地区計画で形態・意匠・緑化等といった規定が可能になる等、地域レベルでのまちづくりを支援する仕組みの整備が進展した。

12) 美しい国づくり政策大綱の公表（平成 15(2003) 年）

地方公共団体による美しい景観づくりやまちづくりが次第に行政施策の主題として取り上げられるようになり、平成 12(2000)年の建設白書には、「美しい景観のまちを育むために」という章が設けられた。平成 15(2003)年には「美しい国づくり政策大綱」として、国土交通省が美しいまちづくりに向けた総括的な政策の方針を公表する等、国としての方向性が示された。

13) 景観法等の制定（平成 16(2004) 年）

美しい国づくり政策大綱では、従来の社会資本整備の質への反省に立ち、地域の個性を重視し、美しさを内部目的化することが示された。これを受け、良好な景観の形成の促進を目的に、平成 16(2004)年に景観法の制定、都市緑地保全法の改正、屋外広告物の規制強化等がなされた。景観法の施行によって、各地方公共団体が制定してきた景観条例に法的根拠を付与することが可能になるとともに、各種行為規制のための景観計画や景観地区などの法的仕組みが整備された。

14) 文化財保護法改正による文化的景観の追加（平成 16(2004) 年）

文化財保護法の改正において、新たな概念である文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの）が、文化財として追加された。必要な保護措置が採られている文化的景観で特に重要なものとして、平成 24 年3月現在、30 件の重要文化的景観が選定されている。

15) 「歴史文化基本構想」提言（平成 19(2007) 年 10 月）

詳しくはコラムに！

平成 18 年度から 19 年度にかけて、文化審議会文化財分科会企画調査会において、社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策についての議論がなされるとともに、文化財の保存管理において文化財を単体としてのみではなく総体としてとらえる必要性等、文化財保護行政の改善方策についての検討が行われ、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」として、「歴史文化基本構想」が提言された。

16) 歴史まちづくり法の制定（平成 20(2008) 年 11 月）

詳しくはコラムに！

これまで古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法等の歴史的なまちなみ保全等に関する法制度が整備されてきたものの、指定地域が古都周辺に限定（古都保存法）、文化財が主目的で周辺環境まで対象とならない（文化財保護法）、景観の保全等といった規制は可能だが歴史的資産の活用を促す積極的な支援措置がない（景観法や都市計画法）等の課題があった。そこで、全国の市町村におけるまちづくり行政と文化財行政の連携によって、「歴史的風致」を後世に継承し、まちづくりを推進するための国の支援制度として、平成 20(2008)年、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管による「歴史まちづくり法」が制定された。

コラム・・・「歴史文化基本構想」の推進

文化財は地域のアイデンティティの核となるものであり、文化財や歴史、伝統を活かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与するといったことから、平成19年10月30日「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提言されたのが、「歴史文化基本構想」である(図1-2)。

「歴史文化基本構想」は、各市町村が策定する「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」と定義付けられている。また、同報告書においては、各市町村が状況に合わせて創意工夫を行い、実効性ある基本構想を策定するためには、地域の多様な文化財を保護するための基本的な方針を示すことが重要であるとして次の方向が示されている。

【関連文化財群】

- ① テーマやストーリーの内容、②テーマやストーリーの設定の考え方、③主な構成要素となる文化財、といった事項を示す必要がある。

【歴史文化保存活用区域】

- ① 「歴史文化保存活用区域」の設定の考え方、②区域内における保護や整備の考え方、といった事項を示す必要がある。

【文化財を保護するための体制整備の方針】

- ・ 地域住民やNPO法人、企業など民間団体との連携協力の枠組み
 - ・ 地域の文化財を保護していくための人材育成方策
 - ・ 民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策
 - ・ 文化財の保存のため必要となる原材料や用具の確保方策
- 等の記載が望まれる。

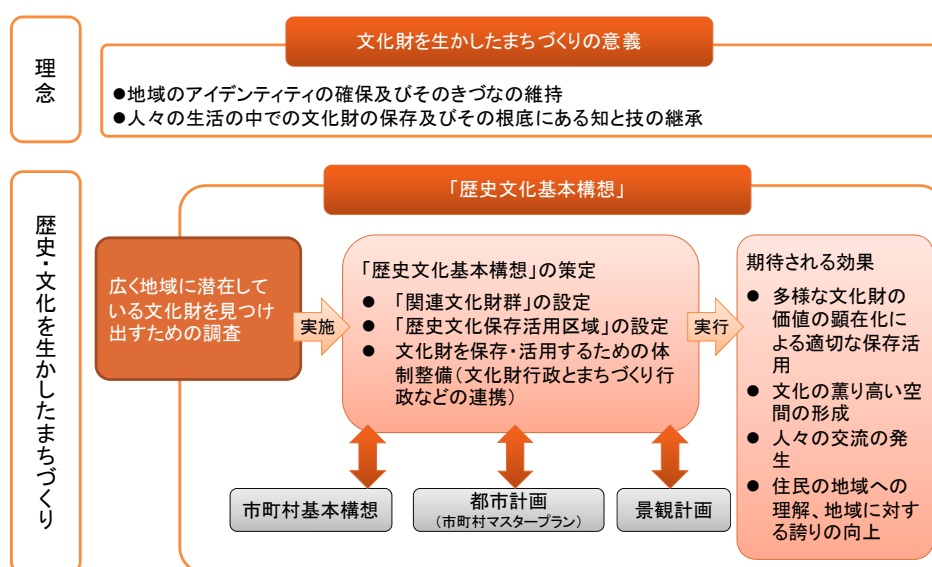


図 1-2 市町村における歴史・文化を生かしたまちづくりのイメージ

関連施策として、各市町村において「歴史文化基本構想」を策定し、必要な指針を作成することを目的とした「文化財総合的把握モデル事業」がある。この事業は、平成20～22年度の3年間実施され、全国23市町村(20地域)において「歴史文化基本構想」が策定された。

出典:文化庁「平成22年度 我が国の文化行政」を参考に作成

コラム・・・歴史まちづくり法における「歴史的風致」の定義

歴史まちづくりに積極的な市町村を支援するための法律として、平成20年11月4日に、歴史まちづくり法(正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」)が施行された。

この法律は、地域の「歴史的風致」の維持向上を通じ、個性豊かな地域社会の実現、都市の健全な発展と文化の向上を図ることを目的としている。地方公共団体等が主体的に計画を作成し、国の認定を受けて、既存の都市計画法や景観法等の適切な規制及び支援措置の活用等を行い、効果の発現を推進するものである。この法律で新たに提示された「歴史的風致」の概念は次のように定義されている。

歴史的風致：地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（法第一条）

具体的には、①城郭や神社仏閣などといった歴史上重要で価値の高い建造物等と、②その周辺の伝統的な家屋が建ち並ぶ既成市街地といったハード、更に、③その地域で継承されている技術、伝統行事など人々の活動や営みといったソフト、この①②③が一体となることで初めて「歴史的風致」が成立するとされている（図1-3）。

歴史まちづくり法運用指針（平成20年12月25日）では、この歴史的風致に関して、以下のポイントが示されている。

歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった良好な市街地の環境（＝歴史的風致）
⇒ 維持及び向上により、個性豊かな地域社会の実現
都市の健全な発展と文化の向上に寄与

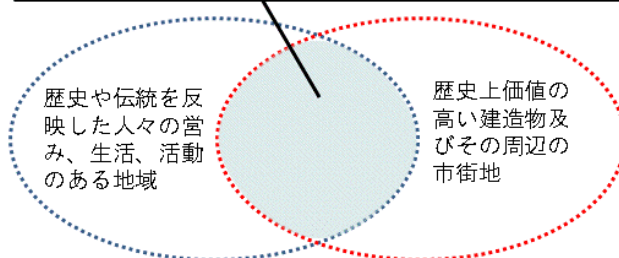


図1-3 「歴史的風致」の概念図

- ・ 歴史上価値の高い建造物があるだけでは歴史的風致ではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されて初めて歴史的風致となる。
- ・ 歴史的風致をそのまま「維持」するだけでなく、歴史的な建造物の復元や修理等によって、積極的に良好な市街地環境を向上させることを考慮する。
- ・ 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とは、伝統技術などによる生産販売、祭事などの風俗慣習、地域伝承の芸能のほか、鍛冶や大工などの民俗等も含む。
- ・ 重点区域(法第2条第2項)の核となる建造物は、①重要文化財、②重要有形民族文化財、③史跡名勝天然記念物の指定建造物、もしくは④重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群でなければならない。

なお、各地域それぞれの歴史的風致の維持及び向上については、法第3条に基づき、国及び地方公共団体がそれぞれ必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

(2) 我が国における歴史まちづくりの課題

前項にて、歴史まちづくりに関する施策等の経緯を整理したが、その時々において課題・問題点が表出してきた。特に、最近10年間においては、我が国における景観づくりに関する課題がクローズアップされ、これらを解決するための規制や法律の整備、充実が図られてきた。

そこで、これまで様々な答申や法律の整備に際して指摘されてきた課題や問題点等を振り返って確認し、これから各地域で歴史まちづくりを推進するにあたり、生じうる課題等を以下の5つに整理した。

1) 歴史的建造物の老朽化への対応に関する課題

歴史的な建造物における老朽化とその維持管理の手間や費用の増大、増改築や日常生活における制約が生じることから、所有者の同意が得られず売却や解体が行われる。

2) 地域住民の高齢化や人口減少の影響に関する課題

所有者や地域住民の高齢化や人口減少により担い手が不足し、地域の祭礼行事が衰退する。中心市街地の衰退等により、歴史的なまちなみを形成する町家が空き家化し、さらにそれが増加し、維持管理が困難になる。

3) 経済性等の重視による、地域の歴史性に不釣り合いな建築活動に関する課題

地主や開発業者等の経済性や効率性、機能性の重視により、歴史的な風景、建築物やまちなみ等とは不釣り合いな建築活動、開発行為等が進む。

4) 歴史への認識不足、歴史まちづくりへの低評価に関する課題

地域の歴史性や歴史的建築物、まちなみ等に対する住民の価値認識が不足しており、歴史まちづくりを進めるための住民や開発業者等との合意や調整が進まない。

5) 歴史まちづくりとして配慮すべき内容の不明瞭さ等に関わる課題

歴史性を活かしたまちづくりを進めたくても配慮すべき具体的な内容がわからない、定まっていないことから、歴史まちづくりが推進されない。

以上のような課題に対応していくには、「歴史まちづくり」について、検討すべき内容や配慮すべき項目等をわかりやすく示して理解を促していくこと、特に、歴史的資源を活用した景観事業や手法に関する事例、地元住民を巻き込んだ取り組みの事例等を紹介していくことが効果的と考えられる。

また、歴史まちづくりは、当時の状態に全て復元、もしくは修復・維持することのみではなく、時代に応じた日常生活の変化や制約条件等を考慮しながら、最大限、将来に継承していく方法を選び、より良いまちづくりを推進していく、という認識が重要である。

コラム・・・歴史・景観まちづくりに関連して、過去に指摘されてきた課題等

<平成 12 年 建設白書:第4章「美しい景観のまちを育むために」>

「景観のよいまちを形成することについては、『総論』としては『賛成』される場合が多いであろう。行政としても、良好なまちなみ・景観を形成するための手法としては、都市計画法、建築基準法等の法律や、都道府県・市町村の条例等などにより、まちづくりの基本的な方針や規制誘導策を示している。しかし、『各論』に入ると、各地で『合意形成のプロセスの失敗』と『守るべき資産や景観の喪失』が起こっている。」として、景観に対する市民の意識レベルの相違といった問題について指摘している。

方向性としては、「全国一律の手法による景観の形成を目指すのではなく、地元市町村と地元住民が、地域の歴史・風土が生み出す個性や地元のニーズに応じて弾力的な対応ができるよう、公共施設の整備と一体となった景観形成のための事業実施を含め、自主性を発揮できるためのツールが多く備えられていることが必要」と言及している。

<平成 15 年 美しい国づくり政策大綱:II 美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方>

「地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されており、それらの美しさ、価値が再発見され、保全や復元の取り組みが見られる」ものの、「経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる」と指摘（I 現状に対する認識と課題）、更に取り組みについて、『歴史、文化、風土など地域の特性に根ざし、自然と人の営みの調和の下で地域の個性ある美しさを重視していくことが重要である』とし、『現在有している地域の個性や美しさも漠然と人々に認識されているだけでは、老朽化や開発行為など他の要因により突然損なわれる場合がある。良好な景観を守るためには、地域住民自らの評価、自覚の上に立って、損なわれる前に法規制をかける等先行的・明示的措置を講ずることが重要である』といった基本姿勢を示している。

<平成 17 年 景観法:基本理念>

基本理念の一つとして、『良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。』と示されている。

<平成 18 年 京都市「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会 最終答申」>

京都の景観の現状を「京都市の景観の保全・再生への努力にもかかわらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求などの時代の流れに抗いきれず、京都の伝統文化を伝える重要な景観資源が次々に失われ、歴史都市・京都の景観は、更に変容を続けている。それは、バブル経済期以降もなお、徐々にではあるが、確実に続いている。」として、4つの課題を提示している。

- (1) 地域のまちなみと不調和な建築活動
- (2) 眺望景観や借景の喪失
- (3) 京町家等の歴史的な建造物の消失
- (4) 屋外広告物や放置自転車等による景観の悪化

<平成 18 年 東京都景観審議会答申「東京における今後の景観施策のあり方について」>

「歴史的建造物の選定と歴史的景観の保全」として、「都は、選定した歴史的建造物に対し、外観を保存するための工事費の助成制度など保存を支援する施策を行ってきました。しかし、都からの保存要請に対して、維持管理費の増大や増改築に対する制約等を理由に所有者の同意が得られず、審議会の答申リストに入ったものの、解体されてしまった歴史的建造物もあります。・・・省略・・・このような範囲を対象に、建築物の高さの最高限度が都市計画により定められるなど、この制度が区による景観保全施策の先導役となった例もあります。しかし、開発事業者に対する周知不足や、配慮すべき具体的内容が定められていないことから、制度に即して歴史的景観に配慮した街並みづくりが進んできたとは言えない状況」と指摘している。

<平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)>

『我が国には、歴史上価値の高い神社、寺院、城跡等の国民共有の文化的な資産及びその周辺の歴史的な建造物と、そこで営まれる工芸品の製造販売や祭礼行事など、地域の歴史・文化を反映しつつ営まれることにより、形成される風情、情緒、たたずまいといった良好な環境（歴史的風致）が存在しているものの、『しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手の不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に滅失し、良好な歴史的風致が失われつつある。』』としている。

歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行後に示された『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針』では、「我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を初めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。しかしながら、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護(保存及び活用)がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。」としており、具体的要因として第1章で、「地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いなマンション等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多く見られており、このような状況が放置されることによって、我が国が世界に誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、我が国や地域にとって取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。」といった課題が提示されている。

出典:国土交通白書(旧建設白書)、国土交通省 HP、京都市 HP
新谷洋二編著「歴史を未来につなぐ まちづくり・みちづくり」
歴史まちづくり法研究会編集「歴史まちづくり法ハンドブック」
を参考に作成

コラム・・・我が国の景観政策の後押しを担った OECD 都市政策セミナーと歴史まちづくり

平成12(2000)年11月、OECDは対日都市政策勧告として「JAPAN URBAN POLICY(日本の都市政策)」を公表した。その中で、「日本は不十分な規制や都市景観の乱雑さ、狭小な土地区画など様々な都市問題を抱えている。また、現在の地価下落のほか、日本は高齢化が急速に進行し、人口減少とそれに伴う経済力の減退等」について指摘し、次の8項目の勧告を行った。

- | | |
|--|--|
| ①Revitalization of Urban Centre and Managing Urban Growth in Suburbs to achieve sustainable cities | (サステナブル・シティ実現に向けた都市中心部の再活性化と郊外部の成長のマネジメント) |
| ②Achieving appropriate land use patterns in urban areas | (都市に見合った土地利用パターンの実現) |
| ③Restructuring regulations | (規制の再構築) |
| ④Expanding investment for cities | (都市への投資拡大) |
| ⑤Securing financial measures for improvement | (整備財源の確保) |
| ⑥Reconciling private rights and the public interest | (個人の権利と公共の利益との調和) |
| ⑦Re-evaluating the Role of National Government | (国の役割の再評価) |
| ⑧Taking a comprehensive approach | (総合的アプローチ) |

この勧告以降、我が国では、美しい都市についての議論が活発化し、都市政策としての景観が重要視されるようになった。

同年には、全国3都市での「OECD都市政策セミナー」も開催され、そのうち松江市で行われたシンポジウム(11月29日開催)において、「地方都市は歴史や伝統を活かしたまちづくりを進めるべき」と提言しており、これを含む7つの指摘は、これから歴史まちづくりを進めていこうとする地方公共団体にとっても、参考となる指摘と考えられる。

〔OECD都市政策セミナーによる松江市への指摘〕

- ・ 地方の中規模都市においては、大都市と同じ様なまちづくりを目指すのではなく、地域の資源、歴史、伝統、多様性を活かした個性的なまちづくりを進めるべき。
- ・ 松江市のような地方都市では、優れた自然環境が大きなメリットであるため、環境保全との調和に十分配慮して開発を進めていくことが重要である。
- ・ 地方都市のまちづくりに当たっては、財源にも制約があることから、多くの目標を掲げるのではなく、ポイントを絞ったまちづくりを進めるべきである。
- ・ 中心市街地の空洞化については、地方都市共通の重要な課題であり、都市の求心力を回復するためにも、郊外部の開発などに都市の有する力を分散することなく、都市中心部に人口を呼び戻し、商業の活性化を図るための施策を集中させるべきである。
- ・ 地方都市の中心市街地においては、高齢者も含めて歩いて様々な活動ができるようにまちづくりを進めていくべきである。
- ・ 商店街の空店舗は、すき間産業など新たな産業が参入するチャンスととらえ、企業家精神を大切にしていけるべきである。
- ・ 国際的な観光地として大きな都市改造を行うよりも、持てる資源を活かしてゆっくり滞在したい観光を核とした都市を作ってはどうか。

出典:国土交通省都市局 HP を参考に作成

2

歴史まちづくりの特性の見方・読み方

2-1 我が国固有のまちの成り立ち、都市の構造を知る

我が国の各都道府県の中心的な都市は、そのほとんどが近世（およそ安土桃山時代～江戸時代位）に城下町として発展した都市¹⁾である。明治維新以降、城郭や寺社地は破壊等され現存していない場合も多いものの、その当時に整備された都市基盤を継承している。

城下町以外を起源とする歴史的な都市としては、例えば門前町を起源とする長野市（善光寺）や伊勢市（伊勢神宮）、港町を起源とする新潟市や函館市等がある。

特に城下町は、領主の拠点である城郭を中心に家臣の居宅領域である武家地、寺社地、町人地等といった、武士と町人の領域が複合的に立地することで都市として発展し、城下町の中にいくつもの特徴的な町が形成された。街道と接する領域は宿場町へ、舟運等により物資集積の拠点となった地区は港町（川湊町を含む）へ、製造や生産を主とした領域は在郷町へと発達したことで、現在では城下町としての歴史性よりも、個別に発展した領域での歴史性が色濃く表れている都市も多いと考えられる。

我が国のほとんどのまちは、こうした歴史的な都市の構造を背景に有しており、歴史まちづくりの資質を備えていると考えられる。

本書では、まちの歴史的な成り立ちや都市の構造等の観点から、（１）城郭を核として武家地・町人地・寺社地を配した城下町、（２）江戸時代に入り、消費社会の成熟とともに農産物の生産地や鉱業・工業の製造に特化して集住し発展した在郷町、（３）巡礼の旅から物見遊山の旅行や行楽への人々の変化とともに寺社の門前に発達した門前町（鳥居前町）、（４）三都（江戸、大坂、京都）の往来を支えた五街道沿道とともに発展した宿場町、（５）三都と地方との生産品等の物資集積や流通の隆盛により発展した港町（川湊町を含む）、（６）戦国時代より寺院の境内と町から形づくられた寺内町の６つに区分した。

次に、それぞれ６区分のまちの特徴や成り立ちを示す。

なお、寺内町と門前町は、両方とも神社仏閣などの宗教施設を中心とした歴史的な都市であり、広義の門前町に、寺院・神社の信徒が近隣に集落を形成した寺内町等も含まれる場合があるが、都市成立の背景や歴史的経緯が異なり、特徴として見られる都市構造も異なるため、本書では、両者を区分している。

1) 明治前期における主要 128 都市の起源について、浮田（京大名誉教授）が 1983 年に発表。近世に城下町であったもの、発生的に城下町であったものが 88 都市（68.8%）、港町が 18 都市（14.1%）、その他の都市が 17 都市（13.3%）、幕末以降の新興都市は 5 都市で、我が国の主要都市の起源の多くは城下町（陣屋町）と分析している。

【出典：明治期の旧城下町 藤原謙二郎編「城下町とその変貌」柳原書店（1983）P60～P67】

本書における歴史的なまちの区分

都市の構造	概要
(1)城下町	中世以降、戦国大名の領国支配の象徴として城郭を築城、城郭を中心に家臣等の武家、領内の商工業者等の町民を一緒に集住させ、計画的に建設した都市。現在の市町村(特に県庁所在地)のほとんどは城下町が元になっている。 但し、江戸時代における藩の転封(移封)や直轄地化で廃城となり、城下町とは異なる成長を遂げた地域、都市も多い。また、明治初期の廃城令によって、城郭や武家地が取り壊され、行政施設や軍用地になるケースもあり、城下町の一部として武家地や町人地が現存していることも多い。
(2)在郷町	江戸時代以降、農村部の商品生産の拡大に伴って発展した商工業に特化した小都市である。城下町周辺の町人地や寺内町が幕藩体制下で在郷町として発展した例が多い。在郷町の基本的構成は、町家のまちなみとその前面の祭礼等にも利用される通り、生活・防火用水として用いられる水路網等から構成されている。 地域の気候、産業に関連する資材や設備等に影響を受けた建築様式を持つまちなみに特徴が見られ、社会経済が安定した時代に発展した様相が色濃く残っている。
(3)門前町(鳥居前町)	著名な寺院や神社への参詣客を迎え入れるまちとして発展した都市である。門前までの参道があり、参道沿道に参詣客を相手にする宿坊、商工業者が集住した町家が立地する沿道型のまちなみを構成している。 構成要素として、山門や宿坊、御師、鳥居、灯籠、参道並木等が特徴的である。明治初期における神仏分離令による廃仏毀釈の断行や御師制度の廃止等により、門前町としての様相が現存している箇所は多くない。長野市は、善光寺の門前町・宿場町から県庁所在地となった唯一の例である。
(4)宿場町	主要な街道沿いに発達した集落都市で、特に往来の多かった五街道や往還沿いに立地、街道に沿って両側に短冊形の宅地割を形成した。 参勤交代の大名一行等が宿泊する本陣や脇本陣、公用物資の運送を担う問屋、これらに必要な人足を徴用するための助郷が立地した。旅籠や問屋などの町家のまちなみが発達し、当時の繁栄した様子が伺える。
(5)港町(川湊町を含む)	17世紀後半に日本海側から下関を経由する西回り航路、津軽海峡を経て江戸に至る東回り航路が発達し、停泊地に在郷町である港町が形成された。舟運の発達により、荷物運搬の中継地として川沿いの内陸部に集積地として都市が発達した。
(6)寺内町	室町時代に浄土真宗などの仏教寺院や御坊を中心として成立した自治集落である。防衛のために環濠や土塁で囲まれており、信者や商工業者が集住した。環濠集落は、寺内町等の自治集落において、周囲に堀をめぐらせた集落形態を示す。

歴史まちづくりを推進するためには、成立した当時の都市の構造やその歴史的な背景をもとに、地域に残る文化財や歴史的な建造物等の資源を、地域固有の歴史文脈・ストーリーとして関連づけて、保全・活用する必要がある資源を検討し、これらを保全活用するために必要な取り組みを念頭に置きつつ計画及び個別事業の実施を行うことが重要である。

そのため、歴史まちづくりに活用できる構成要素について、地域の歴史性を踏まえた都市の属性別に、対象とするスケールや範囲、歴史的資産の特徴を捉え、これらの建造物等を組合せて歴史的な関係性を導き出し、ストーリーを構築することが望ましい。

次に、地域の歴史性を踏まえた6つの都市の構造について説明し、これらの都市に見られる特徴的な構成要素の一例を示す。

(1) 「城下町」の成り立ちと都市の構造

近世(およそ安土桃山時代～江戸時代位)においては、戦国大名等の領主の居城を中心として、城下に家臣や領国内の町人(商人や職人等)を集住させた。家臣らが居住する武家地や町人が居住する町人地など、明確に土地の利用区分が設けられ、城を中心に計画的に建設されたのが城下町である。

特に江戸時代初期に、領主の領国支配の明確化等の理由から、大規模な城下町が造られるようになった。そのため、城下には異なる身分や職業等による複数の町場が成立、発展し、それぞれの町場が有する都市的な要素を複合的に内包している。

城下町の基本構成は、①城郭(城下町の中心施設)、②武家地(上級武士が居住する武家地から下級武士の足軽屋敷まで、格式に応じて城郭中心部から周辺部に配置)、③寺社地(一般的に防衛上の要所に集中的に配置)、④町人地(一般的に、鍛冶屋町、紺屋町、魚屋町等の個別職業に応じた区分配置)からなる。

こうした構成要素ごとに町割は異なり、地形要件等により、その配置や形状も異なる。

例えば、彦根の城下町は、三重の堀によって4つの郭に区画されている(図 2-1)。内堀の内側の第1郭は、天守を中心として各櫓に囲まれた丘陵部分と藩庁である表御殿(現在の彦根城博物館)などからなる。内堀と中堀に囲まれた第2郭は、藩主の下屋敷である槻御殿(現在の玄宮園・楽々園)と家老など千石以上の重臣の邸宅が広がっており、内曲輪と称された。中堀と外堀の間の第3郭は、武家屋敷と町人の屋敷が存在し、武士・町人あわせて居住していたが、居住地は明確に区分されていた。広い敷地を有する寺院は、一朝事ある時は軍事的役割も担うため、武家屋敷とともに外堀の防衛線を形成していた。

そのため、堀に面した要所は武家屋敷と寺院で占められ、町人の居住区の大半はその内側に広がっていた。町人の居住区は、油屋町・魚屋町・桶屋町・職人町など職業による分化配置が見られる。外堀の外側の第4郭は、町人の住居と足軽の組屋敷があった。また重臣の広大な下屋敷が置かれたのもこの地域であった。彦根藩の足軽は、下組(中藪組・池須町組)、善利組・上組(大雲寺組)、北組(切通組)、中組、鐘叩組で構成されていた。足軽組屋敷は、城下町の最も外側に、城下を取り囲むように屋敷を連ねて、彦根城と城下町を守備する役割も担っていた。

現在の彦根市街地でも、特徴的な三重の堀や町割等の当時の都市構造が伺える。

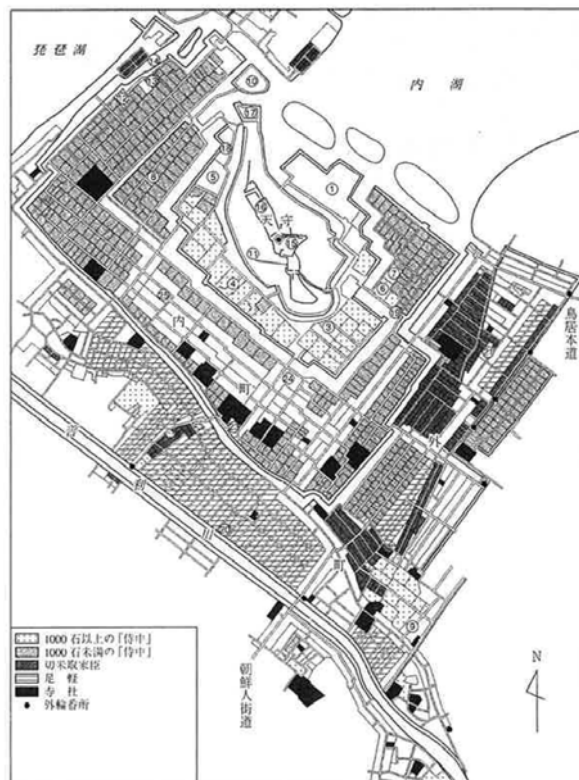


図 2-1 彦根城下町割図

出典:彦根市「彦根市歴史的風致維持向上計画」

「城下町」における主な構成要素の例

城下町における構成要素について、図 2-2 にて示す。

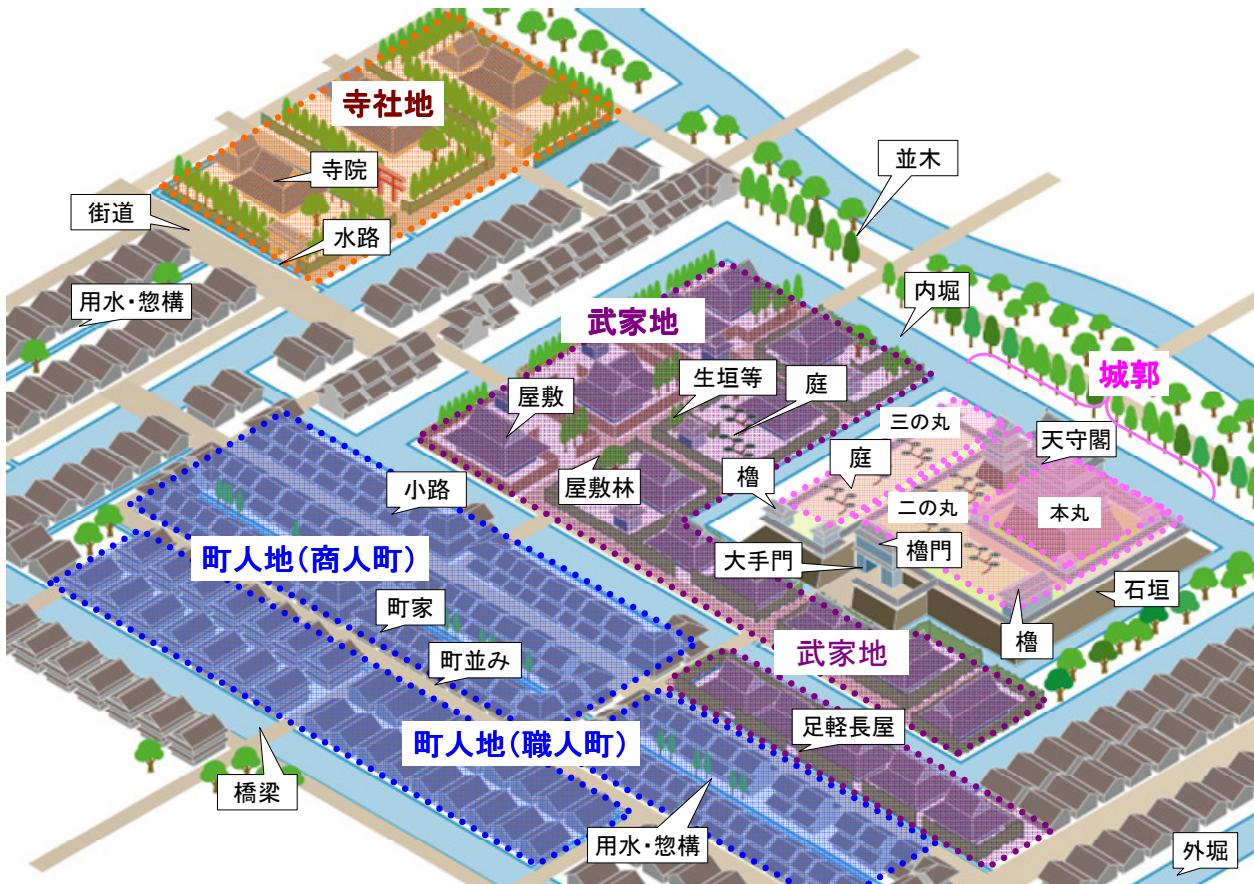


図 2-2 城下町における構成要素の模式図

城下町は、城郭を中心に、武家地、町人地(商人、職人等)、寺社地といった身分や職種に合わせて、周囲に集積させた構成となっており、各境界は濠や堀等によって分けられている。

掘割は、都市の規模にもよるが、城郭周辺の内堀、武家屋敷等が内側に配された中堀、下級武士や町人地が内側に配された外堀といった三層による構成が多い。このうち、現存している堀は内堀が多く、中堀や外堀等は、道路や地割りとしてのみ痕跡が見られる場合がある。このような堀等で囲まれた領域は曲輪と呼称され、地名として残っている場合がある。

城郭は、本丸の天守閣を中心に、外側に向けて二の丸、三の丸と配されており、周囲を囲む城壁、四隅等に配された櫓、二の丸や三の丸から城外へと通じる入口に設けられた門(大手門)、これら城郭の基盤となる石垣といった構成である。また、門と櫓の機能を兼ね備えた櫓門など、その当時、担った機能や立地した場所に応じた名称が残っている場合がある。城郭内に整備された庭園等も、歴史的資源である。

武家地は、家臣等の上級武士の住居が城郭から近い中堀内に配される。地域独特の生垣や堀、門等に囲まれた屋敷(武家屋敷)を構えることが多く、特に、堀や生垣、屋敷林等は、現在残っている武家屋敷群の特徴を示す要素となっている。足軽等の下級武士の住居はその外周に配されており、足軽長屋等が残されていることもある。

寺社地は、城下町の内と外の境界、防衛上の前線に集中配置されることが多く、堀や屋敷林等によって囲まれた敷地内に神社仏閣の建造物が配されている。

町人地(商人、職人)は、主に外堀内へ職業別に集積配置された。鍛冶町や船場町など、その地域に集住した職業がそのまま町名になった例も多く、現在でも伝統的な工芸品等を生産する地域として残っている場合もある。

なお、まちの起源は城下町であっても、藩の転封(移封)等によって廃城となったのち、残った町人地が商業や工業の生産や物資の流通等に特化し、在郷町的な発展を遂げた地域も数多くある。(高山市、川越市など)

(2) 「在郷町」の成り立ちと都市の構造

在郷町は、江戸時代以降に農村部における各種商品の生産や製造等に伴って発展した都市で、多種多様な都市の類型が見られる。図集日本都市史²⁾によると、「法制的には農村とされた地域にも、実質的に商工業を展開し、都市として機能した町があった。これら城下町以外の都市は『在郷町』と総称されるが、その特徴によって港町・宿場町・門前町などとも呼ばれ、城下町と農村、城下町と三都との間の流通に介在して大きく成長を遂げた場合が多い」とされ、広義には、門前町や宿場町等も在郷町の部類に入るとされている。

在郷町には、需要のある城下町と近在農村等との商品作物の流通に関わり、産業都市として大きく成長、隆盛を極めたまちが多く見られる。代表的な生産品としては、生糸(養蚕)・木綿・紅花・藍・菜種・砂糖・塩等といった商品作物や、綿・絹の製造、酒・醤油・味噌の醸造、陶磁器の製造等といった、全国市場に流通する産品があり、在郷町はこれらの生産と流通の拠点として発展した。

例えば、茨城県桜川市の真壁地区は、真壁城に付属した集落に起源を持ち、笠間藩の支配となった後は、城に代わって陣屋が置かれ、周辺地域の物産が集散する在郷町として発展し、北関東及び東北地方への木綿販売の拠点としても繁栄した地域である。戦国期を起源としつつ近世初頭に成立した町割を良く残し、町並みには近世後期から近代にかけての多様な伝統的建造物が残り、筑波山北麓に栄えた在郷町の歴史的風致を今日に良く伝えるものとして、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている(図 2-3)。

真壁地区のほかに、重要伝統的建造物群保存地区のうち在郷町として区分されている箇所は7か所あり(うち3箇所は寺内町や港町にも区分、朝鮮からの技術導入等により発達した肥前有田内山の製磁町、竹原の製塩町、内子町八日市護国の製蠟町、世界文化遺産に登録された石見銀山を含む鉾山町(大田市大森銀山、高梁市吹屋の銅山)等、生産品によって区分できる。

これら在郷町は、贅を尽くした祭事(屋台、山車、曳山等の祭)や行事、地域固有の町家絵意識・構造、都市と農村の性格をあわせ持つまちなみ等を有している点にも特徴がある。



図 2-3 真壁地区のまちなみ(茨城県桜川市)

出典:桜川市「桜川市歴史的風致維持向上計画」

2) 「図集 日本都市史」東京大学出版会 24 ページ 8 都市社会の安定より引用

「在郷町」における主な構成要素の例

在郷町における構成要素について、図 2-4 にて示す。

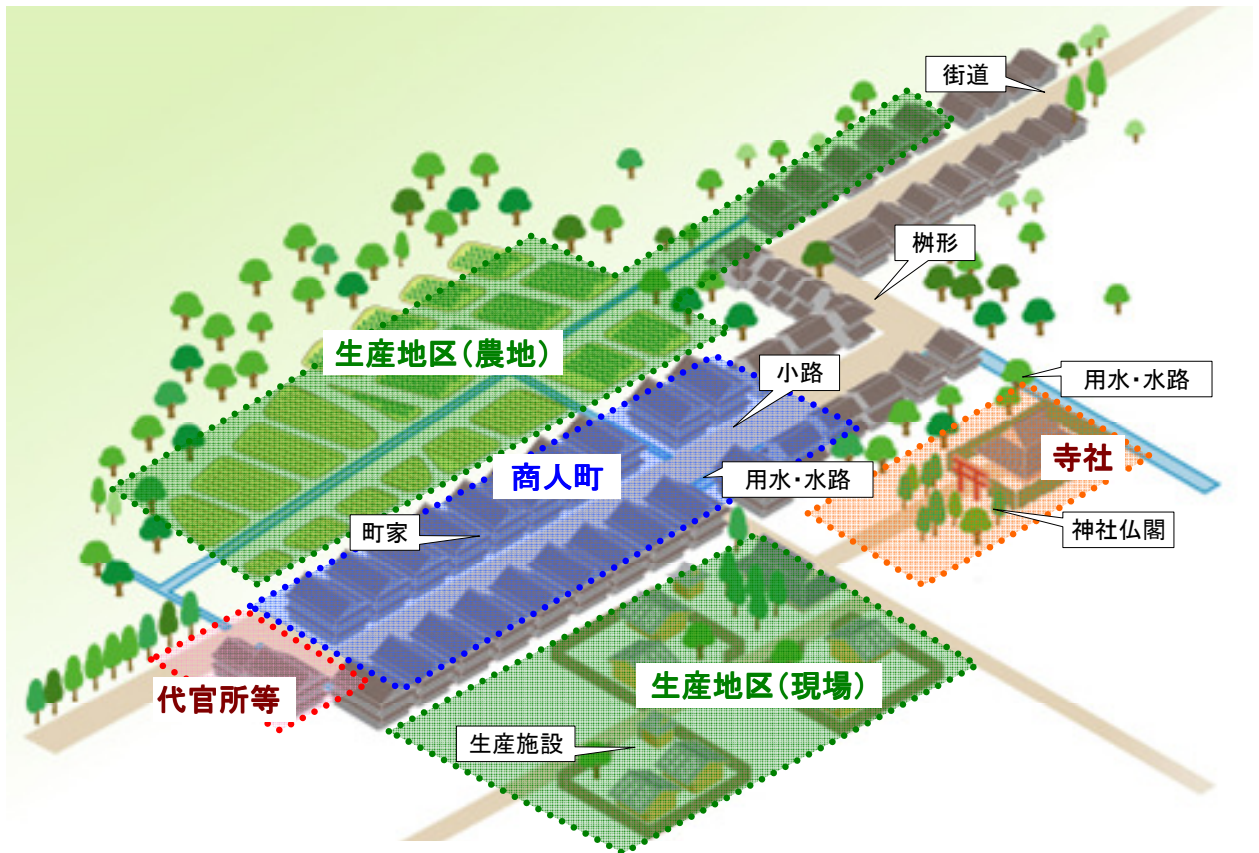


図 2-4 在郷町における構成要素の模式図

在郷町は、農村等が農産物の生産や鉱業・工業の製造に特化し、集住して発展した経緯があり、商人の町家が集積したまちなみの特徴であり、中心的な構成要素となる。まち全体が商品生産に特化することで独自の発展を遂げることが多く、それぞれの地域や気候等を反映したまちなみや建築様式を残していることがある。中には都市部の需要拡大に伴い隆盛を極めた地域も多く存在し、富裕層による屋敷の建設や祭礼等への投資によって発展した独自の文化を持ち、現在でも継承している地域がある。

陶磁器の製造や地金等の採掘等、産業に直接関わる施設や拠点がある場合は、その産業に合わせた独自のまちなみを形成することが多く、製磁町や鉱山町等が持っている特性は、その地域ならではの歴史的資源となりうる。

(3) 「門前町」の成り立ちと都市の構造

門前町は、中世以降、庶民等の信仰を集めた各宗教・宗派の総本山や有力・有名な神社仏閣等への参道沿道に形成されたまちである。

近世以前、神社仏閣等の周辺には、社寺関係者とその信者が主に立地・集積して寺内町が形成されていた³⁾。江戸時代に入り、全国で盛んになった庶民信仰と、五街道をはじめとする街道・往還の整備や宿場町の形成によって、有名な神社仏閣への参詣といった物見遊山の旅が増え、これら参詣客を相手にする商工業者等が集積した都市として繁栄した。

門前町の都市構造は、参詣の中心である神社仏閣の門前から延びる参道に沿って、まちなみが展開される場合が多い。門前町で唯一の県庁所在地である長野市の善光寺門前町のように、より大きな門前町では、表参道を含めていくつかの参道や街道が形成され、複合的な構成になった場合もある(図2-5)。なお、神社の沿道に形成された町(例えば近年に再生・整備された伊勢神宮の内宮おはらい町等)の場合は、鳥居前町と呼称することがある。

重要伝統的建造物群保存地区のうち、門前町として区分されているものは、比叡山延暦寺や日吉大社の門前町の「大津市坂本」、京都市内から愛宕神社へ通じる愛宕街道に沿う「京都市嵯峨鳥居本」、八坂神社、法観寺、清水寺などの門前町として古くから賑わった「京都市産寧坂」の3箇所のみであるものの、江戸時代に流行した伊勢詣・おかげ参りや讃岐の金刀比羅宮参詣、信濃の善光寺参詣等が示すように、歴史ある門前町が多く現存している。

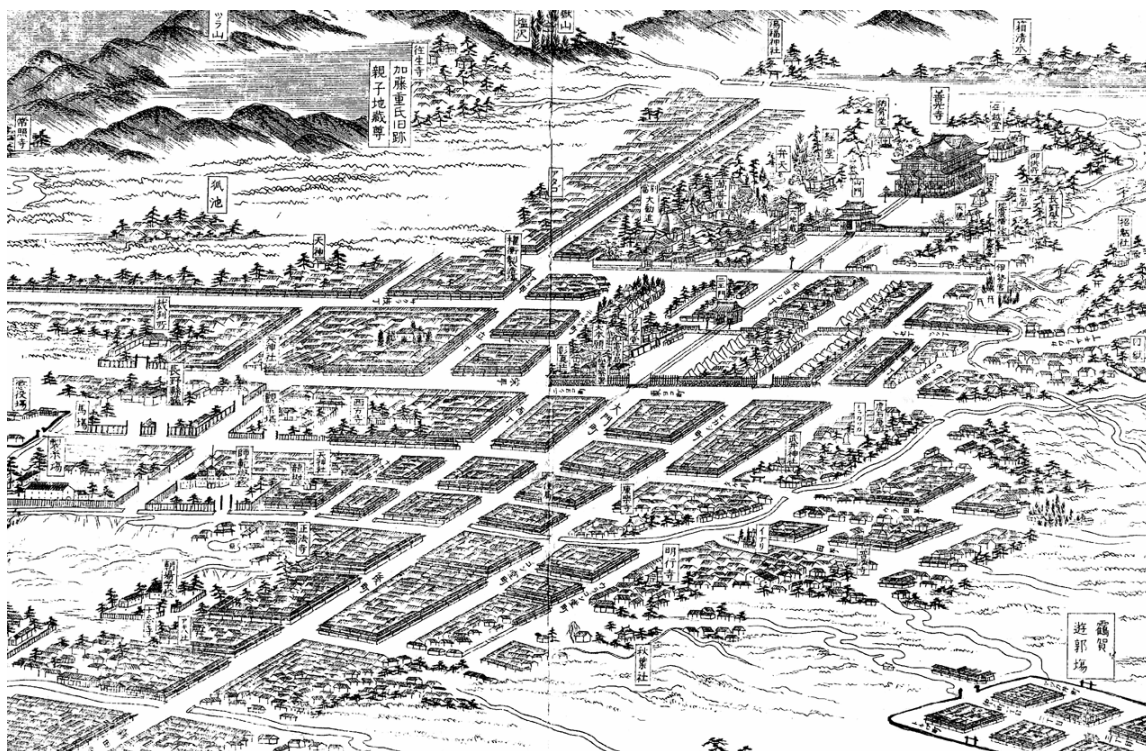
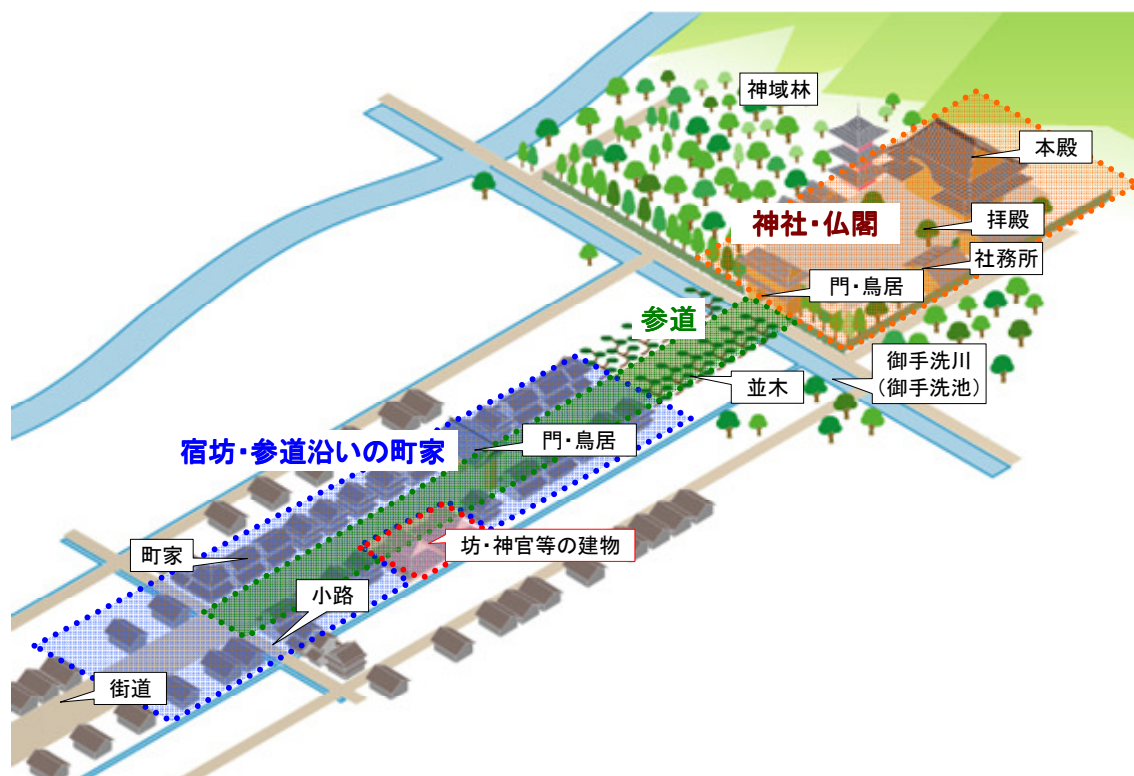


図 2-5 善光寺長野町図 明治 14(1881)年

出典: 県立長野図書館「信州デジくら」HP

3) 寺内町: 町内には寺社を建設、信者や門徒が居住し、周辺部には外敵から都市を守るための土塁や環濠等を築いた都市であり、欧州の宗教都市の成り立ちと酷似している。
門前町とは、都市の成り立ちが異なることから、本書では区分している。



門前町は、中心的存在である寺院や神社の門前に宿坊や商人等が集積して、栄えたまちであり、神社・仏閣への巡礼から江戸時代の一般大衆への参詣の普及や諸街道の整備等に伴って発展したまちである。

神社や寺院等の施設は、門前町の中心的施設であり、それぞれの特徴を形づくっている。本堂や本殿等といった境内の施設の他、参道沿いに配された山門や鳥居、燈籠等は門前町の重要な構成要素である。神社仏閣に向かう参道両側に、門前町の場合は山門や宿坊、鳥居前町の場合は御師の住居が並ぶ沿道型のまちなみを形づくっており、また、参道沿いの並木等の特徴を持っている。多くは、主要な街道とつながっており、宿場町の特徴を持っている。この他の特徴としては、参道沿いに神官等の屋敷等が立地している。

神社・仏閣のある境内の前面には河川や水路が設けられているが、これは神社・仏閣の領域を聖域とし、俗世間との結界として配置されており、双方の世界を結ぶ橋を渡することで、俗世間から聖域へいざなうといった意味を持つことが多い。

(4) 「宿場町」の成り立ちと都市の構造

宿場町は、中世から近世において、主要街道沿いに発達した集落都市であり、江戸時代には幕府や藩によって公式に認定されたまちの一形態である。諸大名への参勤交代制の確立や各地をつなぐ街道や往還が整備された江戸時代以降に新しく成立したものが多い。参勤交代の大名一行等の宿泊施設としての本陣や脇本陣、公用物資の運送を担う問屋が立地し、これらに必要な人足を徴用するための助郷が周辺の農村部に立地した。また、一般庶民による有名寺社等への参詣の流行に伴い、一般庶民を相手にした旅籠、木賃宿、商家等が、街道に沿って細長いまちを形成した。東海道五十三次の宿場町である関宿のまちなみを図 2-7 に示す。

宿場町の多くは商業機能をあわせ持つ在郷町として発展した。特に賑わいを見せたのは、五街道沿いに展開した宿場町で、幕府は道中奉行を設けて直轄とした。

町は街道に沿った沿道型であり、街道の両側に奥行き揃った短冊状の町割、街路の中央や両側に水路を持つという都市の構造が典型的であった。町の入口に木戸を設け、枡形を有する場合もあった。



図 2-7 関町関宿伝統的建造物群保存地区(三重県亀山市)のまちなみ

出典: (左) 亀山市「亀山市歴史的風致維持向上計画」

「宿場町」における主な構成要素の例

宿場町における構成要素について、図 2-8 にて示す。

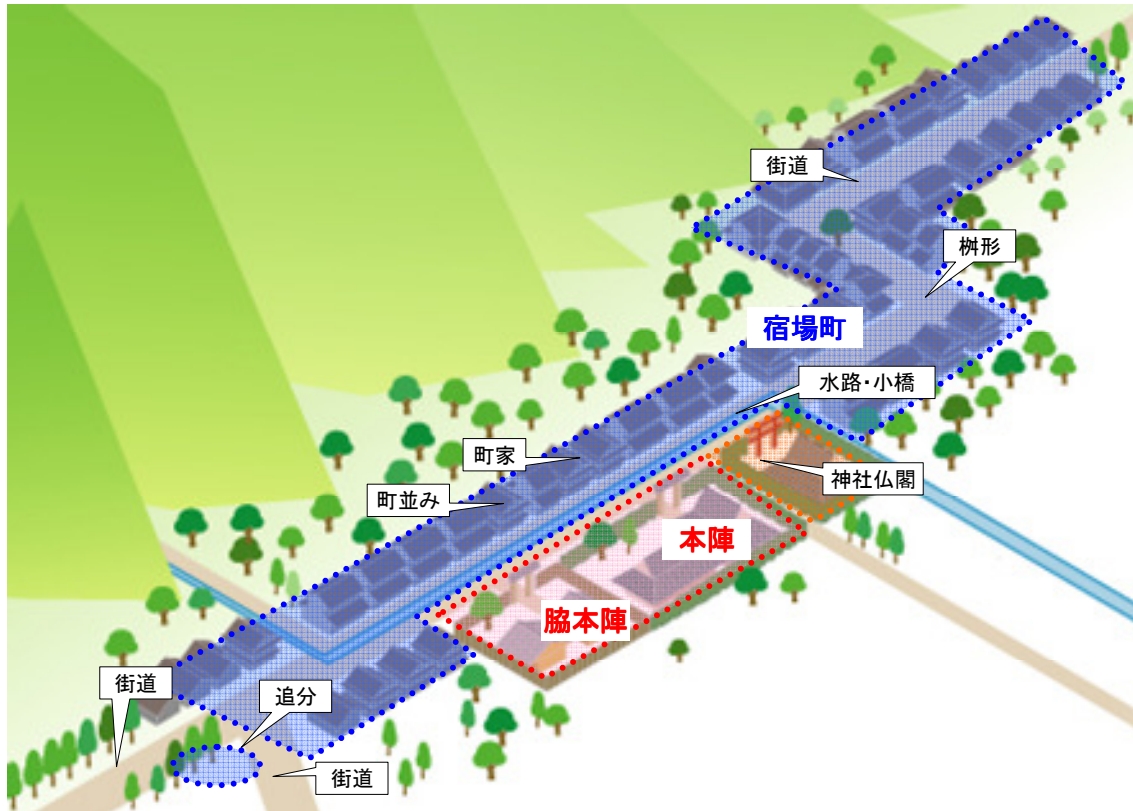


図 2-8 宿場町における構成要素の模式図

宿場町は、都市間を結ぶ街道の整備及び街道を行き交う人や物資の増加に伴い、宿場として発達したまちであり、街道の両側に沿ってまちなみが形成されている。宿場町は、幕府や各藩により公式に認められた町として、江戸時代を通じて発達、地域によって独自の旅籠や問屋等の町家がある。

特に、江戸時代の参勤交代制度により、地方の大名一行等が宿泊する本陣や脇本陣、物資の運送を行う問屋が立地した。

宿場町の構成要素としては、人々や物資の往来を支えた街道と、宿泊施設としての大名一行等が宿泊する本陣や脇本陣、町民等が逗留する旅籠や旅館等といった宿場の特徴を持つ建築物、街道筋に点在する目印や追分、並木等がある。また、宿場町での生活を支えた用水や水路等も街道や沿道のまちなみとあわせて、特徴的な要素である。

この他、街道沿いに設けられた行き先を示す石碑や塚等、宿場町とのつながりある要素も多い。

(5) 「港町（川湊町を含む）」の成り立ちと都市の構造

港町は、港湾や河岸に成立した商業集落または都市で、広義の在郷町の一つである。港町は、中世より年貢物の積出しや保管、販売等によって発展、特に大量物資の運搬手段であった舟運の寄港地・中継地として、商品物資の流通拠点として重要な役目を果たした都市である。

特に、中世から発達した瀬戸内海航路、江戸時代に入り整備された、日本海沿岸から下関を経て大坂へ至る西廻り航路、津軽海峡を経て江戸へ至る東廻り航路等における寄港地では、物資の集積・中継地点となって経済活動が活発化し、港町は隆盛を極めた。

明治時代に入り、鉄道が整備されると、物資移送は舟運から鉄道に移行し、舟運業は廃れ、港町、特に、川湊町は衰退した。

現在でも、「常夜燈」、「雁木」、「波止場」、「荷揚げ場」などの歴史的資産を残す港町がある。港町の特徴として、その多くは港町に沿って、輸送された物資の荷揚げや保管・貯蔵する倉庫や蔵を配し、その奥には商人地のまちなみが立地している。これら施設は、港の機能を活かすため、港や河川の形状に沿った家屋を配置し、前面の道路と港から出入りできるような形状で形づくられることが多い。また、物資の流通として、街道等の内陸交通を引き込んだ港町が発達した都市も多くある。函館市の例を図2-9,10に示す。

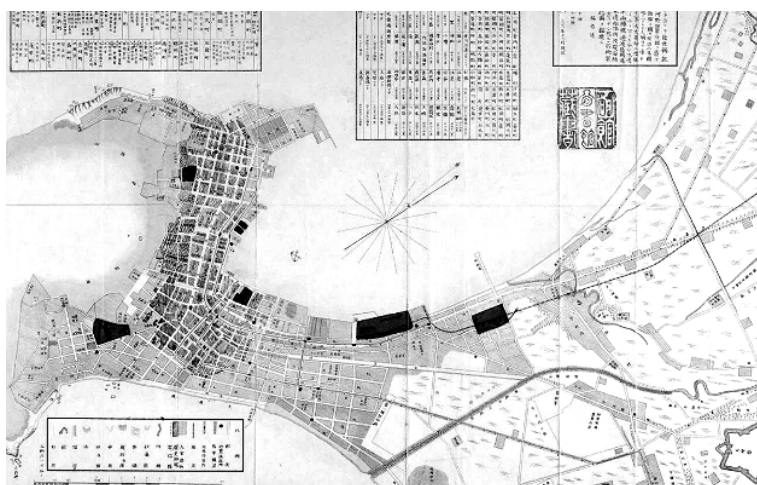


図2-9 改正函館港全図 明治40(1907)年



図2-10 函館市街全図 明治21(1888)年

出典:「函館市中央図書館デジタル資料館」

「港町」における主な構成要素の例

港町における構成要素について、図 2-11 にて示す。



図 2-11 港町における構成要素の模式図

港町は、主な産業であった漁業や海上物流の拠点としてまちなみが形成され、他地域との流通の増加に伴い、発達したまちである。自然地形を利用した湾や河川の沿岸に沿ってまちなみが形成されることが多い。舟から荷物を引き上げる物揚場・荷揚場が沿岸に設けられ、その陸側に店舗や間屋、家屋が立地するという構成となる。

この他、各地域の気候や風土にも強く影響を受けて、まちなみを形成する家屋のデザインや防風のための施設等、それぞれの特性を持っている。

(6) 「寺内町」の成り立ちと都市の構造

寺内町とは、室町時代中期以降に、一向宗(浄土真宗)などの仏教寺院や御坊を中心に形成された自治集落であり、町全体を寺院の境内と見なし、宗徒や商工業者等が集住した宗教都市である。

都市の特徴として、外部からの進入を防ぐために都市の外周部を環濠や土塁等で囲み、内部は神社と町家によって整然と区画された構成となっており、外部との出入口は、数カ所に限られていた。

寺内町の建設には、本願寺主導による建設(山城山科、摂津石山など)と、在地土豪・門徒による建設(富田林、貝塚、城端など)があり、畿内地方に多く分布し、社会の安定した江戸時代には、近在農村からの農産物の集積地として、機能や地元特産品の製造等の商業活動を行う在郷町として発展した都市もあった。

重要伝統的建造物群保存地区のうち、寺内町に区分されている箇所は、奈良県橿原市の称念寺を中心とした今井町、大阪府富田林市の興正寺別院を中心とした富田林があり、これら寺内町では、当時の集住形態として、環濠や土居に囲まれた痕跡があり、碁盤目状の街路パターンが残っている。富田林市寺内町のまちなみを図2-12～14に示す。



図 2-12 富田林市寺内町のまちなみ(現在)



図 2-13 安永 7(1778)年の富田林村の古絵図



図 2-14 富田林市富田林 (現在)

出典: (写真) 富田林市観光協会HP、(古絵図・地図) 富田林市 HP

「寺内町」における主な構成要素の例

寺内町における構成要素について、図 2-15 にて示す。

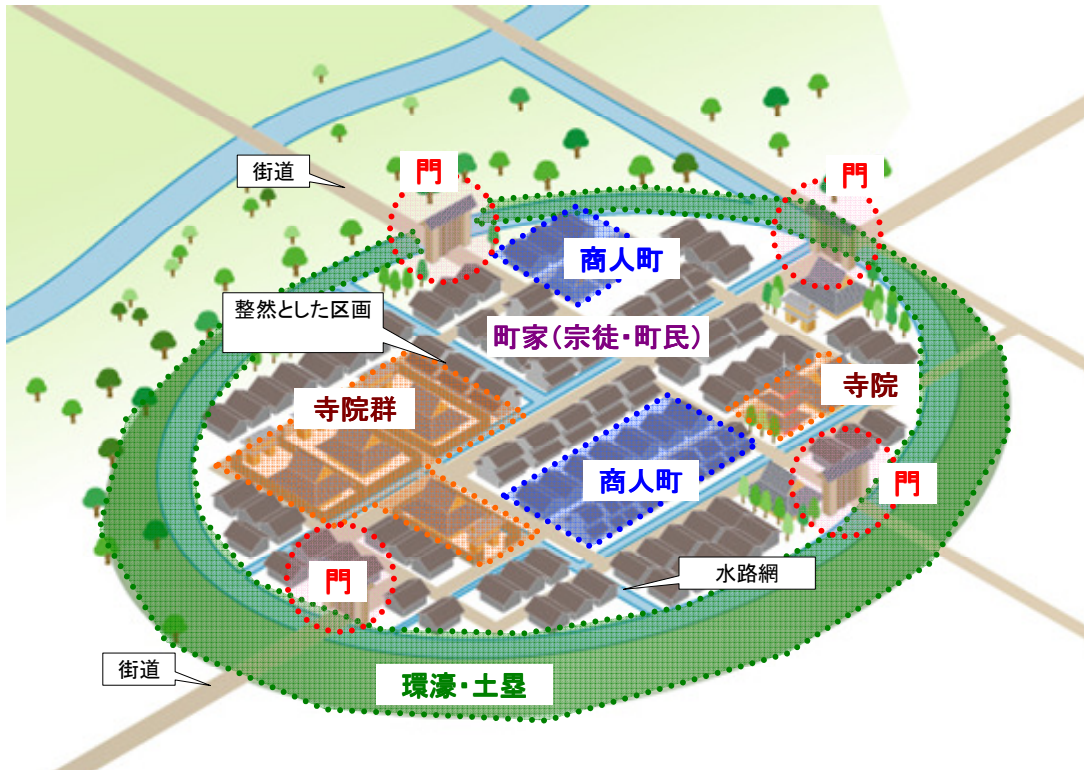


図 2-15 寺内町における構成要素の模式図

寺内町は、寺院や宿坊を中心に形成させたまちであり、環濠や土塁等で囲んでいるところや、内部の町割りが整然とした碁盤の目の区画になっており、その中に宿坊や商人町、寺院仏閣が立地しているところが特徴的である。

寺内町と外部とを結ぶ箇所は数カ所に限られ、入口には門等が設けられる等、集住形態や配されている施設等、特徴ある構成要素を持っている。

(7) 複合的な属性を持つ都市の構造

都市の神社仏閣を中心に参道沿いに発達した門前町に参詣客のための旅籠が立地して宿場町の機能を持った例や、寺内町が江戸時代に入って近在農家の産品により在郷町として発展した例、城下町として整備されたが廃城となって、町人地が発展した例など、(1)～(6)で示した属性別の歴史的資源に加えて、近世日本における社会や経済の発展と変化に伴って6つの都市の属性が複合的に見られる地域も多い。

対象とする地域のこれまでの発展経緯を踏まえて、地域の歴史的資源としての特徴を整理することが望ましい。

コラム・・・歴史的な資源の分類例の紹介

歴史的な資源については、これまでもさまざまな分類や整理が行われている。

以下に紹介する歴史的資源の分類表(表2-1)は、大河直躬編著「都市の歴史とまちづくり(学芸出版社、1995)」を参考に作成したものである。

表2-1 歴史的資源の分類表(都市計画と建築に関係があるもの)

分類	種類	主要な事例 (*は都市レベルで特に重要なもの)
都市を取りまいて いる自然の風景	山・丘陵	*山・丘陵の稜線とその緑、*遠くに見える名山、*斜面林
	水面	*都市に接する海・湖水・川の水面、汀線の石垣・植生
河川・水路・泉等	河川	*市を貫通する河川の風景、その付属物(堤・歴史的橋・堰)
	運河・用水	運河・用水の石垣・石段・常夜灯・堰・歴史的橋・水車小屋
	細水路	古くからある水路網・堰水路橋
	泉・池	名泉、池(特に歴史や伝説と関係のある池)
道	近世以前の道	*山の辺の道・京街道・鎌倉街道等の古道
	近世以降の道	*街道とその交点(辻)、付属物(一里塚・道標・道祖神・地藏)
	道の空間構成	広小路・升形・大手道・古くからの坂道・良い雰囲気的路地
	道に伴う施設	本陣・問屋場・高札場跡・茶屋・常夜灯
近代以前の公共 的建物・施設等	城館	*城跡、*城や館の建物、*石垣、*堀
	宗教施設	神社・寺院の境内・歴史的建物・森、町堂、小洞、参道の鳥居
	その他	歌舞伎舞台、人舞台、火の見櫓、太鼓楼、名園、名木・古木
近代以降の公共 および産業用の 建物・施設等	行政用の建物	*県庁、*郡役所、*市役所、*町村役場、議場、裁判所、刑務所
	教育用の建物	*大学、*高校、中学校、小学校、図書館、博物館
	他の建物施設	教会、公会堂、劇場、映画館、銀行、公園
	交通施設	停車場、鉄橋、トンネル、倉庫、港湾、灯台、税関
	産業施設	工場、煙突、倉庫、繭倉、発電所
町並み・民家	歴史的町並みと民家	伝統的町家の町並み、旧武家屋敷町、寺町、それらを構成する歴史的な建物・工作物(民家・蔵・門・石垣・石橋等)
	農漁村の集落	伝統的な屋敷構え、民家、蔵、石垣、生垣、屋敷林
	近現代の建物	町並みを特徴づける煉瓦造・洋風・アールヌーボーの建物、市民に親しまれた近代様式の建物
伝説地・生家・名 所等	伝説地	都市の起源伝説やその他の伝説と関係がある場所・塚・泉
	歴史的な場所	*都市の歴史で重要な事件が起こった場所
	生家・旧宅	著名な文人・芸術家・政治家等の生家や住んだ家
	名所	古くから住民に親しまれた桜・梅・藤等の名所、見晴らし台
遺跡	既知の遺跡	集落跡、古墳、古代官庁、古代寺院跡、中世城館跡等
	未発見の遺跡	都市の歴史で重要な遺跡が発見される可能性の高い場所(*都市の歴史的な中心、歴史の古い辻・橋の付近、遺跡伝承地)

出典：大河直躬「まちづくりに役立つ歴史的資産の目録づくりを進めよう」(大河直躬編『都市の歴史とまちづくり』)を参考に作成

コラム・・・歴史的資源のまちづくりにおける活用パターン例の紹介

歴みち研究会編著「歴史のまちのみちづくり 歴史的地区におけるまちづくりの理論と実践」において、佐々木氏は「歴史的地区におけるまちづくりの課題と方針」の中で、歴史的資源の活用パターンを図2-17のフローチャートに整理し、様々な歴史的資源の活用パターンが見出せるようにしている。

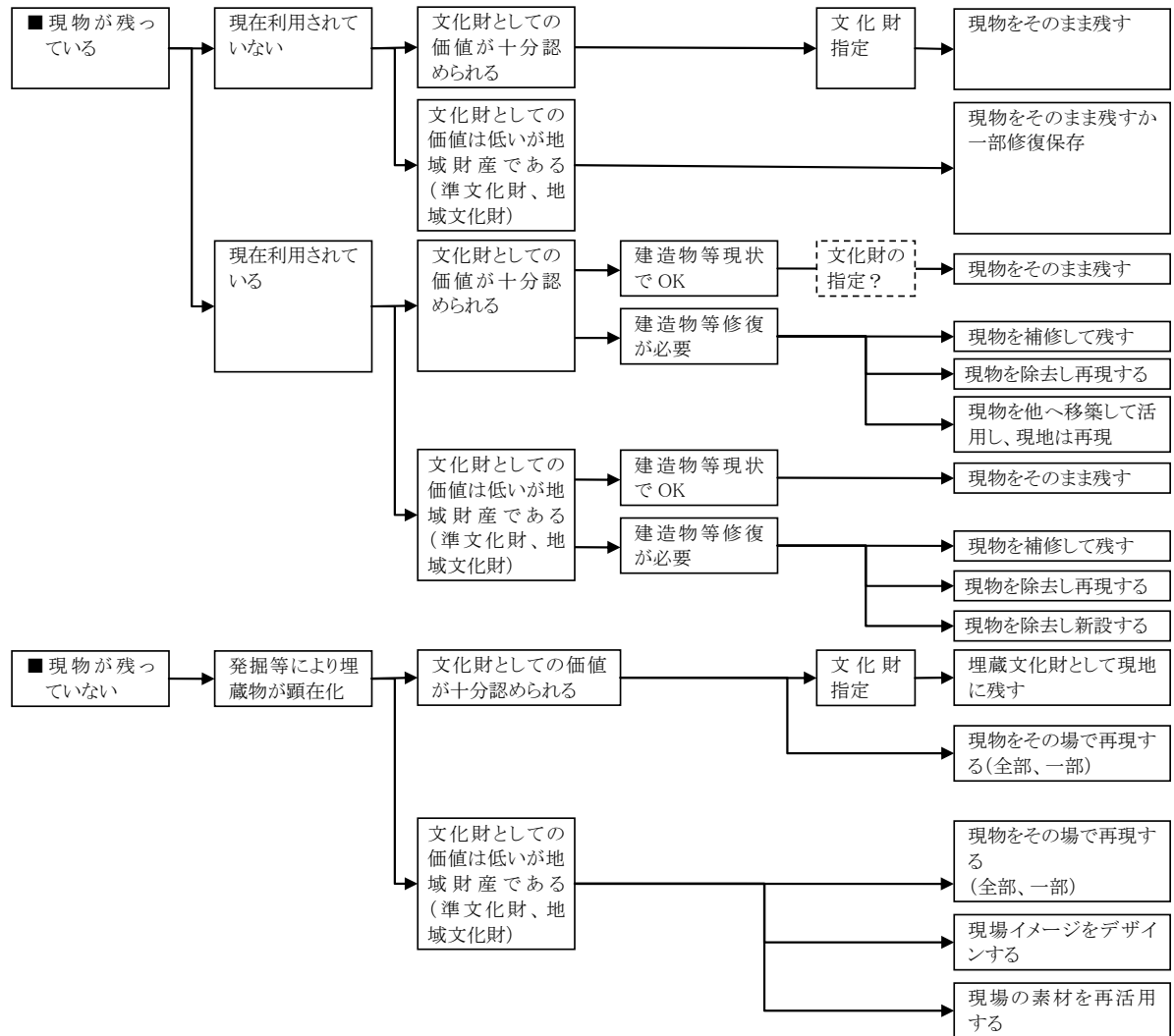


図 2-16 歴史的資源の活用パターン

出典:歴みち研究会編著「歴史のまちのみちづくり 歴史的地区におけるまちづくりの理論と実践」を参考に作成

2-2 現在までのまちの歴史的変遷や変化を知る

歴史まちづくりを考える上では、対象とする地域の歴史・文化的な特性を把握し、その特性から、地域固有の歴史的な文脈を理解することが重要である。そのためにはまず、広域的な視点から対象とする都市やまちの歴史的変遷を理解する必要がある。

我が国の都市の多くは、近世(およそ安土桃山時代～江戸時代位)に形成された城下町や在郷町等の都市の構造を基盤として、その上に現在の都市・まちが形成されている場合が多い。

そこで、成立当時と現在、それぞれの都市の構造を見比べることで、都市の構造の変遷を知ることができる。

具体的な方法としては、対象とする地域の古地図、絵図等と、現在の国土地理院発行の地形図や航空写真とを比較することが有効である。比較にあたっては、地形、道、水路、区画割、建造物等を見比べ、何が残されており、何が失われたのか歴史的な資源が残る特徴的な地域はどこか、などを明らかにする。また、その変化の要因等についても考察し、今後の歴史まちづくりを考える材料とすることが重要である。

例えば、彦根市は、江戸時代に井伊氏彦根藩 35 万石の城下町として発達した城下町であり、天守が残る国宝彦根城が現存している。城郭は 1603 年築城当時の姿を留めており、外堀は埋められたものの、内堀と中堀、また三つの堀によって区分された4つの地割(第1～4郭)が残っている。図 2-17 の「御城下惣絵図」(天保7(1836)年)と現在の地形図(図 2-18)を比較してみると、外堀の痕跡や地割が確認でき、城下町の外側(地図では左端)に流れる芹川等から、その当時の城下町の範囲がわかる。



図 2-17 「御城下惣絵図」 天保 7(1836)年

出典:彦根城博物館「御城下惣絵図(天保7年)」

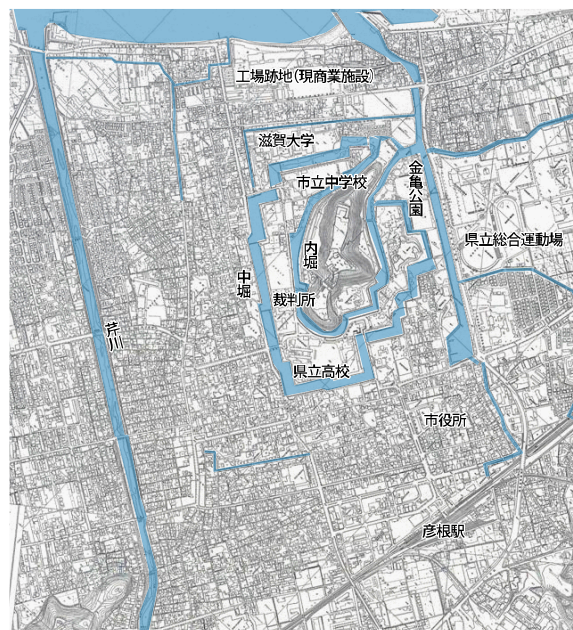


図 2-18 現在の彦根市中心部

出典:彦根市「彦根市歴史的風致維持向上計画」

城下町では、町人地の中でも商人や職人の業種や職種による区分により、その地域固有の伝統工芸・技術、祭事・風習等といった文化が現在に継承され、息づいているところも多く確認できる。

更に、古地図や絵図と現在の都市を見比べた結果を元に、実際に現地での調査や観察を行い、都市の骨格基盤を確認し、対象地域の歴史的な特性を把握することが効果的である。

古地図や絵図との比較において、年月を経たことにより旧地形やまちなみ(町割・地割)がわかりにくくなっている場合には、例えば、現在の町名や地名、通り名等から同様の呼び名を探す方法や、名称の読み方から当時の旧地形や町割を推察するアプローチも考えられる。

2-3 地域のまちづくりの方向性や規制誘導の内容を知る

(1) 対象地域に関係のある上位計画など、各種計画や決定事項を調べる

歴史まちづくりは、都市計画や文化振興、産業施策など多様な施策と関連するものであるため、これらの施策あるいは地方公共団体の地域づくりの方向性との整合性なしに進めることは困難である。そこで、対象地域において、行政が策定した総合計画、都市計画区域内であれば都市計画マスタープラン等の上位計画、景観法や自主条例等に基づく景観形成の方針(景観形成上重要な地域として指定されている地域や各地域の規制誘導の内容などを含む)を調べ、歴史まちづくりに関連する事項を整理し、これを念頭において歴史まちづくりの方向性や方策を検討することが重要である。

なお、これらの上位計画を把握する際には、現在残っている歴史的資源や都市の構造等が失われはないかという視点でのチェックも期待される。特に、都市計画道路の拡幅整備や河岸堤防の整備などは、沿道(沿岸)の風景やまちなみ等を一変させてしまう恐れがあることに留意が必要であり、必要に応じて、これらの計画の変更も視野に入れておく。

例えば、小田原市は、室町期以前から宿町が立地していたが、戦国期に北条氏によって領国の中心都市として、軍事、政治、経済等の諸機能が集まる城下町として建設された。また、江戸時代には城下町を基礎として東海道の小田原宿が置かれるなど、古くから人や物、情報等が行き交う要衝であった。

小田原市では、総合計画である「ビジョン21 おだわら」に基づき、都市整備方針を示す都市計画マスタープランが策定されており、これに整合するように都市計画や都市計画に関連する計画(景観計画や住宅マスタープラン等)が策定されている(図2-19)。

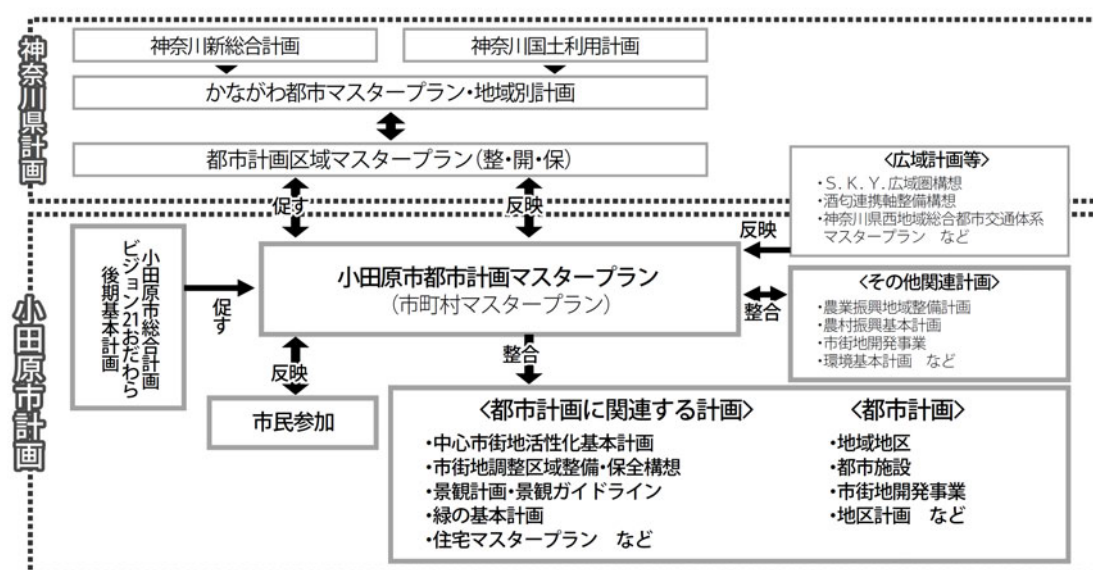


図2-19 小田原市におけるまちづくり関連計画の関係図

出典: 小田原市「小田原市都市計画マスタープラン」

(2) 計画で指定されている地域箇所と規制・誘導内容を整理する

上位計画や関連する計画のうち、良好な景観形成やまちづくりの推進を目的として規制誘導を行っている箇所及びその内容を把握した上で、どのような歴史的資源がどのように保全されているかを認識し、さらに法的な規制誘導が必要な地域や規制誘導等の内容を検討することが必要である。

特に、都市計画や景観計画等による地域の指定を重ね合わせて見ることで、対象地域で重要視されている箇所や今後規制誘導が必要な地域等が図示化され、理解が促進される。

○規制・誘導の地域指定が可能な制度

- ・ 景観法に基づく「景観計画」「景観地区」「景観協定」
- ・ 都市計画法に基づく「地区計画」「風致地区」「高度地区」「特別用途地区」「特定用途制限地域」
- ・ 文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区
- ・ 建築基準法に基づく建築協定
- ・ 都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑地協定 等

例えば、小田原市では、都市計画法に基づく地区計画、景観計画に基づく重点区域、高度地区などを指定し、規制誘導を行っている。小田原城周辺で導入されている主な規制を重ね合わせると、図 2-20 のように示され、歴史的な資源及びその周囲に高さや用途、景観等の多様な規制が導入されていることがわかる。

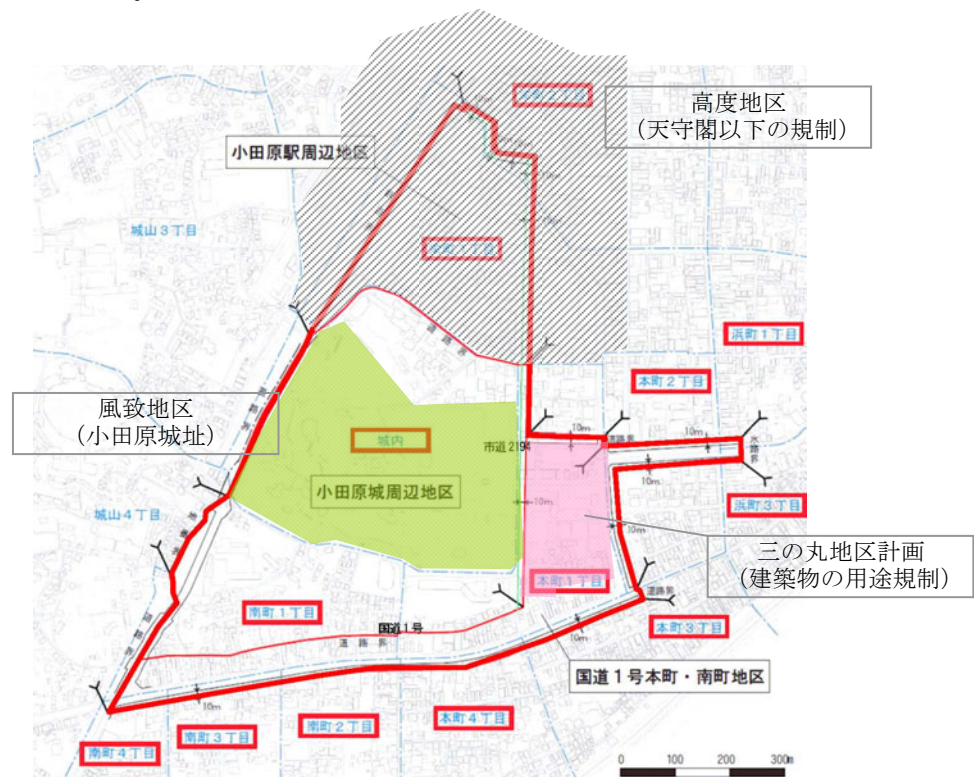


図 2-20 小田原市景観計画における主な規制の重ね合わせ図
(小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区)

出典:小田原市「小田原市景観計画」をもとに作成

2-4 地域にある文化財等の歴史的な資源を整理する

(1) 残されている歴史的資源を確認する

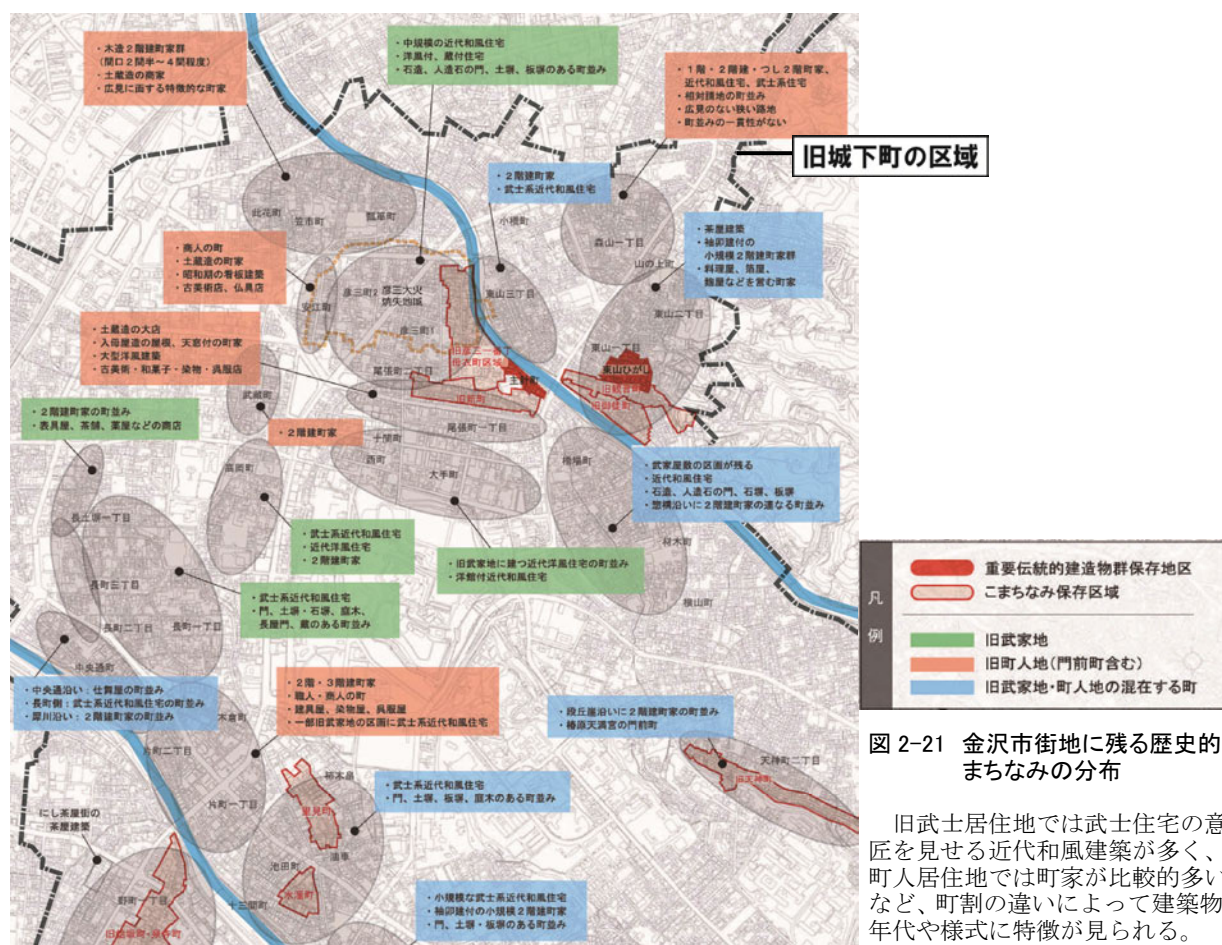
対象地域の都市の構造に加えて、地域の特徴を構成する重要な要素となる歴史的な資源についても、古地図や絵図と現在の地図を見比べることで明らかにすることができる。

その際には、地形、道路や街路、水系といった要素から、アプローチするとわかりやすい。また、現存する伝統工芸を営む町家や工房などの分布より、各地域の特色がわかる。

○確認すべき歴史的な資源の例

- ・地形(丘陵、盆地、台地など)
- ・道路や街路(旧街道や往還など)
- ・建造物(町家、蔵など)、まちなみ
- ・森林、緑地帯
- ・水系(河川、堀、用水、水路、湧水など)
- ・伝統文化・伝統産業 等

事例として、現在の金沢市街地に残る歴史的なまちなみの分布(図 2-21)、および伝統文化や伝統産業の分布を示した地図(図 2-22)を掲載している。これらを見比べると、金沢城跡の周辺には、武家地や町人地などの特徴を持った歴史的なまちなみが残り、茶室、和菓子、料理の伝統産業が、現在も立地していることがわかる。



出典： 金沢市「金沢市歴史的風致維持向上計画」をもとに作成

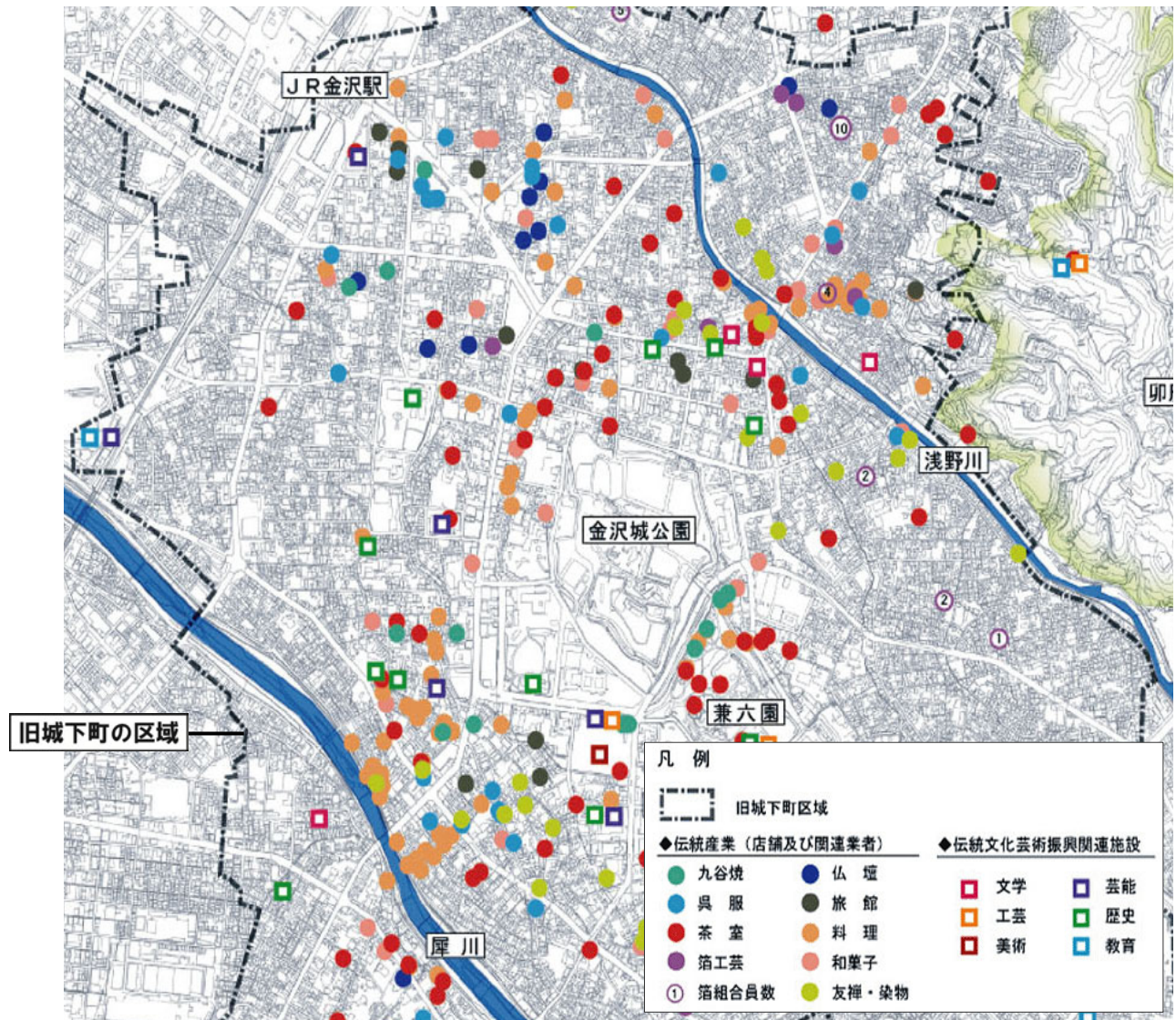


図 2-22 金沢市街地に残る伝統文化や伝統産業の分布

茶の湯文化と関連の深い茶室は、兼六園周辺や有力町人が居住した町人地界隈に多く分布している。また伝統産業は、友禅・染物が浅野川沿いや鞍月用水沿いに多く、仏壇店は本願寺の東西別院の門前に多いなど、他の歴史的資源との関わりが分布に表れている。

出典:金沢市「金沢市歴史的風致維持向上計画」をもとに作成

(2) 国や地方公共団体で指定されている文化財等、歴史的な要素を把握・整理する

歴史まちづくりを進めるにあたっては、対象地域における歴史的な資源について、その種類、数量、分布、保存の程度等の現状を把握し、その保護や活用、文化財等への指定などの新たな価値付けを図るなど、どのような施策を講じるかを検討することが必要である。文化財の種類については、図2-23の体系で整理されている。

国や地方公共団体によって指定あるいは登録された文化財や、景観法に基づく景観重要建造物等は、歴史的な景観を形成する構成要素として種類や分布等が整理され、保全や活用等の方針が定められており、地域における歴史的な資源のデータベースとして活用が可能である。

こうした既に何らかの位置づけを有しているもの以外にも、前述した歴史の変遷の把握等を通じ、埋もれている歴史的な資源を探し出し、その潜在的な価値を評価し、活用していくことも重要である。

○歴史的な資源の候補

1. 文化財保護法に基づく国や都道府県、市町村により指定された国宝・重要文化財(建造物)、登録有形文化財(建造物)、重要伝統的建造物群保存地区(伝統的建造物に係るもの)⁴⁾
2. 地方公共団体の条例等に基づき、保全すべき歴史的資源として指定した文化財
3. 景観法に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木
4. 文化財として未指定ではあるが、歴史まちづくりに資する価値を持つ資産 等

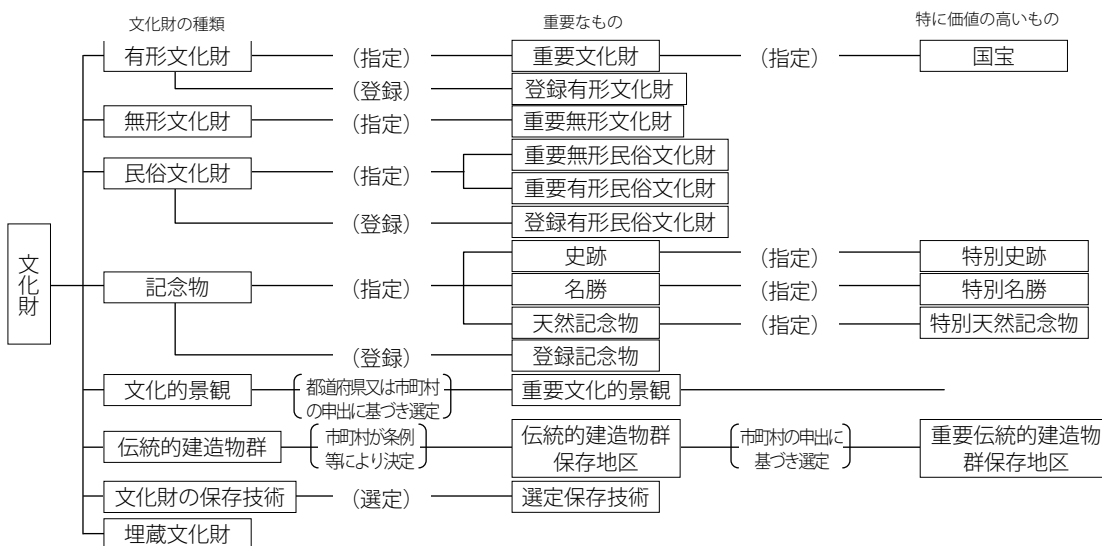


図 2-23 文化財の種類

出典:文化庁 HP を参考に作成

4) 歴史まちづくり法の重点区域指定の条件として、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の土地の区域、又は、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域(第2条第2項第1号)」が定められている。

歴史的な資源には、文化財保護法や地方公共団体の条例等で指定等された文化財、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木、その他法制度等では位置づけられていないが歴史まちづくりにおいて価値を持つ資産等があげられる。これらについて、その名称だけでなく、種別や場所、状況や歴史的な特性等を整理し、その後の計画策定や保護・維持管理等にも活用できるよう、わかり易く整理しておくことが有効である。特に法制度に基づく指定等が行われていない歴史的資源は、保護する手立てのないまま放置され、また取り壊されてしまう可能性があるため、カルテの作成等により状況を把握しておくことが重要である。

例えば金沢市では、貴重な歴史遺産として、表 2-2 の項目で整理している。

表 2-2 文化財を整理する際の区分(金沢市の例)

種別		項目
国指定、選定文化財		- 有形文化財建造物、国指定記念物(動物を除く)、名勝(兼六園等の特別名勝等)、史跡(金沢城跡等)、天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区 - 重要無形文化財(人間国宝:蒔絵、銅鑼、彫金の各工芸技術保持者)、重要有形民俗文化財(金箔製作用具、木地製作用具、手漉き和紙製作用具及び加賀象嵌製作用具)
国指定、選定文化財以外の文化財	i)文化財保護法の体系によるもの	- 国登録有形文化財、登録記念物 - 国指定、選定文化財以外で、歴史遺産の価値が認められ、文化財保護条例に基づいた県または市指定文化財等
	ii)市の独自条例によるもの	- 市独自条例に基づく保護措置 「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」に基づく「保存対象物」 「金沢市こまちなみ保存条例」に基づく「こまちなみ保存建造物」

出典:金沢市「金沢市歴史的風致維持向上計画」を参考に作成

2-5 地域の文脈や資源から歴史まちづくりの方向性や取り組み内容を検討する

(1) 歴史まちづくりの方向性を定める

これから歴史まちづくりを進めようとする地方公共団体や地元住民による団体・組織等において、これまで紹介してきた歴史まちづくりを進めるための特性の見方・読み方を参考に、対象となる地域の歴史性や歴史文脈・ストーリーを組立てていき、その地域の歴史的資源を活かしたまちづくりの将来の姿としての目標や方針を決めることが不可欠である。

地域の歴史的資源の調査、解説、整理によって見出された都市の属性や構成されている要素、総合計画や景観計画その他の上位計画や自主条例等に位置づけられる方針や規制誘導の内容等を踏まえつつ、歴史まちづくりの推進にあたっての課題とその改善を図るための方策を定め、取り組みを進めていくことが重要である。

方向性を定める例として、萩市における歴史的風致維持向上計画で整理された課題、歴史まちづくりに向けた基本方針を示す。

□ 萩市の歴史的風致を取り巻く課題及び歴史的風致の維持及び向上に関する方針

萩市の三角州に残る江戸時代から戦前までに建てられた歴史的な建造物は、平成10年から平成16年の6年間に、1,604棟から1,434棟と170棟(10.6%)が消失した。この数字は、歴史的な建造物が、老朽化等により急速に取り壊され、又は自然消滅している現状を表している。このままでは、歴史的な建造物は急激に、そして確実に消失していくことは明らかである。

一方で、萩には古代から藩政期、明治維新を経て現代に及ぶ長い歴史があり、それを物語るように多くの文化財や歴史的なまちなみが多く残されている。この長い歴史の中で生まれた様々な物語や出来事が次第に語り継がれなくなりつつあることから、萩まちじゅう博物館構想を踏まえ、市民一人一人が萩の歴史をしっかりと語り継ぐとともにその舞台となる歴史的まちなみ等、景観の保存、継承及び良好な景観の形成を図る必要がある。

また、萩市においては高齢化及び過疎化の進行が著しく、その結果、町内会においても若年層の減少から、組織の弱体化が懸念されている。萩市固有の歴史及び伝統を反映した伝承芸能や祭礼については、その母体を町内会組織に依存していることが多く、今後のこれらの存続が危ぶまれている。加えて、歴史的風致の構成要素となる地場産業においても、高齢化等様々な要因により萩焼や水産物等、萩を支える伝統産業の担い手が減少する状況のなか、その担い手の確保と後継者の育成が急務となっている。

合併した旧2町4村の地域においても、各地域で伝承されている神楽舞や益田家の加護を受けて発展した須佐唐津焼(須佐焼)、大内氏滅亡後、戦乱の場となった山口から多くのキリスト教信者が逃れてきたという隠れキリシタン伝説など、特色ある歴史や風土が今に残されているが、文化遺産について十分な調査が行われていない状況であるため、随時調査を進め、その結果に基づいた保存・活用等について様々な角度から検討する必要がある。

【歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針】

- 古代から続く萩市固有の歴史や風土、毛利藩政期から現代に至るまで人々によって伝承されてきた祭礼や伝統行事、伝承芸能、萩焼などの工芸、四手網漁などの産業技術を絶やすことなく将来へ確実に継承し、もって地域の文化及び産業の振興を図る。
- 「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれるほど面として残っているかけがえのない文化財や歴史的な町並み及びそれらと豊かな自然とが一体となった希有な風景や景観などを積極的に保存し、これらを活かした市街地の整備及び生活環境の改善を図り、もって都市の健全な発展を目指す。
- 行政と市民の協働体制のもとに、文化財施設の管理や文化遺産の調査・保存、伝統行事や伝承技術の保護など歴史的風致を維持及び向上させる活動を積極的に進め、もって「萩に住んでよかった」、「萩を終の住処にしてよかった」と日々実感できるような個性豊かなまちづくりを推進する。

出典：萩市「萩市歴史的風致維持向上計画」をもとに作成

(2) 歴史まちづくりに向けた取り組みを検討する

歴史まちづくりの方向性を定めた後には、次のステップとして、定めた目標や方針を実現するために具体的な取り組み事項を検討する必要がある。

具体的には、図 2-24 で示すように、都市の成り立ちごとの特徴ある都市構造を活かす(①)とともに、成り立ちに応じて存在する地域のランドマークやシンボルを修復・復元し、それらの眺望を確保する(②)ような取り組みが求められる。さらに、歴史的建造物やまちなみ、土木構造物など歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る(③)必要がある。その際には、地域の歴史に係る素材や、伝統的な様式・工法を活用・継承していく(④)ことが有効である。

また、伝統的な文化や祭事等の人々の営みについても、維持・継承していく(⑤)ための取り組みが必要である。

なお、これらの取り組みの具体的な事例については、3章で紹介する。



図 2-24 歴史まちづくりに向けた取り組みが必要となる要素と取り組みの種類

(3) 歴史まちづくりの推進体制をつくる

歴史まちづくりを推進するにあたっては、まちづくり行政や文化財行政を担う組織が緊密に連携することが必要となる。このほか、庁内の関連する部課が協力し、歴史や文化を活かしたまちづくり、地域の活性化、地域コミュニティの強化等を図っていくことが期待される。

そのためには、部署間の連絡調整体制を確立するだけでなく、歴史まちづくりのための組織を確立することが期待される。

また、歴史まちづくりには、地域の歴史や伝統を継承していく活動や、町家等の地域の歴史的な建造物が適切に保存する活動など、多様な主体の積極的な関与が必要であることから、地元で活動するNPO等の市民組織の意見や意向を積極的に取り入れる体制を構築することが望ましい。

金沢市では、歴史的風致維持向上計画の策定に向け、文化財の指定や保全・支援を担う市教育委員会の執行形式に加えて、都市政策局内に文化財の保護・活用を担当する「歴史遺産保存部」を設置、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全、整備、指導並びに活用等の業務を行う体制を整えている。この部内に各分野の有識者を顧問に迎え「歴史遺産調査研究室」を設置し、市内の有形・無形の歴史文化遺産の情報の集積及び調査・研究を行っている。

これらの組織の新設に加え、文化財保護とまちづくりとの整合を図るため、歴史遺産保存部をはじめ土木部、都市計画課、景観政策課など都市整備局の関連部局を「まちづくりフロア」として集中配置することにより庁内の横断的連携を強化している。(図 2-25)

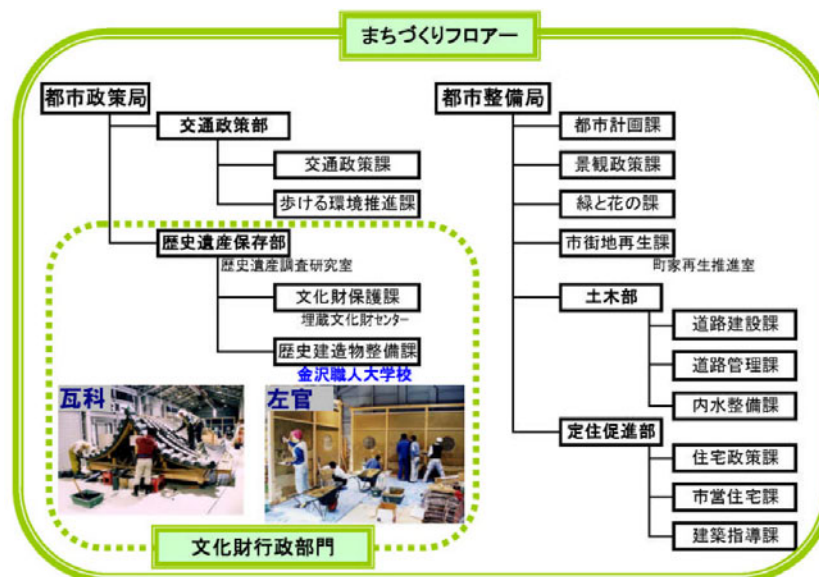


図 2-25 金沢市における歴史まちづくりの推進体制

出典：金沢市「金沢市歴史的風致維持向上計画」

3 歴史まちづくりに向けた取り組みや手法等の事例

ここでは、歴史まちづくりに向けた取り組みとして2-5で示した①歴史的に特徴のある都市の構造を活かす取り組み、②ランドマークやシンボルの修復・復元とそれらの眺望を確保する取り組み、③歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る取り組み、④魅力を高める素材や様式・工法を活用した取り組み、⑤地域独自の祭事や行事等まちと人との文化的なつながりを継承する取り組みについて、参考となる事例を紹介する。

事例紹介の対象は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を中心としている。地方公共団体やNPO等のまちづくり組織がどのような点に留意して歴史まちづくりを行うべきかを念頭に置き、これらの事例における取り組みの具体的な内容や活用した制度、取り組みに至ったきっかけやプロセス等のポイントを整理した。

3-1 歴史的に特徴のある都市の構造を活かす

我が国の都市やまちの多くは、前述したように城下町を起源とするところが多く、歴史的な変遷を受けつつも、当時の都市構造が現存している地域が多い。

ここでは、(1)特徴ある都市構造(骨格・街区・町割など)を踏まえた取り組みと、(2)歴史的な価値を持った地域全体を保全するための取り組みに関する事例を紹介する。

(1) 特徴ある都市構造(骨格・街区・町割など)を踏まえた取り組み

歴史的な都市全体を一つの広域エリアとして捉えて、都市の形成過程や都市の構造の特徴を活かしながら計画作成や条例制定等を行った事例として、表3-1の7事例を紹介する。

表3-1 特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例

都市の成り立ち	事例名	地域名	事例内容
城下町	堀で区分された都市構造を活かした歴史まちづくり	滋賀県彦根市	・掘割を踏まえた「城下町景観形成地域」の指定 ・歴史まちづくりの推進
城下町	外堀、武家地、町人地等の各地区の特性を活かした歴史まちづくり	石川県金沢市	・「伝統的街並み区域」指定による、各地区の特性に合わせた景観形成方針の設定 ・歴史まちづくりの推進
城下町	都市計画道路の決定による町割の保全	沖縄県那覇市首里金城地区	・歴史的な道筋を迂回する交通計画 ・「都市景観形成地域」の指定 ・細街路と沿道外構を一体とした都市計画道路の決定
門前町	参道空間の歴史まちづくり	滋賀県長浜市大通寺門前地区	・参道空間の一体的な整備 ・「景観形成重点区域」の指定による参道空間の規制・誘導 ・歴史まちづくりの推進
在郷町	木蠟生産で栄えたまちなみの保全	愛媛県内子町八日市・護国地区	・木蠟生産で栄えたまちなみの保全
宿場町	街道を軸とした歴史まちづくり	三重県亀山市関宿	・街道沿いのまちなみの保全 ・街道を軸とした重点区域の設定
川湊町	小野川を軸とした歴史まちづくり	千葉県香取市佐原地区	・小野川を中心とした「伝統的建造物群保存地区」と「景観形成地区」の指定 ・準防火地域指定解除による、木造建築の新築・建て替え

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例（１） ＜城下町＞

堀で区分された都市構造を活かした歴史まちづくり（滋賀県彦根市）

掘割を踏まえた「城下町景観形成地域」の指定（彦根市景観計画）

彦根市は、江戸時代に井伊氏彦根藩35万石の城下町として発達した城下町であり、現在でも、内堀・中堀・外堀で区分された4郭の都市の構造をとどめている。

彦根市は、平成19(2007)年6月に景観計画を策定し、市域全域を「景観計画区域」として良好な景観の形成に取り組んでいる。また、景観の特性毎に、5つの「景観形成地域」に区分している。

中でも、彦根城周辺と市中心部を流れる芹川の間約400haの地域を「城下町景観形成地域」に指定し、地域内をさらに6つの地区に分けている。それぞれの地区の特徴を捉えた景観形成基準を元に、建築物の新築や修繕を行い、旧城下町の歴史的な景観を保全することとしている。



図 3-1 城下町景観形成地域の景観

【概要】

- ・ 取り組みの名称：「彦根市景観計画」
- ・ 取り組み主体：彦根市
- ・ 城下町景観形成地域：琵琶湖、芹川、JR東海道線に囲まれた約400ha
- ・ 城下町景観形成地域における指針
 - ① 歴史的資源の保全・活用を図る。
 - ② 町割を保全・活用する。
 - ③ 建築物などの調和のとれた街並みを形成する。
 - ④ 快適な歩行空間を創出する。



図 3-2 景観計画区域図

指定地域は歴史的な都市の構造である4郭を踏まえ、内側3郭(城郭、内曲輪、内町)を内町地区、4郭目を外町地区とし、その周囲にそのほかの地区設定を行っている。

また、内町、外町の双方において、歴史的な通りについては、建物等の高さや形態・意匠についてより厳しい景観形成基準(※)を設定している。

※道路界から10m以内について、

- ・ 高さ10m以下
- ・ 4～5寸勾配の屋根と適度な軒の出
- ・ 切妻平入、軒庇、格子窓の再生に努めることが特に規定されている。

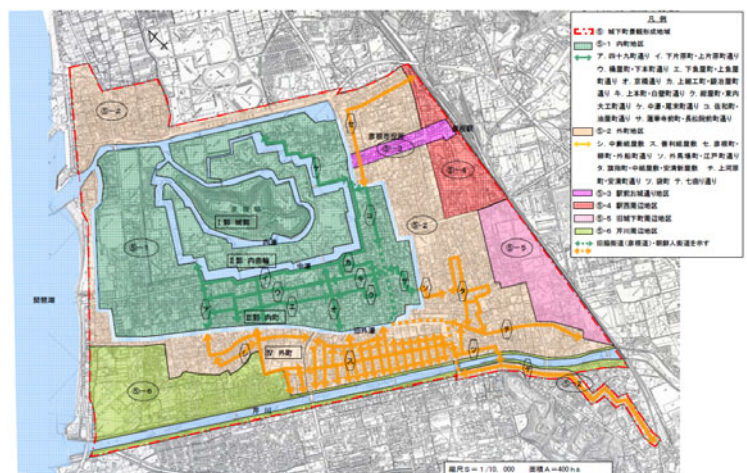


図 3-3 城下町景観形成地域の地区図

歴史まちづくりの推進(歴史的風致維持向上計画)

彦根市では、平成21(2009)年1月に城下町を核とした「彦根市歴史的風致維持向上計画」が認定された。市では、旧城下町の都市構造がそのまま残っている約400haを重点区域として設定している。

旧彦根藩時代の遺産を街のシンボルと位置づけ、市指定文化財の武家屋敷「旧池田屋敷長屋門」などの保存修理や城下町の骨格としての長曾根口門や外堀の復元、芹川のケヤキ道の保存等の取り組みを行っている。

これら歴史まちづくりを推進するため、彦根市では庁内に「景観・まちなみ保全室」を新設し、市民団体らと一緒に、活動等の連携をとりながら計画を推進している。



図 3-4 「彦根市歴史的風致維持向上計画」の重点区域

【事業概要】

- ・事業名称：「彦根市歴史的風致維持向上計画」
- ・事業主体：彦根市
- ・計画期間：平成20年度～平成29年度(2008年度～2017年度)
- ・重点区域：琵琶湖、芹川、JR東海道線に囲まれた約400ha

【主な事業】

- ・中級武家屋敷「旧池田屋敷長屋門保存修理事業」、「長曾根口門復元整備事業」、「長曾根口門跡周辺外堀復元事業」などの保存修理事業(歴史的環境形成総合支援事業・社会資本整備総合交付金)
- ・芹川ケヤキ道保存活動補助事業
- ・水路施設の整備事業(長曾根口門跡周辺、立花船町線船町交差点周辺)等



旧池田屋敷長屋門保存修理事業



長曾根口門の復元整備事業・
長曾根口門跡周辺外堀復元事業



図 3-5 主な歴史まちづくり支援・整備事業箇所



立花船町線船町交差点周辺
修景水路整備事業



芹川ケヤキ道保存活動補助事業

【主な歴史まちづくり支援・整備事業の概要】

長曾根口門の復元整備事業・長曾根口門跡周辺外堀復元事業

- ・現存する外堀と城門の両者を一体的に復元する事業。長曾根口門跡周辺を用地買収し、発掘調査ののち石垣、土塁、門を復元。

旧池田屋敷長屋門保存修理事業

- ・中級武家屋敷である旧池田屋敷長屋門の保存修理事業。平成20年度に所有者から彦根市に寄付を受けて建物を調査し、その成果に基づき全解体修理(実施設計→保存修理)実施。明治時代以降に改変された箇所を当初の姿に復元。

芹川ケヤキ道保存活動補助

- ・芹川ケヤキ道において、江戸期に植樹され樹勢が弱っているケヤキの古木に対して回復作業を行っている地域NPO法人等のボランティア活動の活性化支援事業。

立花船町線船町交差点周辺修景水路整備事業

- ・現在、空堀となっている船町交差点付近の旧外堀の一角に水を張る等、歴史を偲ばせる親水空間の整備(予定)。

出典：彦根市「彦根市景観計画」、「彦根市歴史的風致維持向上計画」、「彦根市歴史まちづくり計画の概要版」

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例(2) <城下町>

外堀、武家地、町人地等の各地区の特性を活かした歴史まちづくり(石川県金沢市)

「伝統的街並み区域」指定による、各地区の特性に合わせた景観形成方針の設定

(金沢市景観計画)

金沢の城下町は、中世寺内町を起源とする近世城下町で、浅野川と犀川を天然の外堀とし、その内側に内惣構堀と外惣構堀の二重の外堀、さらにその内側に内堀を配していた。現在も、武家町、町人町、寺町等の城下町の町割や、歴史的なまちなみが残っている。

金沢市では、平成21(2009)年に景観計画を策定し、良好な景観づくりに向けて建築等の行為制限を行っている。

景観計画では市全域を「景観計画区域」としている。そのうち、景観法を活用して重点的に取り組む地域として「景観形成区域」と「重要広域幹線景観形成区域」を指定している。なかでも景観形成区域は「伝統環境保存区域」等の3つに細分されている。この「伝統環境保存区域」はさらに5つに区分されている。その一つに「伝統的街並み区域」がある。この区域は武家町、町人町、寺町等の歴史的なまちなみを保全形成するため、その特性に応じて46地区が指定され、景観の特性、背景となる景観、眺望などの「景観形成方針」が定められている。

例えば、武家町の町割や武家屋敷を残す「長町武家屋敷群地区」、町人町として歴史的なまちなみを有する新町や主計町を含む「彦三町・尾張町地区」については、次のような方針等が定められている。



図3-6 長町武家屋敷跡のまちなみ



図3-7 主計町のまちなみ

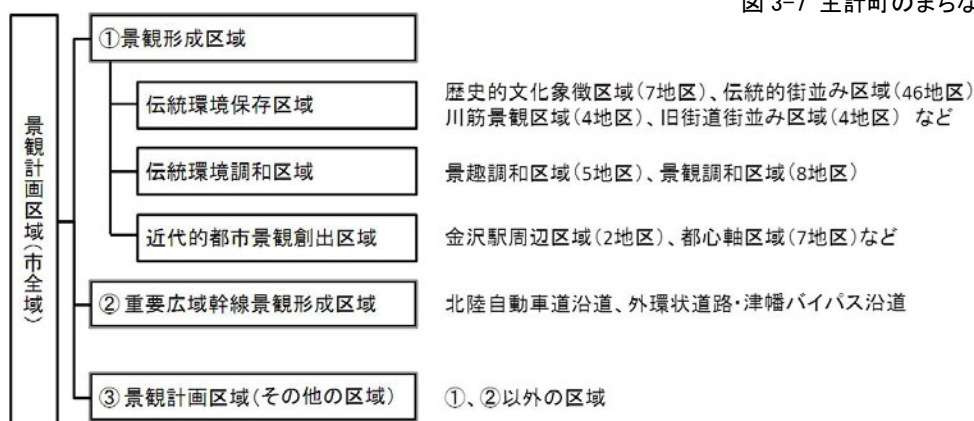


図3-8 金沢市景観計画における区域指定

出典: 金沢市「金沢市景観計画」を参考に作成

歴史まちづくりの推進(金沢市歴史的風致維持向上計画)

金沢市は、平成21(2009)年1月に「金沢市歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた。本計画では、加賀藩の城下町としての都市構造や城下町が醸成した伝統文化を今に残す歴史的風致を有していると位置づけ、旧城下町を中心とする区域を重点区域に設定している。

以後10カ年で区域内に存在する伝統的建造物の修復事業の推進等を予定している。また、指定区域の特性を活かした建造物の修景整備等に対する助成「こまちなみ保存事業」等を継続して行い、歴史的なまちなみの維持、修復、保存に努めている。

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例（3） ＜城下町＞

都市計画道路の決定による町割の保全（沖縄県那覇市 首里金城地区）

歴史的な道筋を迂回する交通計画（那覇市歴史的環境整備基本計画）

首里金城地区は、石畳と石垣の歴史的まちなみが残る地区であり、この歴史的な道空間を継承するため、石畳と石垣を一体とした細街路の保全・再生を図っている。一方で当地区は、狭隘な石畳と急傾斜地形により通行が困難であることや、主要道である「真珠道」が「史跡」で生活環境整備が遅れたことなどから、緊急車両の進入路や下水道の確保等の整備が求められていた。

生活環境の改善と歴史的景観の保全を両立するため、那覇市では、昭和57(1982)年から歴みち事業を活用して地区全体の街路網の体系を整理し、石畳を迂回する道路の確保を行うこととした。これに伴い「那覇市歴史的環境整備基本計画」が策定され、「真珠道線」の保全と3本の幹線道路（寒川線、金城西線、金城東線）の新設整備を進めた。新設した幹線道路は、舗装や転落防護壁等に地場産材を用いて、既存の石畳との連続性が感じられる道空間の整備を図っている。

また、平成4(1992)年には「首里地区 街路景観試設計(モデルデザインプラン)調査」を実施しており、この中で、「首里金城地区(金城町一帯道路)」について、幹線道路(寒川線、西線、東線)と生活道路を区分して位置づけたうえで、「歴みち事業」で残された課題である生活道路(細街路)整備のモデルデザインを提示している。

「都市景観形成地域」の指定 (那覇市都市景観条例)

首里金城地区は、平成6(1994)年に「那覇市都市景観条例」にもとづく「首里金城地区都市景観形成地域」に指定された。

これにより「景観形成基準」を定め、琉球赤瓦葺きの屋根と琉球石灰岩の石工事費について市の助成金制度を創設した。

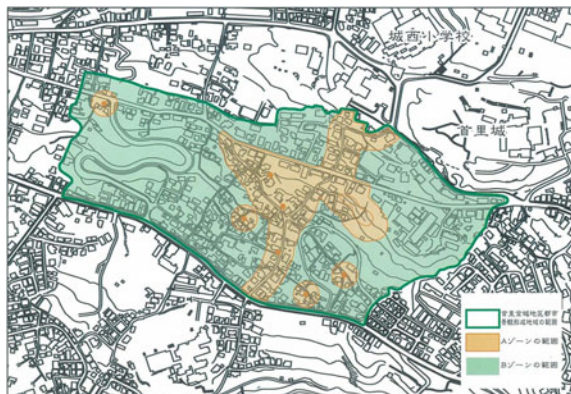


図 3-9 首里金城地区都市景観形成地域 (22ha)

出典:那覇市「首里金城地区都市景観形成地域パンフレット」

細街路と沿道外構を一体とした都市計画道路の決定

那覇市では、石畳の細街路を生活街路と位置づけ、細街路の石畳と石垣を含む都市計画決定により保全・再生を進めている。

平成11(1999)年に「首里金城地区細街路実施調査」を行い、各路線を「純保全型(真珠道)・保全型・再生型」に類型化したうえで、石垣を公共的整備に係る部分として那覇市が取得するモデルプランを策定した。

平成16(2004)年に、都市計画・建設管理・文化財・下水道他の分野横断的なワーキングチームを設置し、路線毎の地元協議により合意形成を図りながら検討した。当初の地元要望は4m以上の道路整備であったが、協議や検証を重ね、歴史空間の維持と生活利便性を両立できる有効幅員として2.0~2.7mで合意された。

翌平成17(2005)年には「首里金城町整備方針」を策定し、細街路15本の道路敷と石垣を含めて都市計画における「特殊街路」として都市計画決定がなされた。

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例（４） ＜門前町＞

参道空間の歴史まちづくり（滋賀県長浜市 大通寺門前地区）

参道空間の一体的な整備（博物館都市構想）

長浜市街地にある大通寺は慶長7(1602)年に開かれた寺院で、総ケヤキ造りの山門は近世の大型建築としては県内屈指の威容を誇っている。この大通寺門前に位置する、ながはま御坊表参道には、小規模な店舗が連続する門前町が形成されており、現在も江戸時代の建築様式を継承した平入造りの町家が多く、軒を並べている。

長浜市では昭和59年に「博物館都市構想」を策定し、歴史的まちなみの再生や魅力的なイベントの創出等に取り組んでおり、ながはま御坊表参道では昭和62年から石畳の舗装整備やアーケードの撤去、消雪装置の設置等のまちなみ整備を行った。また、アーケードの撤去に伴い、沿道の各店舗が1～2mセットバックして庇を深く設ける「雁木方式」を採用しファサード改修を行い、参道空間を一体的に整備した。



図 3-10 まちなみと道路の一体的な景観整備が行われた大通寺門前町

「景観形成重点区域」の指定による参道空間の規制・誘導（長浜市景観まちづくり計画）

長浜市では平成20年に「長浜市景観まちづくり計画」を策定し、「長浜市景観条例」を施行した。計画の中では8ヶ所の「景観形成重点区域」を指定し景観形成基準を設定しており、重点区域の中でも特に風情のあるまちなみが残されている5つの通りを、さらに「特定景観形成重点区域」に指定し、より詳細な景観形成基準によるまちなみの規制・誘導を行なっている。

「特定景観形成重点区域」のひとつである、ながはま御坊表参道景観形成重点区域の景観形成基準では、建築の高さを13m以下とすることや、勾配のある一文字瓦の屋根を設けること、外壁の色彩の基準値などが定められている。

歴史まちづくりの推進（長浜市歴史的風致維持向上計画）

長浜市は、平成22(2010)年2月に「長浜市歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた。本計画では、天正時代に豊臣秀吉が築いた城下町の区域を中心に、山車の巡行経路や歴史的価値の高い寺社(大通寺、長浜八幡宮など)の残る地区を含めた区域を重点区域に設定している。

以後10箇年で、屋外広告物の修景を行うほか、計画認定以前からの継続事業としてまちなみ景観に配慮した町家、店舗、住宅等の改修を助成することとしている。また、ながはま御坊表参道に接続する「やわた夢生小路」や「市道三の宮南伊部線」では、修景整備や拡幅・改良工事を行い、大通寺山門では保存修理小路を実施するなど、参道周辺の整備も進められることとなっている。

【事業概要】

- ・ 計画名称：「長浜市歴史的風致維持向上計画」
- ・ 実施主体：長浜市
- ・ 計画期間：平成21年度～平成30年度(2009年度～2018年度)
- ・ 重点区域：旧城下町を中心に山車の巡行経路、寺社等を含む区域、約61ha

【主な事業】

- ・ 「歴史的建造物保存活用事業・伝統的町並み景観形成事業」
- ・ 「屋外広告物修景事業」

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例（5） ＜在郷町＞

木蠟生産で栄えたまちなみの保全（愛媛県内子町 八日市・護国地区）

木蠟生産で栄えたまちなみの保全（伝統的建造物群保存地区）

内子町八日市・護国地区は、江戸時代の旧街道沿いに立地し、木蠟の生産・販売で繁栄した在郷町であり、往時の町家群が多く現存、昭和57(1982)年に伝統的建造物群保存地区となっている。保存地区全体では、製紙や木蠟の生産が盛んであった江戸時代中期頃の町割が残っている。

内子町八日市・護国地区のまちなみは、棟を街路と並行に通す平入造りの町家が連なっており、町家の特徴として、浅黄色と白漆喰で塗り込められた重厚な外壁や、なまこ壁、出格子等がある。その他、建物間の小道、敷地造成時の石垣、側溝等、江戸時代末期～明治中期頃の様子を留める。

歴史的なまちなみ保全においては、伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、地区住民等の参加と協力のもとに行っている。また、町では建造物の修理・修景には助成制度を設けており、以下の補助金を交付している。



図 3-11 内子町八日市・護国地区のまちなみ
手前は製蠟業で栄えた豪商「本芳我家住宅」

表3-2 内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区における修理・修景に対する助成制度

修理事業	修景事業
補助限度額：上限なし	補助限度額：500万円
補助対象額：上限なし	補助対象額：750万円
補助率：80%	補助率：2/3(主屋の場合)



図 3-12 昭和 52(1977)年の護国地区のまちなみ
右側の道路は旧大洲街道



図 3-13 現在の護国地区のまちなみ
地元住民の理解と協力により、建物の修復、景観整備、電柱撤去等を実現

出典：内子町「内子町勢要覧」

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例(6) <宿場町>

街道を軸とした歴史まちづくり(三重県亀山市 関宿)

街道沿いのまちなみの保全

関宿は、江戸時代に徳川幕府による宿駅制によって開かれた、東海道53次の宿場町で、現在も当時の都市の基本構造が引き継がれている。まちなみを形成している町屋は、平入りで低い二階建てが一般的である。二階壁面は塗り籠めて虫籠窓^{むしこまど}をあけたものや全面に手摺りを設けているものが多く、主に江戸時代後期から明治時代にかけて建築された伝統的建造物が約200棟残っている。

昭和59(1984)年には東海道53次で唯一の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、街道に面した主屋の修理修景について、伝統的建造物には対象経費の4/5(800万円を限度)を補助するほか、それ以外の建築物等についても対象経費の2/3(300万円を限度)を補助することとされている。また、まちなみ保全と生活環境の利便性とを両立する観点から、街道のまちなみに影響の少ない主屋以外の現状変更行為は緩和されている。

また、宿場だった当時、街道の各所には、旅人が休息し地場産品である茶などが振舞われる立場が設けられ、街道の維持と旅人の安全を願う「もてなし」が行われていたことから、街道の文化を今に受け継ぐ以下のような取り組みが行われている。

- ・ 消火施設等の修景(木製囲い等)
- ・ 伊勢信仰に基づく注連縄飾り(年中)
- ・ 隣接住宅同士での同一の照明の設置
- ・ 街道に面した窓面への飾りつけ・暖簾や花などの演出・軒下のベンチの設置



図 3-14 伊勢信仰に基づく年間を通した注連縄飾り



図 3-15 隣接住宅での同一の照明器具の設置



図 3-16 ベンチの設置、窓面への飾りつけ

街道を軸とした重点区域の設定(歴史的風致維持向上計画)

亀山市は平成21(2009)年1月に「亀山市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、良好な景観の形成を目指している。

本計画では、関宿をはじめとした街道沿いの宿場や集落を重点区域に設定するとともに、東海道沿いの両側一宅地分(約50m)を全区間において重点区域に含めることとしている。



図 3-17 歴史的風致維持向上計画の重点区域

出典:「亀山市歴史的風致維持向上計画」

特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例（7） 〈川湊町〉

小野川を軸とした歴史まちづくり（千葉県香取市 佐原地区）

小野川を中心とした「伝統的建造物群保存地区」と「景観形成地区」の指定

佐原地区は、利根川下流域の物資集散地として、近世から近代にかけて隆盛を極めたまちであり、現在でも、小野川沿いに「だし」と呼ばれる荷揚げ用の階段や、寄棟造・妻入の町家等の建ち並んでいる風景が見られる。

佐原地区は、平成6(1994)年に佐原市歴史的景観条例の制定を機に、景観形成地区として位置づけられ、佐原市(現香取市)単独による建物の修理・修景事業の取り組みを開始した。

また、景観形成地区の中の小野川沿いと香取街道沿いの約7.1haが、平成8(1996)年に関東地方で初めての重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地区内の修理・修景事業に対して助成を行なっている。

平成17(2005)年度からは、街なみ環境整備事業によって小野川沿いの電線地中化やポケットパークの設置等の事業を実施し、歴史的なまちなみの維持・向上に努めている。

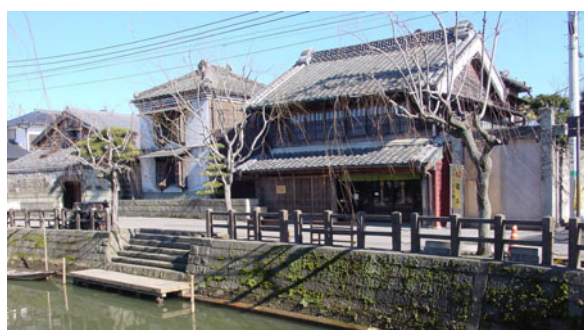


図 3-18 佐原地区の川湊町風景

準防火地域指定の解除による、伝統的様式の木造建築の新築・建て替え

通常、準防火地域では外壁の防火性能を確保する必要があり、木材の素地がそのまま表面に出ている建物が認められていない。そのため、準防火地域では木造建築物の新築や建て替えができず、歴史的なまちなみ景観の維持・継承が困難になるといった課題が生じていた。

佐原地区も佐原市(現、香取市)の中心市街地であり準防火地域に指定されていたが、平成12(2000)年の都市計画法改正により、市に都市計画審議会が設置できるようになった際に、この準防火地域の指定を解除し、伝統的な様式を持つ木造建築での新築を可能とした。

更に、準防火地域の指定解除にあたって、初期消火を住民自身で行うために、川から消化用水を引いた「街かど消火栓」を多数設置した。

街かど消火栓とは、木造建築の周辺に取り回ししやすい細いホースを使った消火栓で、ホースが細いため、お年寄りや女性など誰にでも使いやすいよう工夫した作りとなっている。住民は、この消火栓による消防訓練などを実施している。



図 3-19 景観に配慮した街かど消火栓の外観と内部

(2) 歴史的な価値を持った地域全体を保全するための取り組み

歴史的な都市の骨格やまちなみ等を残している地域を保全するため、道路の計画見直しを行った事例(表 3-3)を紹介する。

表 3-3 事業や計画を見直し、歴史的な地域を保全した対応事例

都市の 成り立ち	事例名	地域名	事例内容
城下町 (商人町)	川越市一番街商店街における 道路幅員拡幅の見直し	埼玉県川越市	・都市計画道路の計画変更による道路幅員の維持とまちなみ 空間の保全

事業や計画を見直し、歴史的な地域を保全した対応事例(1) <城下町(商人町)>

川越市一番街商店街における道路幅員拡幅の見直し(埼玉県川越市)

都市計画道路の計画変更による道路幅員の維持とまちなみ空間の保全

蔵造りのまちなみが残る川越市の町割りは、1600年代中期に川越藩主松平信綱によって築かれた基盤がそのまま残っている地域である。

一方、一番街の中央通り線は、市中心部を南北に走る都市計画道路の一部として、昭和37(1962)年に都市計画決定がなされ、設計幅員が20mと定められていた。もし、計画通りに事業が実行された場合、一番街・中央通り線は約2倍の幅員になり、沿道に残る江戸時代からの歴史ある蔵造りのまちなみが失われる恐れがあった。

そこで川越市では、中央通り線を含む市周辺の道路ネットワークを見直し、都市計画道路の変更(計画幅員20mから現道幅員11mを維持)を行った。これにより、建物の保全が可能となり、結果として川越一番街は重要伝統的建造物群保存地区に指定される※こととなった。

現在、地方公共団体等では、道路の都市計画については都市計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また地域整備の方向性を見直しとあわせて、配置、構造等(ルート変更や代替道路の設置、他道路の拡幅等)の検証を行い、必要がある場合に都市計画の変更を行うようになっている。



図 3-20 川越一番街の中央通り線の景観

※ 昭和40(1960)年代から始まった川越一番街でのまちなみ保存運動は、大沢家の重要文化財の指定(1966年)や蔵の取り壊し反対運動、市による旧小山家住宅の購入(1972年)等へと展開し、昭和50(1975)年には伝統的建造物群保存対策調査も実施された。しかしながら、当時の住民らの意識として、保存地区＝凍結的な印象が強く、商店街としての再生・活性化を望んでいた地元の意向により、地区指定が見送られたという経緯がある。

その他、事業や計画を見直し、歴史的な地域を保全した対応事例

- ・ 石垣の保全に配慮した道路整備計画の見直し(徳島県三好市東祖谷山村集落)
- ・ 掘割の埋め立て見直しによる親水空間の再生(島根県松江市松江堀川浄化事業) など

3-2 ランドマークやシンボルを修復・復元し、それらの眺望を確保する

ここでは、(1) 地域のランドマークである歴史的な建物などの修復・復元の取り組み、(2) 地域を象徴するランドマークの眺望を保全した取り組み、(3) 地域のシンボルを復元・修復、活用し、愛着心の向上につながった取り組みに関する事例を紹介する。

歴史的な価値のあるランドマークとして城郭(天守閣)が挙げられる。現存する天守閣は12城、そのうち国宝指定は4城と貴重な資源となっている。一方で、天守閣等が現存せずとも、城郭や櫓等は地域のシンボルとなっている例が多い。そこで、城郭等の建造物や周辺の山々や水辺等といった当時の景観を想起させる眺望が妨げられないように、眺望景観を保全するための地域指定や建築物への規制等を行っている取り組み等を掲載している。

(1) 地域のランドマークである歴史的な建物などの修復・復元の取り組み

地域の象徴・ランドマークとしての城郭や城跡周辺部を修復、また歴史的資料を元に、櫓等の城郭の一部を復元した事例として、表 3-4 の3事例を紹介する。

表 3-4 ランドマークとなる歴史的建造物を修復、または復元した事例

事例名	地域名	事例内容
熊本城復元整備計画	熊本県熊本市	・城郭の象徴的な建造物と周辺空間の一体的な復元整備 ・建材・工法・道具等の復元 ・職人の育成と固有の建築文化の継承
津山城跡保存整備計画	岡山県津山市	・都市における津山城跡の明確な位置づけと、長期的・段階的な保存整備計画 ・学術調査等による史実に基づく修理、復元
彦根城跡石垣の修復	滋賀県彦根市	・「特別史跡 彦根城跡」の石垣修復

ランドマークとなる歴史的建造物を復元、または修復した事例（１）

熊本城復元整備計画（熊本県熊本市）

城郭の象徴的な建造物と周辺空間の一体的な復元整備

熊本城は、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、武将、加藤清正によって築城された。

城郭は築城当時、周囲約9km、広さ約98haで、天守閣、櫓、櫓門、城門を備えた壮大な城であったが、西南戦争の際に天守閣など主要な建造物が消失した。現在、残った櫓は国の重要文化財に指定されている。

現在の天守閣は古い写真や絵地図などを基に昭和35(1960)年に再建されたが、RC造によるもので、内部は熊本市立博物館の分館として資料展示スペースとなるなど、外観復元天守である。

現在熊本市では、熊本城の城郭全体（約98ha）を対象とした復元整備を進めており、平成10～19年の第Ⅰ期復元整備計画をもとに、「本丸御殿大広間」、「南大手門」、「戌亥櫓」、「未申櫓」、「元太鼓櫓」、「飯田丸五階櫓」を復元した。

平成20～29年の第Ⅱ期復元整備計画では、築城400年祭の開催や本丸御殿の復元整備を行うとともに、「馬具櫓一帯」、「平左衛門丸の堀」、「西櫓御門及び百間櫓一帯」の整備を進め、行幸坂から見た熊本城の往時の姿を復元することとしている。

建材・工法・道具等の復元

熊本城では復元整備を推進するにあたり、現存する多くの古資料を財産として活用し、可能な限り史実に基づいた保存・復元を行うことで、歴史的資産としての価値を一層高めることを基本としている。木材加工においては、「400年前の工具」を復元し、伝統的な工法・技法を用いている。また、木組みは「継手仕口」という伝統工法を用いている。

職人の育成と固有の建築文化の継承

復元工事で使用する木材は全て国産材とし、可能な限り県産材の使用に努めている。

また、可能な限り地元職人の起用に努め、貴重な伝統工法の技術の伝承を図っている。



図 3-21 復元された熊本城飯田丸五階櫓(いいだまろごかいやぐら)



図 3-22 当時の工法を駆使した木造建築(飯田丸五階櫓)の復元の様子

出典:熊本市HP

ランドマークとなる歴史的建造物を復元、または修復した事例（2）

津山城跡保存整備計画（岡山県津山市）

都市における津山城跡の明確な位置づけと長期的・段階的な保存整備計画

津山城は、津山平野の中央に位置する丘陵に築かれた平山城である。津山城は、山や川などの自然地形を活かしながら、土木工事によってさらに要害堅固な城となった。しかしながら、明治の廃藩置県・廃城令により、すべての建造物が取り除かれ、現在は公園になっている。

津山城跡は昭和38(1963)年に国史跡に指定され、保存されてきたが、周辺地域については都市化の中で本来の縄張構成が急速にわからなくなっていた。このため、歴史的文化遺産である津山城跡を都市基盤整備の中で正しく位置づけ、有効に活用していくことを目的に、昭和63(1988)年に最初の保存整備基本計画を作成した。ここでは、史跡地と城郭縄張範囲、城下町の3ゾーンを区分したうえで、史跡地内の保存整備について一層の充実を図ると同時に都市計画の中で広域的な周辺整備を目指す方向性が示され、この計画に沿う形で各種事業が進められてきた。



図 3-23 復元整備事業により建設された備中櫓

しかし、様々な状況変化や研究成果も踏まえ、平成7(1995)年度に学識経験者などからなる史跡津山城跡整備委員会を設置し、平成9(1997)年度にあらためて「史跡津山城跡保存整備計画」を作成した。この計画に基づき、平成10～29年度(1998～2017年度)までの20年間で第1期事業とし、長期的・段階的に城跡全体の整備を進めている。

学術調査等による史実に基づく修理、復元

津山城跡は、石垣については良好にその構造をとどめている一方、廃城以降の改変や、特に樹木、各種占有物によって往時の景観を失い、特徴的な城郭の構造を理解することが困難な状況であった。

そこで、復元設計に十分な学術的裏付けを求め、建築材料や工法も可能な限り当時の手法を再現することを基本に、史実を踏まえ、シンボル性の高いものを尊重・優先するなどの観点から、次の整備方針に則り、往時の景観を取り戻すことを試みている。

表3-5 津山城跡整備方針における整備項目及び内容

整備項目	内容
①石垣修理	・ 石垣や地下遺構保護のための、危険箇所の修理と排水施設の整備等
②樹木整理と占有物撤去	・ 桜の名所としての既存樹木の可能な限りの保全 ・ 城の景観を損ねるもの、石垣や地下遺構を破損する危険のあるものなどの伐採・整理 ・ 廃城後に設置された不要な占有物の撤去 等
③虎口(こぐち)整備	・ 冠木門から本丸に至る通路などの往時の通路の景観の復元のための樹木整理、石段の修復、土砂撤去 等
④建造物復元	・ 外観や内部機能のシンボル性の高い備中櫓の第一期の計画対象としての選定、復元整備 等
⑤展示説明	・ 発掘調査成果に基づく、本丸御殿の遺構の実地表示 等

出典：津山市HPを参考に作成

ランドマークとなる歴史的建造物を復元、または修復した事例（3）

彦根城跡石垣の修復（滋賀県彦根市）

「特別史跡彦根城跡」の石垣修復

彦根城は江戸時代に築城され、現在も国宝の天守をはじめ、櫓や門等が残っている。

彦根市では、平成10(1998)年以降に計画的な保存整備を始動しており、石垣については平成12(2000)年度から修復を行っている。平成21(2009)年度には、5箇所を修復を終えている。



図 3-24 石垣の修復の様子

また、平成21(2009)年度までに、「彦根城跡石垣悉皆調査事業」が行われている。同事業は、彦根城跡石垣保存修理計画を策定し、破損の著しい石垣から保存・修復を行うための基礎調査とするものである。具体的には、石垣のカルテを作成し、個々に状態を調査していく。現在は、報告書刊行の準備が進められている。

出典：彦根市教育委員会「彦根市文化財だより」

コラム・・・城跡などの歴史的建造物と一体的に整備される公園・広場

城跡や歴史的建造物の活用の際に、これらの外構部として公園や広場等が整備される場合が多く見られる。公園や広場は、これらの歴史的資源を眺める視点場として、また、来訪者の憩いの場としての機能を果たすものとなる。しかし、歴史的な資源との調和に留意するとともに、本来の都市の構造を壊すことのないよう、配慮することが必要である。

＜公園や広場等の整備内容の例＞

金沢城公園整備事業（石川県金沢市）

- ・ 公園施設として菱櫓、橋爪門櫓、五十間長屋を新しく復元整備。

津山城跡鶴山公園（岡山県津山市）

- ・ 鶴山公園三の丸整備事業・樹木保存整備事業。

衆楽公園保存整備事業（岡山県津山市）

- ・ 「旧津山藩別邸庭園（衆楽園）」について、庭園植栽の保存整備及び池堆積土砂撤去等の維持管理の実施。

唐樋札場跡整備事業（山口県萩市）

- ・ 発掘調査で検出した遺構から割り出した高札場基壇の寸法を元に、絵図や文献史料、現存する高札場例等を参考に高札場建物を復元。



図 3-25 復元された菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓（金沢城公園）

その他、ランドマークである歴史的建造物を修復・復元した事例

- ・ 首里城の復元事業（沖縄県那覇市）など

(2) 地域を象徴するランドマークの眺望を保全した取り組み

歴史的な都市における主要な拠点(視点場)から、ランドマークである城郭(視対象)への眺望を確保した事例、また庭園等の視点場からの眺望を保全した事例を紹介する(表 3-6)。

表 3-6 歴史的な都市のランドマークの眺望を確保・保全した事例

事例名	地域名	事例内容
熊本城周辺重点地域の眺望保全	熊本県熊本市	・ 景観計画の重点地域における景観形成基準による熊本城の眺望保全
後楽園の借景となる背景地区の保全	岡山県岡山市	・ 「岡山県景観条例」に基づく背景保全地区の設定

歴史的な都市のランドマークの眺望を確保・保全した事例(1)

熊本城周辺重点地域の眺望保全(熊本県熊本市)

景観計画の重点地域における景観形成基準による熊本城の眺望保全

熊本市では、景観法にもとづく景観計画において、熊本城周辺地域を重点地域と位置づけ、以下の内容の景観形成基準を定めている。

- ① ランドマークとしての熊本城への眺望の確保
天守閣、櫓、石垣、樹木等熊本城のイメージを喚起するものが周囲の市街地から可能な限り見えること。
- ② 熊本城からの眺望の確保
遠景の山脈と近景の城内の樹木、及びそれらにはさまれた市街地を一望できる熊本城からの眺望景観は、熊本市を代表する「都市景観の構図」として、この構図を可能な限り確保すること。
- ③ 市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の確保

熊本城城縁辺部の石垣と内堀としての坪井川とが織りなす景観は、熊本城の本質である石垣の美しさを強く訴える場所である。これらの場所に直接接する市街地では、熊本城との間のゆとりある眺望の確保が必要とされる。

● 熊本城周辺地域における景観形成基準

- ・ 建築物等の位置を道路境界から後退させること等によって、可能な限り熊本城の石垣と緑への眺望、ゆとりある歩行者空間の確保に努めること。
 - ・ 建築物等の高さは、ランドマークとしての熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全するために、以下のとおりとする。ただし、熊本城特別地区を除き、都市計画法に基づく高度利用地区等に指定予定の区域内の建築物等は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、景観形成基準に定められた高さを超えることができる。
- < 熊本城特別地区 >
- ・ 海拔50m(熊本城本丸の石垣の高さ)を超えないこと。
- < 京町台地地区 >
- ・ 海拔63mを超えないこと。
- < 一般地区 >
- ・ 海拔55m(緑のライン)を超えないこと。

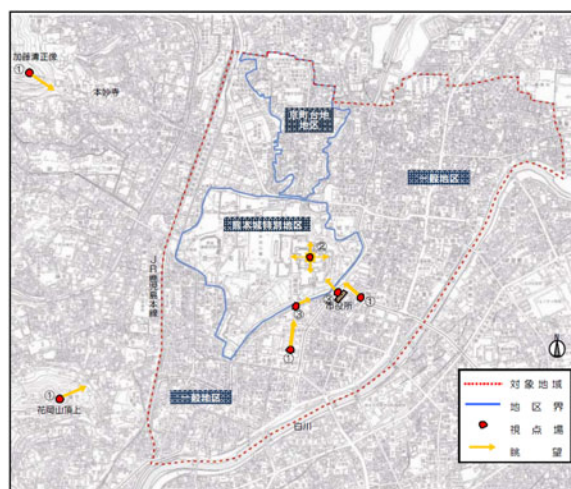


図 3-26 熊本市における景観形成基準の対象地域

出典:熊本市「熊本市景観計画」

歴史的な都市のランドマークの眺望を確保・保全した事例（2）

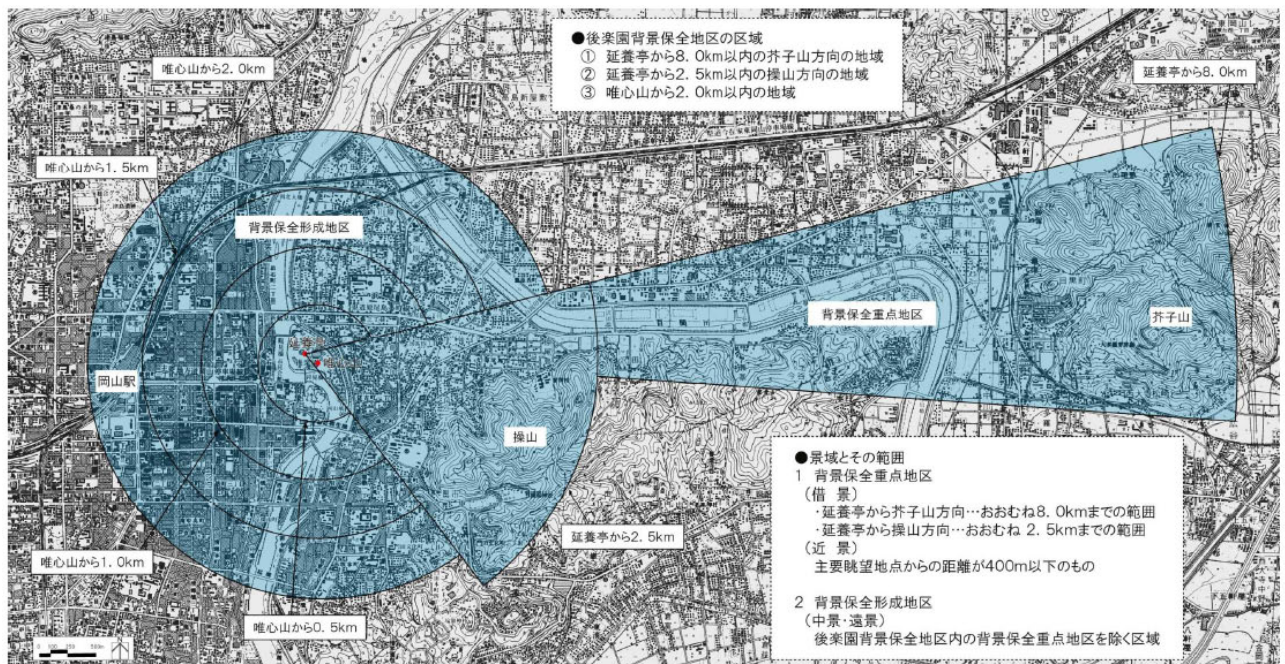
後楽園の借景となる背景地区の保全（岡山県岡山市）

「岡山県景観条例」に基づく背景保全地区の設定

岡山県では、岡山県景観条例(昭和63(1988)年制定)に基づいて、「背景保全地区(後楽園地区、吹屋地区、閑谷地区)」を平成4(1992)年に指定した。

特に、後楽園地区においては、歴史・文化的に優れた景観である後楽園からの眺望に加えて借景となる背景をも保全することを目的に、同地区内での大規模行為(建築物の新築等)について、県・市が計画構想段階から事前指導を行うことで、景観の誘導を行ってきた。

なお、平成20年度からは、岡山市が岡山県景観条例による取り組みを踏まえつつ策定した岡山市景観計画及び岡山市景観条例に基づき、規制誘導を行っている。



* 主要眺望地点

- ① 借景方向については、延養亭東側廊下の中央面から 1.5m の高さ
- ② 唯心山頂上の中央面から 1.5m の高さ
- ③ 園内の主要散策路面から 1.5m の高さ

図 3-27 後楽園背景保全地区の区域

表 3-7 後楽園背景保全地区における制限の対象となる行為

地域ごとの対象規模	
● 芥子山方向の地域	
① 延養亭からの距離が 2.5km 以下	盤高を含む高さ 13m を超える大規模行為
② 延養亭からの距離が 2.5km を超え 8km 以下	地盤高を含む高さ 40m を超える大規模行為
● 操山方向の地域	
地盤高を含む高さ 13m を超える大規模行為	
● その他の方向の地域	
① 唯心山からの距離が 0.5km 以下	地盤高を含む高さ 13m を超える大規模行為
② 唯心山からの距離が 0.5km を超え、1.0km 以下	地盤高を含む高さ 20m を超える大規模行為
③ 唯心山からの距離が 1.0km を超え、1.5km 以下	地盤高を含む高さ 30m を超える大規模行為
④ 唯心山からの距離が 1.5km を超え、2.0km 以下	地盤高を含む高さ 40m を超える大規模行為

出典: 岡山市「岡山市景観計画」

その他、ランドマークである歴史的建造物への眺望を保全・確保した事例

- ・ 倉敷川畔伝統的建造物群保存地区の背景の保全（倉敷川畔伝建地区背景保全条例）
- ・ 市街地から函館山への眺望、歴史的景観の保全（函館市西部地区歴史的景観条例）
- ・ 東西仰角の眺望を保護することによる天守閣の存在感の保持（松本城周辺高度地区）
- ・ 小田原城への眺望確保を目的とした「眺望保全地区」の設定（小田原市都市景観条例）等

松本城周辺高度地区の概要

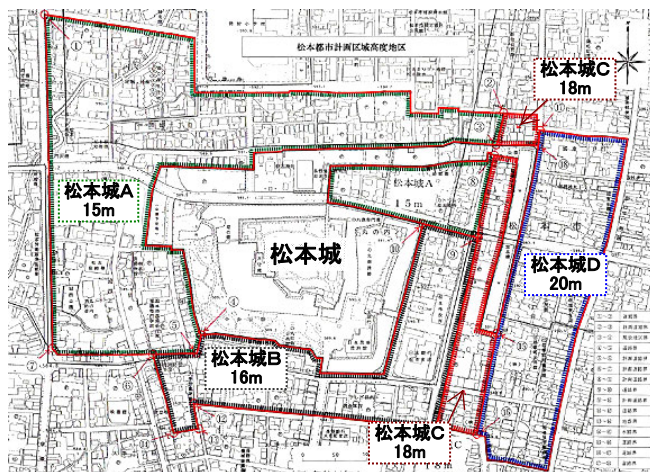


図 3-28 松本城周辺高度地区の指定範囲

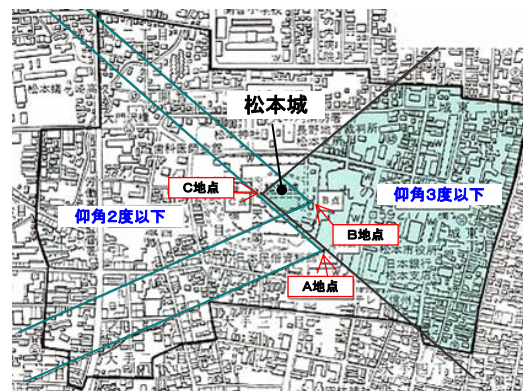


図 3-29 松本城とその周辺の景観保護対策

出典: 松本市 HP

コラム・・・歴史的風致の形成に向けた眺望保全の考え方

眺望景観の創生に関する計画（京都市）

京都市景観計画では、8つの眺望特性に類型化し、それぞれの特性に応じた行為の規制内容等を設けた区域に指定し、歴史的風致の創生を図るようにしている。

○眺望景観の創生に関する方針

京都の優れた眺望景観を創生するとともに、将来の世代に継承するため、京都市眺望景観創生条例に基づいて、眺望景観保全地域を指定した。眺望景観は、その特性に応じて、8つに類型化され、建築物等の建築等を制限する区域をその行為の制限の内容に応じて、「眺望景観保全地域」(①眺望空間保全区域、②近景デザイン保全区域、③遠景デザイン保全区域)に指定した。

○眺望景観の類型

- ア. 境内の眺め：神社、寺院等の境内地及びその背景にある空間によって一体的に構成される景観をいう。
- イ. 通りの眺め：通りの先にある山並み又は歴史的な建造物及び沿道の建築物等によって一体的に構成される景観をいう。
- ウ. 水辺の眺め：河川、水路等及びその周辺の樹木、建築物等によって一体的に構成される景観をいう。
- エ. 庭園からの眺め：神社、寺院等の庭園において、その背景にある自然を当該庭園の一部として一体的に取り込んだ景観をいう。
- オ. 山並みへの眺め：河川及び河川からの山並みを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。
- カ. 「しるし」への眺め：日常の市民生活の中で目印となる歴史的な建造物又は自然と一体となった伝統文化を象徴する目印及びこれらを見通す空間によって一体的に構成される景観をいう。
- キ. 見晴らしの眺め：山並み、河川その他の自然が一体となって一定の広がりをもって構成される景観をいう。
- ク. 見下ろしの眺め：山頂、山ろく又は展望所から見下ろす一定の広がりをもった市街地の景観をいう。

○眺望景観保全地域の指定

- ア. 眺望空間保全区域：視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域
- イ. 近景デザイン保全区域：視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態・意匠について基準を定める区域
- ウ. 遠景デザイン保全区域：視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域（近景デザイン保全区域を除く。）

○建築物等の高さ、形態及び意匠の規制に関する方針

- ア. 眺望空間保全区域：建築物等の最高部の標高は、視点場から視対象への眺望を遮らないものとする。
- イ. 近景デザイン保全区域：視点場から視認することができる建築物等の形態及び意匠は、優れた眺望景観を阻害しないものとする。
- ウ. 遠景デザイン保全区域：視点場から視認することができる建築物等の外壁、屋根等の色彩は、優れた眺望景観を阻害しないものとする。

出典：京都市「京都市景観計画(第4章 眺望景観の創生に関する計画)」

(3) 地域のシンボルを復元・修復、活用し、愛着心の向上につながった取り組み

歴史的な都市が形成され発展する過程において、その地域の象徴やシンボルとして築かれ、現在も住民に認識される建造物等の修復や復元等を行ったことで、地域への愛着心や誇りが醸成され、活性化をも促した事例(表 3-8)を紹介する。特に、地域のシンボリックな歴史的建物等は、積極的に利用を図ることで、建物そのものの維持につながると考えられる。但し、見た目だけの整備、歴史性への配慮を欠いた整備とならないように留意することが重要である。

表 3-8 地域のシンボルを復元、修復し、地域の愛着心向上につながった事例

事例名	地域名	事例内容
内子座の復元	愛媛県内子町	・木蠟の生産地として隆盛を極めた在郷町・内子のシンボル内子座を大正期の姿で復元
八千代座の修復と活用	熊本県山鹿市	・「瓦一枚運動」による八千代座の屋根瓦の修復と芸能舞台としての活用
宿場町における高札場の復元整備	三重県亀山市 関宿	・宿場町の歴史性に配慮した高札場の復元整備
桑折御蔵の修復・活用	福島県桑折町	・街道沿いの店蔵の修復・活用

地域のシンボルを復元・修復し、地域の愛着心向上につながった事例(1)

内子座の復元(愛媛県内子町)

木蠟の生産地として隆盛を極めた在郷町・内子のシンボル内子座を大正期の姿で復元

内子座は、明治末から大正にかけて木蠟や生糸生産で栄えた内子町に、大正5(1916)年、大正天皇即位を祝って地元有志の出資で創建された。

木蠟の衰退に伴って内子座も次第に衰退し、商工会館として利用されていたものの老朽化に伴う管理の困難などから、町へ管理をゆだねられた。町では内子座保存に向けての気運が高まりを見せ、昭和60(1985)年に約7千万円かけて修復が行われた。

現在、寄席や歌舞伎、文楽等の公演が開催され、年間約1万6千人が利用する他、内子町のまちづくりの会合等に活用されている。また、内子座は観光巡りとして、枡席や回り舞台、奈落など劇場内部の見学に、約5万人が訪れている。



図 3-30 内子座の落成時(大正 5(1916)年)の様子



図 3-31 修復後の内子座



図 3-32 内子座での文楽定期公演の様子

出典:内子町 HP、内子町「内子町勢要覧」、「えひめ内子紀行」

地域のシンボルを復元・修復し、地域の愛着心向上につながった事例（2）

八千代座の修復と活用（熊本県山鹿市）

「瓦一枚運動」による八千代座の屋根瓦の修復と芸能舞台としての活用

山鹿は、江戸時代に参勤交代路にある豊前街道の温泉宿場町として栄えた。明治時代には芝居小屋「八千代座」の建設や大衆温泉「さくら湯」の大改修がなされ、商業の町としての賑わいを見せた。

現在でも当時の風情を残す歴史的な建造物が多く残っており、これらを活かしたまちづくりを行っている。これを受けて、平成19(2007)年には「都市景観大賞」を受賞している。

芝居小屋「八千代座」は、旦那衆と呼ばれる実業家達によって明治43(1910)年に建てられた。建設当初は、歌舞伎のほか新劇やコンサート等が上演されていたが、第2次世界大戦後に映画やテレビの登場により八千代座は衰退し、閉鎖された。閉鎖後、廃墟同然となった八千代座を復活させようと市民が立ち上がり、八千代座復興への募金活動が始まった。昭和61(1986)年には老人会が中心となり「瓦一枚運動」が展開され、八千代座復興への多くの募金が集まった。それにより、約5万枚の瓦の葺き替えや屋根の改修など応急的な改修が行われた。昭和63(1988)年には芝居小屋としては全国で3番目の国の重要文化財に指定された。

その後平成8(1996)年から百年に一度といわれる平成の大修理を5年がかりで終え、平成13(2001)年5月に隆盛期の姿を取り戻した。



図 3-33 明治 44(1911)年の八千代座こけら落とし



図 3-34 平成の大修理の様子



図 3-35 現在の八千代座の内観

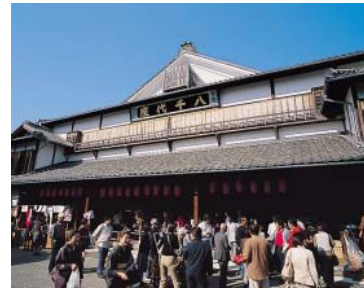


図 3-36 現在の八千代座の外観

出典：山鹿市「山鹿市歴史的風致維持向上計画」

地域のシンボルを復元・修復し、地域の愛着心向上につながった事例（3）

宿場町における高札場の復元整備（三重県亀山市 関宿）

宿場町の歴史性に配慮した高札場の復元整備

関町（現亀山市）では平成16年に、地元住民団体や観光協会からの要望を受けて、関宿の高札場を復元した。

復元にあたっては、寛政年間の史料に記載された大きさを再現し、設置場所についても、高札場跡の土地を所有する関郵便局の協力のもと、史実に基づいた位置に復元整備を行った。

また、史料が残されていない高札場の形状については、他の地域の高札場の幕末～明治期の写真を参考に設計した。



図 3-37 復元された関宿の高札場

地域のシンボルを復元・修復し、地域の愛着心向上につながった事例（4）

桑折御蔵の修復・活用（福島県桑折町）

街道沿いの店蔵の修復・活用

桑折町は、東北の二大街道である奥州街道・羽州街道の分岐点に位置し、奥州街道の宿場町として賑わった町である。明治16(1883)年に「伊達郡役所」が設置されて以降は、近隣一帯の政治の中心地でもあった。

現在も追分から旧伊達郡役所(国指定重要文化財)までの街道沿いには蔵や町家が点在し、当時の面影を残している。

桑折町商工会は、中心市街地の活性化と歴史的な景観の保全等を目的として、平成18年度に空店舗となっていた明治築の店蔵の外観修理と内装等の改装を行い、商業活性化に向けたまちの拠点として整備した。

整備された「桑折御蔵」は、桑折町商工会・桑折町女性団体連絡協議会・商店会等により立ち上げた組織「元気こおり本舗」が運営し、町の観光案内や地元の物産品の販売・案内、郷土料理の提供など来訪者へのおもてなしを行っている。



図 3-38 奥州街道沿いの桑折御蔵



図 3-39 桑折御蔵の外観



図 3-40 桑折御蔵の内部

その他、地域のシンボル・中心的な施設を復元・修復して地元の愛着心向上を図った事例

- ・ 芝居小屋「康楽館」の改修・再生（秋田県小坂町）
- ・ 丸亀街道の出发点に建つ歴史的な灯台「太助灯籠」の修復・復元（香川県丸亀市）
- ・ 木造芝居小屋「オデオン座」の修復・復元（徳島県美馬市（脇町））
- ・ 周辺まちなみの修景整備・街路整備による「時の鐘」の顕在化（埼玉県川越市） 等

3-3 歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る

ここでは、歴史まちづくりの資源となる要素の維持・保全、再生を図る手法として、(1)歴史的な建築物やその周辺での手法や取り組み、(2)河川や水辺等での手法や取り組み、(3)道路と沿道空間の歴史性に配慮した手法や取り組み、(4)歴史的な土木構造物における取り組みといった、4点に着目して該当する事業の概要及び活用した手法等を紹介する。

歴史まちづくりを行う上で重要な資源として、歴史的建造物やまちなみ等の建造物群、武家地や散村地等で特徴的な屋敷林等は視覚的な存在感が大きい。これらに、当時の都市の構造を伝える海岸や河岸(舟運)、用水・水路等の景観、街道筋や小路等の道路と沿道の景観、その他、橋梁等の土木構造物や、こうした資源を取り巻く周辺の景観も含めて対象に取り上げ、整備手法や取り組み内容を掲載した。

(1) 歴史的な建築物や周辺部での手法や取り組み

地域の歴史にとって価値ある建築物の修理・復元とあわせて、その周辺部や隣接する家屋等を一体的に整備した事例、また、中心となる歴史的な建築物の敷地周辺を取り囲む屋敷林等を一体的に保全している事例を紹介する(表 3-9)。

表 3-9 歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等の維持・保全、再生した事例

手法	事例名	地域名	事例内容
建造物の復元・修理	長州藩の萩藩校明倫館の復元・修理	山口県萩市	・明治維新の礎を築いた偉人達が学んだ萩藩校明倫館の修復
まちなみの規制・誘導	修理修景基準による伝統的まちなみの保全	奈良県宇陀市松山地区	・屋根勾配、棟高、軒の長さ、庇の出、軒先の空間構成等に関する規定
屋敷林の保全	屋敷林(エグネ)の保全	岩手県金ケ崎町	・伝統的建造物群保存地区指定制度による武家屋敷構えを構成する生垣、屋敷林の保全

歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等の維持・保全、再生した事例（1）／建造物の復元・修理
長州藩の萩藩校明倫館の復元・修理（山口県萩市）

明治維新の礎を築いた偉人達が学んだ萩藩校明倫館の修復

萩は、江戸時代の初めに毛利輝元によって整備された城下町で、武家町や町人町等の町割、武家屋敷や町家などの歴史的建造物が現存する地域である。

特に幕末、藩校や吉田松陰による松下村塾などの私塾にて人材育成が熱心に行われた土地であり、現在の萩には、これら明治維新の歴史を物語る歴史的建造物及び偉人達の旧家等が残っている。

この旧萩藩校明倫館は、江戸時代中期に萩城内三の丸に建設された施設であり、幕末に現在の場所に移築され、吉田松陰が兵学教授を務め、高杉晋作や桂小五郎（後の木戸孝允ら）が学んだ施設である。

明倫館は、藩校が廃止になってからも初等教育の場として継承されており、昭和10(1935)年に建築された木造校舎は、明倫小学校として現在も使用されている。

この明倫小学校は、敷地の一部が国指定史跡となっており、木造校舎は平成8(1996)年に国の登録文化財に登録されている。

校舎が建設されてから70年以上を経過し、老朽化が激しいことから、平成20(2008)年度より、歴史的風致維持向上計画の推進事業として全面改修を実施しているところである。

【事業概要】

- ・事業名称:萩藩校明倫館整備事業
- ・事業主体:萩市
- ・活用する国の支援事業:歴史的環境形成総合支援事業
- ・計画期間:平成20～22年度(2008～2010年度)
- ・事業の概要:明倫小学校本館床改修及び窓枠改修、本館前～南門前通路舗装、西側土塀補修
- ・費用の補助率:総事業費の1/2

歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等の維持・保全、再生した事例（2）／まちなみの規制・誘導
修理修景基準による伝統的まちなみの保全（奈良県宇陀市 松山地区）

屋根勾配、棟高、軒の長さ、庇の出、軒先の空間構成等に関する規定

宇陀松山には、江戸期から昭和戦前期までの町家・茅葺民家等が多く残っており、かつて「宇陀千軒」「松山千軒」と呼ばれた特徴的な歴史的まちなみが継承されている。平成18(2006)年には、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

建物が密度高く配置されるなかで、町家の連担が独特の通りの景観をつくり出しており、こうした屋敷構えの秩序は、景観面はもとより、居住環境の維持にも役立っている。

このような連続性の高い歴史的まちなみを保全する観点から、宇陀松山の重伝建地区保存計画においては、「隣接する建物同士がつくり出す空間的な秩序」を保つために以下のような規定を盛り込んだ修景基準等が定められ、町人地宇陀の特徴的な歴史的風致の維持・向上が図られている。

＜修景基準の項目＞

- ・庇線の連続や棟の長さに関する規定
- ・伝統的な屋敷構えの継承に関する規定
- ・屋根・庇・壁面の連担に関する規定



図 3-41 宇陀松山の歴史的なまちなみ

出典:宇陀市HP

歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等を維持・保全、再生した事例（3）／生垣、屋敷林の保全 生垣、屋敷林（エグネ）の保全（岩手県金ケ崎町）

＜武家屋敷構えを構成する生垣、屋敷林（エグネ）＞

金ケ崎町城内諏訪小路は、平成13(2001)年に重要伝統的建造物群保存地区に指定された武家町である。伊達氏が藩内に配置した「仙台藩二十一要害」のひとつである金ケ崎要害の城とその武家町のほぼ全域にあたる東西690m、南北980m、面積約34.8haが金ケ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区の範囲である。武家の町並みの小路はほぼ江戸時代のままで、鉤形や枡形、弓形の道路を組み合わせ城下町特有の形態を示している。

各屋敷地はサワラヒバの生垣で区画され、北西方向にはエグネと呼ばれるスギなどの屋敷林が植えられており、住宅を北風や雪、暑さから守る役割を果たしている。

入口に門があることは少なく、鉤形や丁字形に敷地内まで生垣が伸び、侍住宅の玄関が見渡せないようになっている。侍住宅は茅葺寄棟造りの建物で、小路に沿った生垣とその背後の屋敷林の合間から武家屋敷の大きな屋根が見える景観は、当地方の武家地の典型的な姿を良く伝えている。

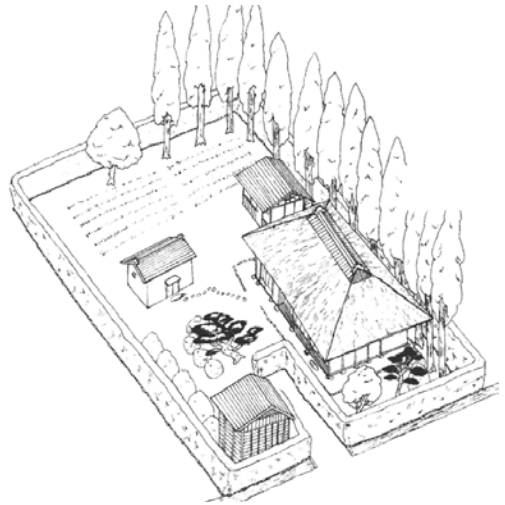


図 3-42 武家屋敷の空間構成

重要伝統的建造物群保存地区における生垣、屋敷林の保全

金ケ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区では、保存地区内において保存すべき物件を「保存物件」として指定し、修理・復旧していくこととしている。「保存物件」には伝統的建造物（建築物・工作物）と環境物件（樹木・庭園等）があり、環境物件は樹木や生垣などを指定する「緑の環境物件」と、庭園を指定する「複合環境物件」からなる。

生垣や屋敷林は「緑の環境物件」に指定する事ができ、指定されると復旧に要する経費に対して90%（上限額100万円）の助成が受けられる。



図 3-43 生垣、屋敷林（エグネ）

出典：金ケ崎町HP

その他、歴史的な価値を持つ町家や町並み等を維持・保全、再生した事例

- ・ 吉島家、松本家の修理・保全（岐阜県高山市）
- ・ 「相場」に基づく伝統的町並みの形成（岐阜県飛騨市古川地区）
- ・ 街並み整備基準の設定による伝統的まちなみの形成（山口県下関市長府地区）
- ・ 屋敷林（イグネ）の保全（岩手県一関市本寺地区）
- ・ 築地松による独特の散居集落景観の維持（島根県斐川町）

(2) 河川や水辺等での手法や取り組み

河川や水辺等は、城下町においては防御機能として、また、河岸や沿岸の集落においては当時の主要な物流手段であった舟運による物資流通拠点の入口として、水路等においては生活用水や農業用水として、歴史的な成り立ちに応じた様々な景観を形成していたことが伺える。これら構成要素の再生や歴史性を踏まえた整備あるいは保全・誘導等を図った取り組み事例を紹介する(表 3-10)。

表 3-10 水辺の保全・再生等の事例

手法	事例名	地域名	事例内容
護岸の再現・新設	伝統行事の舞台となる柳井川の護岸の新設	山口県柳井市	・柳井川での伝統行事「八朔の船流し」の復活を契機に、舞台となる護岸を新設
眺望保全のための規制・誘導	水際線からの建築物後退による水郷風景の保全	滋賀県近江八幡市	＜近江八幡市の水郷風景の保全＞ ・「近江八幡市水郷風景計画」による建築物の水際線からの後退
水路の保全	雄川堰の保全・活用	群馬県甘楽町小幡地区	＜城下町小幡のまちに張り巡らされる雄川堰＞ ・雄川堰の保全・活用の取り組み
	水路の修理に対する指導・助言や補助金の交付	長野県長野市松代地区	＜松代城築城時に形成された水路網＞ ・水路網に対する保存対策調査 ・「伝統環境保存条例」に基づく伝統環境保存地区の設定と、水路の修理に対する助成

水辺の保全・再生等の事例（１）／護岸の再現・新設

伝統行事の舞台となる柳井川の護岸の新設（山口県柳井市）

柳井川での伝統行事「八朔の船流し」の復活を契機に、舞台となる護岸を新設

平成12(2000)年に地元「柳井白壁の町並みを守る会」が中心となり、大正末期以降途絶えた柳井川での伝統行事「八朔の船流し」が復活した。平成14(2002)年には、復活後3回目の「八朔の船流し」開催にあわせて、行事での空間利用を踏まえた護岸整備(柳井川単独河川環境整備事業、ふるさとの川整備事業)が、山口県単独事業として行われた。なお、整備にあたっては、以下のような取り組みがなされた。

- ・護岸整備にあたっては、設計者が「守る会」等に直接ヒアリングを実施
- ・行事の実態(参加人数、服装、アプローチ)を把握し、整備方針を決定
- ・「伝統行事に特有の利用(下駄履き)における安全性」を重視し、滑りにくい洗出し平板舗装を行う など

市民による伝統行事の復活を機に、その舞台を整える目的で公共空間の整備が実施された。また、その護岸はまちの発展を支えた川湊の区間にあたる「歴史的な必然性のある場所」に設けられたことで柳井の歴史的な景観の維持・向上につながった。



図 3-45 柳井川の護岸整備(左:整備前 右:整備後)

柳井川は干満差が大きく、土嚢を敷き詰めた高水敷は破損が著しかったため、安全に水際に近づくことが難しかったが、市民による伝統行事の復活を機に護岸整備が実施された。

出典:柳井市提供資料

水辺の保全・再生等の事例（2）／眺望保全のための規制・誘導

水際線からの建築物後退による水郷風景の保全（滋賀県近江八幡市）

＜近江八幡市の水郷風景の保全＞

近江八幡市は、安土桃山時代に豊臣秀吉の甥・秀次によって築かれた城下町である。秀次は、琵琶湖への運河として八幡堀を整備した。琵琶湖を往来する荷船の寄港、楽市楽座の開設等により、商人の町として発展した。

八幡堀は、明治期以降の舟運衰退に伴って、一旦、どぶ川といわれるまでになったものの、地元の市民らが主体となって八幡堀の復元を求める署名活動や、自主的な堀の清掃作業、美化活動により、堀の全面浚渫（昭和50年）が行われることとなり、現在の水郷風景が復元した。

現在、当時の面影を残す八幡堀や水辺の田園集落等を船で巡る「水郷めぐり」が人気となっている。



図 3-46 近江八幡市の水郷風景

「近江八幡市水郷風景計画」による建築物の水際線からの後退

近江八幡市では、市全域を6ゾーンに区分し、ゾーン別に景観法に基づく景観計画を策定する予定である。現在は、「水郷風景ゾーン」と「伝統的風景ゾーン」が策定済みである。

水郷風景ゾーンの景観計画である「近江八幡市水郷風景計画」は、八幡堀や水辺の田園集落等の市街化調整区域をも対象としている点が特徴である。建築物の新築等を行う場合、指定水路、湖岸等の水際から20m以内の敷地にあつては、水際から10m以上後退することと定めている。

この水際からの後退距離の考え方は、水郷めぐりの船の目線から見て影響を及ぼす範囲を基に設定している。近江八幡市では水郷風景計画の策定を通じて、市民の景観への意識と関心が高まり、小学校で景観づくりの学習の実施や集落や河川の清掃ボランティア活動が行われるようになっている。

水郷風景計画区域の大部分は市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発は抑制されていますが、地域のまとまりの中には、開発などにより新しい建物等が建設されている地区と旧集落地区が混在しています。また、八幡山・西の湖・ヨシ群落等の自然・農地等にはそれぞれ法に基づく区域が指定され、既に土地利用や建設行為に規制がかけられています。このため、地域のまとまりと土地利用、建物状況等から5つのタイプに分けて基準を定めます。

なお、区域の中で最も重要な景域であると位置づけられた、北之庄沢から円山町・白王町（白部）の旧集落地区では、伝統的な保存がより図れるように特別な基準を設けています。風景の主要素である湖面・水路の中で、良好な眺望を確保する上で重要な水際については「指定湖岸、水路」と位置づけ、追加基準を設けています。

各基準は良質な建造物の多様性を否定するものではなく、計画デザインの質や周辺との調和について事前の相談を受け、共に風景に調和したものを考えていきます。また、専門的なアドバイスが必要なときは、学識経験者等による「風景づくりアドバイザー」の助言や「風景づくり委員会」での意見を求め検討していきます。

近江八幡市水郷風景計画「風景形成基準」水郷風景計画区域の序文

表 3-11 風景形成基準（基準C：農用地地区）※水際基準箇所のみを抜粋

		風景形成基準
建築物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	・ 敷地内の建物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。
	高さ	・ 指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあつては、水際から10メートル以上後退すること。
	形態・意匠・色彩	・ 建物の高さは10m以下を原則とする。ただし、指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあつては、高さは5mを越えない、地上1階以下を原則とする。
延床面積150㎡以下の納屋・倉庫等の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	位置	・ 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのある形態にすること。
	高さ	・ 地上2階以下を原則とする。ただし、指定水路、湖岸等の水際から20メートル以内の敷地にあつては、高さは5mを越えない、地上1階以下を原則とする。

出典：近江八幡市「近江八幡市水郷風景計画（概要版、風景形成基準）」

水辺の保全・再生等の事例（3）／水路の保全

雄川堰の保全・活用（群馬県甘楽町 小幡地区）

＜城下町小幡のまちに張り巡らされた雄川堰＞

甘楽町小幡地区のまちうちを北流する雄川堰は、一級河川雄川より取水しており、水路沿いには養蚕農家群や武家屋敷が点在するなど、小幡地区の歴史的風致の中核をなしている。

雄川堰は大堰とも呼ばれており、大堰に設けられた三箇所取水口から、小堰と呼ばれる小水路が武家屋敷地区内に網目状に張り巡らされている。

開削の時代は不詳であるが、元和2(1616)年に小幡藩政が開始される以前から存在していたとされており、小幡地区へ陣屋が移転された際に改修を行い、現在の形となった。

大堰は灌漑や生活用水として利用され、小堰は楽山園や武家屋敷の泉水にも利用されていた。明治時代に入ると養蚕業が盛んになり大堰沿いには養蚕農家群が建ち並んだため、昭和40年代までは養蚕道具の洗い場としても利用されていた。現在も41箇所に洗い場が残っており、食材等の洗い場として日常的に利用されている。

雄川堰の保全・活用の取り組み

昭和50年代に入ると、雄川堰の一部では水質の悪化が見られたが、水路沿いの自治会が中心となって清掃や石積み等の簡単な補修等を住民の手で行い、現在まで良好な水質を保ってきた。その結果、名水百選(昭和60年選定・環境省)や疎水百選(平成18年選定・農林水産省)、選奨土木遺産(平成22年度選定・土木学会)などに選定され、その歴史的・土木的価値が認められている。

近年の調査では、石積み護岸の崩れが複数確認されていることから、平成22(2010)年に認定された「甘楽町歴史的風致維持向上計画」の中で「雄川堰(大堰及び小堰)整備事業」として、石積の補修工事を行う予定となっている。



図 3-47 小幡のまちを流れる雄川堰

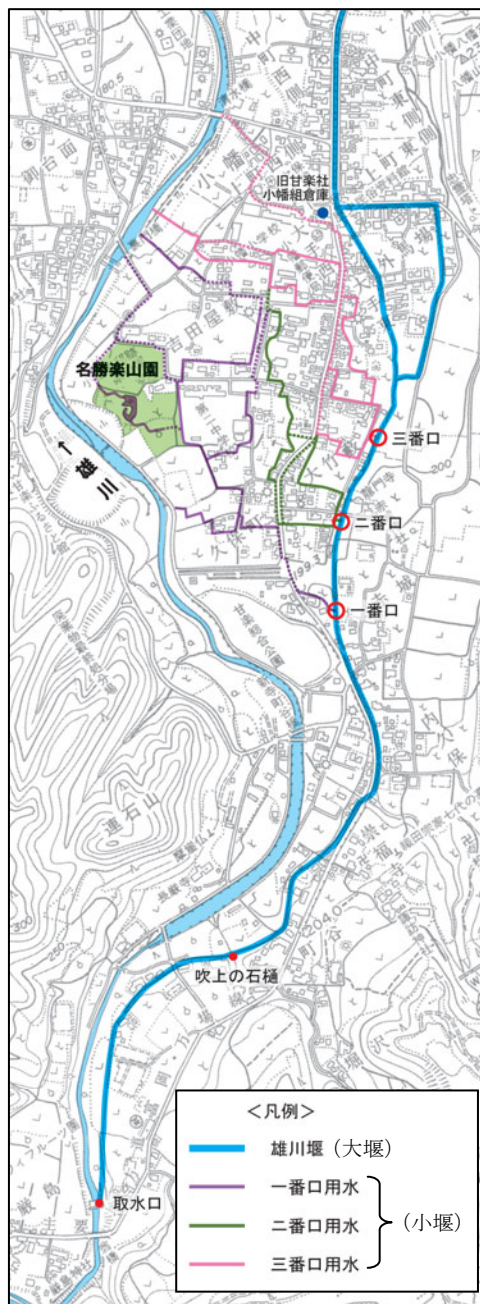


図 3-48 雄川堰の水路網

出典：甘楽町「甘楽町歴史的風致維持向上計画」

水辺の保全・再生等の事例（４）／水路の保全

水路の修理に対する指導・助言や補助金の交付（長野県長野市 松代地区）

＜松代城築城時に形成された水路網＞

長野市松代町は松代城築城時に城下町として成立した町で、長い土堀に囲まれた武家屋敷や、城を守るように配置された寺々、駒形の道路、町を流れる水路など、城下町の面影が残っている。

城下町には水路網が張り巡らされており、水路は道路に面する「カワ」と、屋敷地の背割りを流れる「セギ」とに呼び分けられ、田畑や庭園の泉水（池）として日常生活に利用されていた。

近年では、隣接する家の泉水から泉水へと流れる水路を「泉水路」と呼び、全国でも珍しい形態の水路として保存を望む声が高まっている。



図 3-49 松代城下町内の水路

水路網に対する保存対策調査

松代町の水路と庭園・建造物に対し、保全の動きが高まり、「庭園都市松代(伝統的建造物群保存対策調査報告書)」(1982年)や「長野市松代三町水路活性化についての調査報告書」(1985年)などの調査が実施された。

「伝統環境保存条例」に基づく伝統環境保存地区の設定と、水路の修理に対する助成

長野市では、昭和58年に松代町南部の、代官町・馬場町・表柴町の3町を伝統環境保存条例による伝統環境保存区域に指定し、保存計画を策定するとともに、建築、庭園、門、堀などの修理に対して、指導と補助がなされている。(平成15年には上記3町に加え竹山町が追加指定されている)

伝統環境保存区域内で以下の行為を行う場合には、事前に市に届出が必要となり、その届出に対して必要があるときは、市が助言、指導または勧告をすることとなっている。建物の修理とともに、伝統環境を構成している庭園・水路の修理や、景観に調和した門・堀の復元などについても指導・助言や補助金の交付を実施している。

【届出が必要な行為】

- ・ 建築物（主屋、土蔵、門、堀など）、庭園その他の工作物の新築、増改築、移転または除却と、修繕、模様替え、色彩の変更等で外観を変更する場合
- ・ 宅地の造成、その他の形質の変更
- ・ 土石類の採取
- ・ 竹木の伐採

その他、河川・河岸・水辺等における整備・再生事例

- ・ 災害復旧事業における地区の歴史性を考慮した石積み護岸の整備（福島県福島市御倉町地区）
- ・ 金沢城惣構堀の復元・開渠化と水路沿いの散策路整備（石川県金沢市）
- ・ 小樽運河の保存・護岸及び遊歩道整備（北海道小樽市）など

(3) 道路と沿道空間の歴史性に配慮した手法や取り組み

道路・街路やその沿道の歴史性に配慮した整備手法や取り組みのうち、主に公共空間における手法・取り組みとして、道路や歩道等の舗装や路上占有施設等の高質化が考えられる。

ここでは、道路や歩道等の舗装面、路上専有施設等の高質化の事例（表 3-12）を紹介し、これらの技術的手法の解説については、「3-4（2）歴史的まちなみに配慮した現代的技術の活用手法」に記載している。

表 3-12 道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み

手法	事例名	地域名	事例内容
道路の修景	歴史的まちなみに調和した参道整備	三重県伊勢市	<内宮おはらい町におけるまちなみ整備の取り組み> ・「伊勢市まちなみ保全事業」による歴史的まちなみに調和した参道整備 ・伊勢神宮参道整備事業による歩行者や周辺景観に配慮した参道の整備
沿道の修景	隣接する伝建地区との連続性に配慮したまちなみづくり	秋田県仙北市角館町・横町	・板塀の連続性を確保し、武家屋敷群との連続性・まとまりを維持
	景観に配慮した案内板の設置	岡山県津山市	・景観に配慮した案内板の設置
	板塀修景事業	茨城県桜川市	・地元建築士会が中心となって実施する「板塀修景事業」
屋外広告物の規制・デザイン誘導	現地調査による違法屋外広告物の除去	京都府京都市	・現地調査による違法屋外広告物の除去
	許可基準への適合に関する審査の実施	石川県金沢市	・許可基準への適合に関する審査の実施

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み(1)／道路の修景

歴史的まちなみに調和した参道整備(三重県伊勢市)

<内宮おはらい町におけるまちなみ整備の取り組み>

伊勢神宮は伊勢市にある我が国を代表する神社で、江戸時代には「お伊勢参り」のブームがあり、式年遷宮前後には「おかげ参り」をするなど、多くの人々が訪れている。

しかしながら、1970年代のモータリゼーションの進展等によって、伊勢神宮の参拝者は神宮への参拝を行った後に他の観光地へと向かうようになり、内宮の鳥居前町である「おはらい町」は通過点と化し、訪れる観光客が激減し、それに伴い、まちの魅力が喪失、衰退していった。

このような状況下において、昭和54(1979)年、失われつつあるまちなみの保全と再生を目的とした地元による「内宮門前町再開発委員会」が結成され、昭和57(1982)年まちなみ保全についての要望書を市に提出し、市議会にて採択された。

まちなみの保全・再生手法については、地元住民と自治体間で80回以上の検討・協議を行い、平成元年に伊勢市独自の「伊勢市まちなみ保全条例」を制定、12項目の基準からなる「内宮おはらい町まちなみ保全整備基準」を取り決め、建物高さや形態、色彩や素材等の基準を設け、鳥居前町として発展した古いまちなみの保全と再生に取り組んだ。



図 3-50 内宮おはらい町(整備前、昭和60年代)



図 3-51 内宮おはらい町(整備後、平成4年頃)

「伊勢市まちなみ保全事業」による歴史的まちなみに調和した参道整備

平成2(1990)年には、「内宮おはらい町まちなみ保全地区並びに同保全計画」を告示し、「まちなみ保全事業」として、保全地区内での新・増改築等の修景工事を開始した。また、これら沿道の修景工事に掛かる費用として、伊勢市では低利融資(最高3千万円)を創設した。

保全事業と並行して、地元負担による無電柱化工事の実施(平成4年完成)や、自治体によるおはらい町再舗装(石畳)工事を実施(平成5年完成)している。なお、無電柱化工事は全地下埋設ではなく、電柱を表通りから裏通りに移設するものであった。市によるおはらい町の保全事業は、(株)赤福から平成元(1989)年から5年間、毎年1億円の寄付を受けて実施されている。



図 3-52 無電柱化 整備前(昭和60年代)



図 3-53 無電柱化 整備後(平成4年頃)

写真:伊勢市HP「内宮おはらい町今昔」

【事業概要】

- 事業名称：「伊勢市まちなみ保全事業」
- 指定地域：おはらい町通り約800mうち約580m（宇治今在家町、宇治中之切町、宇治浦田町1丁目の一部）、(1)面積 約5.3ha、(2)対象戸数 約56軒、約140棟
- 事業内容：保全地区内において新築・増築・改築等の修景を行う場合、保全整備基準に基づき、伊勢の伝統的家屋形態（切妻・妻入り、または入母屋・妻入り）を再現・維持（主に外観部分）することとし、必要に応じてその資金の貸付を実施。修景、貸付に当たってはその都度、審議会に諮り決定。（この事業は、平成21年10月1日伊勢市景観計画の運用に伴い、廃止しました。伊勢市景観計画においては重点地区として指定しており、また、平成21年10月1日付けで都市計画法に基づく景観地区を決定しています。）
- 貸付内容：（1）貸付額1,000～30,000千円（10万円単位）、（2）貸付利率年2%、（3）償還期限20年以内（元利均等償還）、（4）審議会 委員10名以内で任期2年。現在までに87件の届出、うち貸付申請は15件。※残りは自己資金によるもの（平成21年9月末まで）

① 「石畳の道」整備事業

- 事業主体：御影石による舗装整備
- 事業主体：三重県・伊勢市

② 電柱化工事

- 事業主体：伊勢市
- 整備内容：全地下埋設ではなく、電柱をおはらい町通りから目立たないところへの移設にて対応。

①、②の総事業費：約4億円

内宮おはらい町まちなみ保全整備基準

- (1) 建築物等は、原則として外観をこの基準に適合させるものとし、保全地区内の道路から通常望見できる内部（おおむね前面から約3.6m）は、外観とみなすものとする。
- (2) 建築物等の階数は、地階を除いて3以下とする。
- (3) 建築物の形態は、切妻・妻入りもしくは入母屋・妻入りとし、基本的に木造とする。
- (4) 建築物1階には軒庇を用い、その高さは、できるだけ現在の家並みにそろえるものとする。
- (5) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、可能な限り、現在の家並みにそろえるものとする。
- (6) 屋根及び軒庇には日本瓦を用い、色はグレーもしくはそれに類したものとする。
- (7) 外壁は、きざみ囲い（下見板張り）を基本とし、1階には軒がんぎ板、2階には張り出し囲いを用いるものとする。
- (8) 建築物等の道路に面する建具は木製とし、2階開口部には出格子を用いるものとする。
- (9) 建築物等の色彩は、周囲の調和を乱さないものとする。
- (10) 屋外に設置する空調機器、屋外広告物のデザイン、色彩、大きさは周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。
- (11) 現存する建築物のうち、まちなみにそぐわないものは、今後の改築修繕等に際し、この基準に基づき、周囲との調和を図るものとする。
- (12) 上記に準拠することが困難なときは、伊勢市まちなみ保全審議会の指導によるものとする。

出典：伊勢市HP「伊勢市まちなみ保全事業」

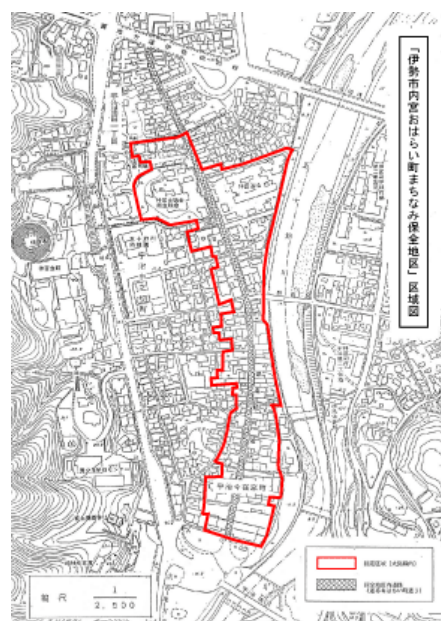


図 3-54 伊勢市内宮おはらい町まちなみ保全地区

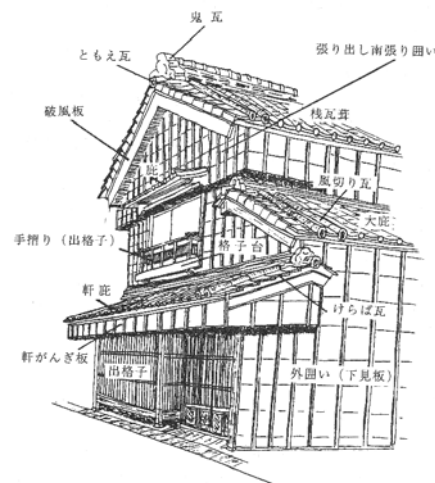


図 3-55 内宮おはらい町まちなみ保全整備基準イメージ図

伊勢神宮参道整備事業による歩行者や周辺景観に配慮した参道の整備

外宮参道は、伊勢市駅から外宮を結ぶ通りで、かつては路面電車が走り、木造旅館が建ち並んでいた。昭和57、58年度には電線類地中化とコミュニティ道路整備を行っていたものの、植樹帯や駐車車両による通行の支障、伊勢市の玄関口として外宮への参拝道の雰囲気を感じられないことやバリアフリーに未対応等の課題があった。

JR伊勢市駅と外宮との位置は、鳥居前町の参道として楽しんで歩行するのに理想的な約500mの距離であることから、「駅ー参道ー外宮」という明確な関係を再構築して、外宮の参道であることを主張するために、参道整備の検討が行われた。

神宮参道(主要地方道伊勢市停車場線)の修景整備に際しては、神宮参道懇話会、地元自治会、三重県と伊勢市で構成する「神宮参道のみちづくりを考える会」を組織(平成15年度)し、道路の基本計画案を策定した。

平成16年度には、学識経験者や公共交通機関の関係者を交えた「神宮参道・伊勢市駅前まちづくり委員会」を組織し、道路整備のみならず沿道のまち並みを含めた景観形成について「まちなみまちづくり提言書」として取りまとめ、伊勢市と三重県に提出した。提出を受けた三重県では、この提言を元に道路詳細設計を行い、伊勢市の玄関口にふさわしい周辺の景観にも配慮した道路整備を実施した。

【事業概要】

- ・事業名称 : 外宮参道(旧神宮参道)道路修景事業
- ・実施主体 : 三重県
- ・事業期間 : 平成16年度～平成18年4月
- ・道路延長 : 379m(伊勢市駅前～伊勢南島線の区間)
- ・総事業費 : 3億2,450万円

【その後の展開、効果など】

神宮参道では、地元住民自らが沿道を花で飾ったり、高張り提灯を使った神宮参道らしさの演出を行っている。

さらに、「灯りイベント」、「ゆかたで千人参り」といった地域住民主体の新たなイベント開催など、「道という舞台」を使ったソフト事業を展開し、外宮参道の雰囲気づくりや賑わいを創造している。

平成19年度には、神宮参道整備事業(外宮参道)が、(財)都市づくりパブリックデザインセンター主催の都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞している。



図 3-56 施工時に舗装材を再確認する様子



図 3-57 段差等のバリアフリーをチェックする様子



図 3-58 全面フラットな参道(伊勢市停車場線)



図 3-59 外宮に捧げる「献燈」高張り提灯の様子

出典：三重県HP「伊勢市停車場線修景整備事業」

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み（2）／道路の修景

隣接する伝建地区との連続性に配慮したまちなみづくり（秋田県仙北市 角館町・横町）

板塀の連続性を確保し、武家屋敷群との連続性・まとまりを維持

秋田県仙北市の角館町は、仙北平野の北部に位置する城下町であり、武家屋敷群は、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。

築200年近い屋敷が建ち並び、道路と屋敷の境界には伝統的手法による黒板塀（簾子塀・縦板塀）と、しだれ桜が連続している。

この武家屋敷群につながっている横町では、一体的な歴史的まちなみが形成されることを目的として、平成16年に「横町東部の景観を考える会」が協定を締結、建築物の外観を落ち着いた色彩へ変更、派手な看板の取り外し等の取り組みを行っている。

現在、黒板塀のある家や昔ながらの白漆喰風の商店が立ち並び、武家屋敷群の同保存地区との歴史的まちなみの連続性が保たれている。



図 3-60 黒板塀と武家屋敷のまちなみ

出典：仙北市HP

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み（3）／沿道の修景

景観に配慮した案内板の設置（岡山県津山市）

景観に配慮した案内板の設置

津山市では、津山城跡周辺にある文化財や町家等の歴史的建造物について、平成21～23（2009～2011）年度に、歴史的な施設を紹介する案内板や津山城堀跡の標示版等の設置を行うこととしている。



図 3-61 案内板の整備例

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み（4）／沿道の修景

板塀修景事業（茨城県桜川市）

地元建築士会が中心となって実施する「板塀修景事業」

茨城県建築士会桜川支部が主体となって、まちづくりワークショップ「発見！まかべ探検隊」を開催し、桜川市の歴史的まちなみを考えてもらおうと共に、桜川市真壁町田にて、地元住民の協力を得て、個人宅のブロック塀やトタン塀を杉板塀で覆う景観修景事業を行っている。



図 3-62 修景前のブロック塀の状況



図3-63 杉板で覆った修景作業の様子

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み（５）／屋外広告物の規制・デザイン誘導

現地調査による違法屋外広告物の除去（京都府京都市）

現地調査による違法屋外広告物の除去

京都市は、屋外広告物も景観を形成する一つの要素であると捉え、1956年（昭和31年）から屋外広告物法に基づく屋外広告物等に関する条例を制定し、屋外広告物の規制と誘導を行っている。また、違法屋外広告物の改善を図るため、違法広告物の多い繁華街において、許可基準への違反、手続きの違反等の現地調査を行っている。

現地調査の際は、市の職員が実際に現地を調査し、屋外広告物条例に基づく許可手続きがされていない広告物や、京都市の屋外広告物の許可基準に違反している広告物を抽出し、掲示業者に対する是正指導を行っている。

平成17(2005)年度には、許可基準違反、手続き違反の合計が441件あり、うち94件に対して指導を行っている。

道路と沿道空間の歴史性に配慮した取り組み（６）／屋外広告物の規制・デザイン誘導

許可基準への適合に関する審査の実施（石川県金沢市）

許可基準への適合に関する審査の実施

金沢市では、金沢市内の許可地域（禁止地域を除く市内全域）において、屋外広告物を設置する際には、金沢市屋外広告物条例に基づく許可基準への適合に関する審査を行っている。

許可申請された広告物について、週に1度審査会を開催している。審査にあたっては、匿名で審査し、特定の業者を利することがないようにしている。審査会には、行政担当者や学識経験者、建築関係者、屋外広告物業者等が委員として参加しており、広告物の質の向上だけでなく業界の意識の向上も行っている。

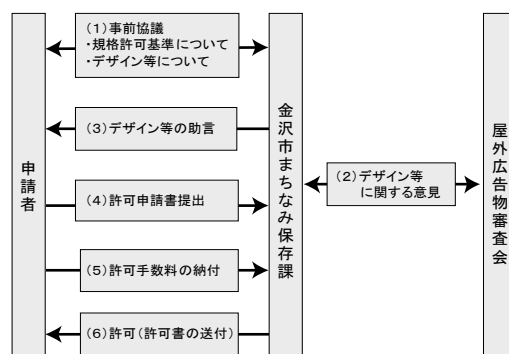


図 3-64 金沢市屋外広告物条例の許可審査手続きフロー図

出典：国土交通省総合政策局「観光立国の観点から見た屋外広告物のあり方検討業務報告書」を参考に作成

コラム・・・沿道や敷地境界を板塀等で修景する活動・取り組み事例の紹介

最近、まちなみ修景手法の一つとして、板塀等による修景を住民自らが行う活動が各地で見られる。

多くの場合、外構修景等は所有者の修景行為に対して、行政側から補助や支援を行うといった取り組みが主であるが住民主体のまちづくり活動の一環として実践されて事例もある。

板塀等による修景は、建築物そのものの修景（改修や新築等）と比べて、安価でかつ簡易にでき、見た目の効果が得られやすい等のメリットがある。このような取り組み事例には、沿道を同じ様式の塀や生け垣で統一して整備する方法や、現在あるブロック塀等の上から板塀等で覆うことにより、沿道の見た目を修景する方法等もある。

その他、道路と沿道空間の歴史性に配慮した手法や取り組み

- ・ 寺町通りの道路拡幅との一体的な整備（岩手県盛岡市）
- ・ 街道の追分の復元整備（福島県桑折町）
- ・ チーム黒塀プロジェクト（新潟県村上市）、板塀プロジェクト（大阪府岸和田市本町地区）
- ・ 城下町の景観に配慮した屋外広告物ガイドラインの策定（石川県金沢市）など

(4) 歴史的な土木構造物における取り組み

橋梁等の土木構造物も視覚的な影響の大きい資源である。歴史的なものとしては、近代に入って整備された石造アーチ橋や鉄製の橋梁等が多い。ここでは、まちなみ等の景観への調和に配慮した改修等の取り組みや土木構造物の再生を図った事例を紹介する(表 3-13)。

表 3-13 歴史的な土木構造物等を維持・保全、再生した事例

事例名	地域名	事例内容
萬代橋の復元整備	新潟県新潟市	・ 照明灯と橋詰広場の復元
北大路橋の補修工事にともなう修景整備	京都府京都市	・ 北大路橋の補修工事にともなう灯籠照明の復元と眺望バルコニーの設置

歴史的な土木構造物等を維持・保全、再生した事例（１）

萬代橋の復元整備（新潟県新潟市）

照明灯と橋詰広場の復元

昭和 4 (1929) 年 8 月に鉄筋コンクリート造 6 連アーチ橋として整備された萬代橋（新潟市）は、平成16年に重要文化財に指定されており、同年に照明灯や橋詰広場等について以下のような改修工事を行い、75年前の建設当時の姿に復元した。

また、橋の名称もこれまで使用していた「万代橋」から当初の「萬代橋」に改めた。

<主な改修内容>

- 照明灯・橋側灯：照明灯は車道と歩道の間に設置し、橋の側面には橋側灯を設置。当時の素材にこだわり南部鉄物を使用し、建設当初の姿に復元
- 欄干：損傷している石材の取り替え
- 歩道：歩行者と自転車を分離し、歩行者部分は御影石を敷いて融雪装置を設置。自転車部分は水はけの良い舗装を採用し、欄干から離して転落を防止
- 橋詰広場：新潟地震の際に撤去された 3 本の隅柱を復元。鉄物製の橋銘板を復元

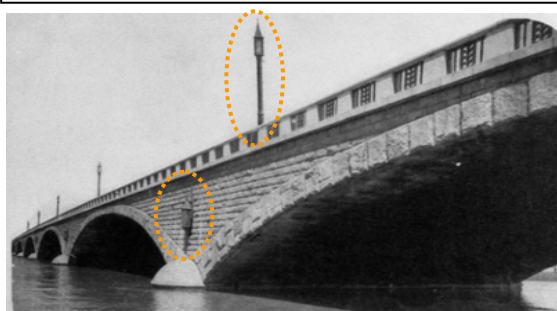


図 3-65
三丁目萬代橋の整備当時

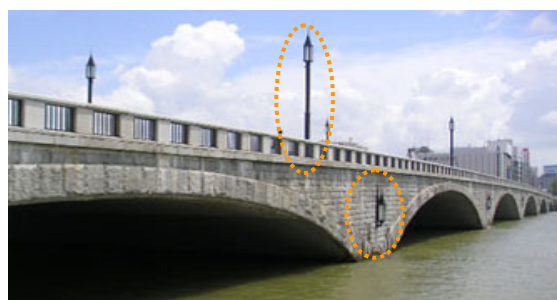


図 3-66
当時の姿に復元された萬代橋

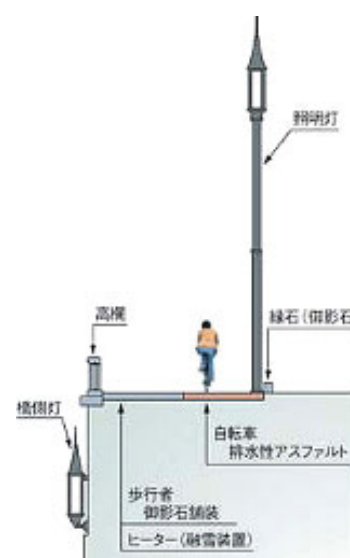


図 3-67 復元整備の断面図

出典:「知るほど なるほど 萬代橋」(国土交通省新潟国道事務所、2005年)

歴史的な土木構造物等を維持・保全、再生した事例（2）

北大路橋の補修工事にともなう修景整備（京都府京都市）

北大路橋の補修工事にともなう灯籠照明の復元と眺望バルコニーの設置

北大路橋は、主要幹線道路に架かる橋として交通面で大きな役割を果たすとともに、周辺の豊かな自然環境と歴史に恵まれ、鴨川と調和した美しいシルエットで地元住民に親しまれてきた。

昭和8年の架橋から70年以上を経て、橋が老朽化したことに伴い、京都市は平成16年から北大路橋の耐震補強・補修工事を実施することとなった。

工事を実施するにあたり、「明日の鴨川の橋を考える会」の提言を踏まえて修景施設の整備を同時に行なうこととなった。この整備により、戦時中に供出された灯籠照明は架橋当時の姿に復元され、橋の中腹には憩いの空間である眺望バルコニーが設置された。また、架橋当時から用いられている石製の高覧は洗浄して再利用し、歩車道境界のガードレールは橋に調和した同系色のものを用いるなど、景観に配慮した整備を行った。

整備は補修工事も含めて約5年かけて行われ、平成20年に完成した。



図 3-68 建設当時の灯籠



図 3-69 復元された灯籠



図 3-70 修景工事により設置された眺望バルコニー



図 3-71 整備前の北大路橋



図 3-72 整備後の北大路橋

出典：京都市HP

その他、歴史的な土木構造物を維持・保全、再生した事例

- ・ 雁木の整備（広島県呉市御手洗地区）：平成3年の台風19号により被害を受けた護岸を、県の港湾・海岸保全事業で復旧する際、当時重伝建地区の選定に向けて取り組んでいた背後の歴史的まちなみに配慮し、船を陸に上げるための階段状の揚場である雁木を設けた。
- ・ 配水塔の修理・公開による利活用（富山県高岡市山町筋周辺地区 旧配水塔、旧第3源井上屋）



図 3-73 呉市御手洗地区で整備された雁木

3-4 魅力を高める素材や工作物の収まり、様式や工法などに留意する

ここでは、(1) 伝統的な様式や工法を用いた修復、地域の要素を活かした手法や取り組み、(2) 歴史的まちなみに配慮した現代技術の活用手法に関する事例を紹介する。

特に、歴史的な景観づくりに資する風情(地場産業との関係、祭事や風習との関係によるまちなみ等の形状など)の維持・継承に取り組んでいる事例や、当時の建築様式や工法、地場の素材、植生等の歴史的事実や資源を活用して、地域づくりやまちづくり整備を行った事例を記載している。

歴史まちづくりでは、〇〇風、〇〇の真似、擬似的〇〇のような上辺だけの対応ではなく、できる限り、地域の歴史を把握し、可能な限り伝承されている工法や様式、素材などを用いることが、重要なポイントであり、継続的な維持管理にもつながる取り組みを紹介している。

(1) 伝統的な様式や工法を用いた修復、地域の要素を活かした手法や取り組み

地元に伝わる様式や工法に基づいて現代に合わせた基準を規定した事例、地元住民等の参加によって様式や工法の理解と継承に取り組む事例等を紹介する(表 3-14)。

表 3-14 伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み

手法	事例名	地域名	事例内容
伝統的な技術の継承	石垣の管理活動への公的支援	徳島県三好市 東祖谷山村集落	・住民による石垣の管理活動への公的支援保と、存活用ガイドラインの策定
	「つづら棚田」における石積み技術の継承	福岡県うきは市 葛籠地区	・石積み技術の継承
	「金沢職人大学校」の設立による職人文化の継承	石川県金沢市	・「金沢職人大学校」の設立による高度な職人文化の継承
	「北村かやぶきの里保存会」による茅葺き屋根の保全	京都府南丹市 美山地区	・「北村かやぶきの里保存会」の取り組み ・茅葺き職人の就業支援 ・茅の確保のための茅場の再生

伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み（1）／伝統的な技術の継承

石垣の管理活動への公的支援と保存活用ガイドラインの策定（徳島県三好市 東祖谷山村集落）

住民による石垣の管理活動への公的支援と保存活用ガイドラインの策定

三好市落合地区の伝統的建造物群保存地区保存計画では、石垣を民家や集落の歴史的環境を構成する最も重要な要素として捉えており、三好市では「屋敷を支える石垣」、「水田を支える石垣」、「畑を支える石垣」、「里道を支える石垣」の特徴を踏まえて、それぞれに特徴的な伝統工法で積まれた石垣修理等への助成を行っている。石垣の修理・修景方法については、保存活用ガイドラインが定められている。

また、「住民保存会」による里山環境管理（草刈や石積み、水路の管理など）の活動への助成もあわせて行っている。

このほか、石垣シンポジウム等を開催するなど、地元をはじめより広く情報発信を行い、周知を図り、石積み等の環境保全への関心向上や、活動への協力、参加者の増加を目指している。



図 3-74 三好市東祖谷落合集落

出典：三好市 HP

伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み（2）／伝統的な技術の継承

「つづら棚田」における石積み技術の継承（福岡県うきは市 葛籠地区）

「つづら棚田」における石積み技術の継承

うきは市浮羽町葛籠地区には、「つづら棚田」と呼ばれる、面積7ha、約300枚の棚田がある。つづら棚田を築いている石垣は、約400年前に山の石を使って積み重ねられたものである。平成11(1999)年につづら棚田は農林水産省の日本の棚田百選に選ばれている。

平成12(2000)年には、第6回全国棚田（千枚田）サミットが開催されており、棚田保全の手法などの情報交換が行われている。また、うきは市では、つづら棚田や茅葺き民家の集落等を対象に文化的景観保存調査を実施している。調査報告書では、今後の方針として石積み技術の継承の支援を挙げている。



図 3-75 つづら棚田の風景

出典：うきは市 HP

伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み（3）／伝統的な技術の継承

「金沢職人大学校」の設立による職人文化の継承（石川県金沢市）

「金沢職人大学校」の設立による高度な職人文化の継承

金沢市では、藩政時代から人の手から手に伝えられた職人の技が受け継がれているが、近年は後継者不足や技術の衰退等が深刻な問題となっている。そこで高度な職人文化を継承するために、平成8(1996)年に我が国初めての職人養成の専門大学校として「金沢職人大学校」を設立した。本学校は、若手ではなく、中堅以上の職人を対象にさらに技を磨き高めることを目的に設立されている。運営は金沢市と9団体出資による「公益社団法人・金沢職人大学校」で行われている。

開講科目は石工、左官、大工、建具、表具、瓦、造園、畳、板金の9科、受講生は計50名で、学費は無料となっている。



図 3-76 瓦科（本瓦葺の作業）



図 3-77 石工科（間知積の石割作業）



図 3-78 大工科（現寸型起し）

出典：公益社団法人 金沢職人大学校 HP

伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み（４）／伝統的な技術の継承

「北村かやぶきの里保存会」による茅葺き屋根の保全（京都府南丹市 美山地区）

「北村かやぶきの里保存会」の取り組み

「かやぶきの里」の愛称で呼ばれる美山町の北地区は、集落全体における茅葺き建築戸数の割合が高く、平成5(1993)年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

昭和63(1988)年、集落内の全戸が参加する「北村かやぶきの里保存組合」を設立した。平成5(1993)年以降は「北村かやぶきの里保存会」として、「北村かやぶきの里憲章」を共通のルールとして定め、次のような活動を行っている。

- ・ 茅葺き屋根を維持するために、休耕田への茅の植付け・収穫、茅の保存、茅葺き職人後継者の育成（U・I ターンの若者の地域への定着）、葺替工事の支援等
- ・ 全国レベルでの茅の提供者、茅葺き民家オーナーのネットワークづくり
- ・ かやぶき民俗資料館の運営、観光客へのボランティアガイド等

＜北村かやぶきの里憲章＞

私たちは、祖先から受け継いだ伝統的建造物群と美しい自然環境を誇り、そして、それを守り、活力あるものとして後世へ引き継ぐためにこの憲章を定めます。

私たちは、茅葺きが散在する、日本の農村の原風景である集落景観の維持保全につとめます。

私たちは、静けさ、秩序ある落ち着き、善良な風俗を守ります。

私たちは、集落の歴史や文化を理解し、教養を高め、自らの資質向上をはかります。

私たちは、一人ひとりが気持ちをつ一つにして、訪れる人に村の心を伝えます。

私たちは、集落の特性を生かし、私たち自身の手で集落の発展向上をはかります。

保全優先の基本理念

一、『売らない』集落の土地や家を売ったり、無秩序に貸したりしない。

二、『汚さない』家の周り、畑など集落全体を汚さない。

三、『乱さない』集落の道路、山、家などの美観や集落の風紀を乱さない。

四、『壊さない』重要伝統的建造物群に選定された集落景観や美しい自然環境を壊さない。

五、『守る』店が立ち並ぶ観光地にせず、集落景観を現状のままで守る。

六、『生かす』茅葺きの散在する集落景観を経営活動や村おこしに生かす。

平成十一年二月一日 北村かやぶきの里保存会

茅葺き職人の就業支援

昭和30年代は17～18人の茅葺き職人が美山町に在住していたが、昭和50年代には3人となり、屋根会社も減少した。美山町では、平成10～17年に屋根会社への「就労奨励金（一時金として10万円／人）」を設置。奨励金の設置期間に屋根会社には若者が入社するようになり、現在は十数名の新人職人が定住している。



図 3-79 北村かやぶきの里の景観

出典：京都府 HP「南丹の風景」

茅の確保のための茅場の再生

かつて地区の周辺には、茅葺き屋根の材料となる茅を育てるための茅場が設けられていた。しかし、茅場は数十年前に消失し、重伝建地区に選定された平成5(1993)年頃には、茅の確保が難しい状態となっていた。そのため、平成7(1995)年に京都府の「ふるさとの自然環境と歴史的風土保存活動助成事業」を活用して、5箇所の茅場を整備した。

その他、歴史・伝統的工法や地域資源を活用した事例

- ・ NPO坂折棚田石積み塾による石積み技法の伝承（岐阜県恵那市）
- ・ 「石垣の里まろうかい」による石積み体験プログラムの実施（愛媛県愛南町）
- ・ NPO彦根景観フォーラムによるまちなみの保存・活用等に関する調査研究（滋賀県彦根市）
- ・ 窯業に使用した耐火レンガによるトンバイ塀の整備（佐賀県有田町）
- ・ 常滑焼の廃材を利用した塀等による魅力創造（愛知県常滑市）
- ・ 「佐原町屋研究会」による伝統的な町屋構造の研究・継承（千葉県香取市）など

(2) 歴史的まちなみに配慮した現代的技術の活用手法

道路や街路等における路面・ペーブメントは、歩行や移動のための社会基盤の一部であるとともに、沿道の歴史的なまちなみとあわせて視覚的一体感を形成する歴史的な景観における重要な要素である。

しかし、路面・ペーブメント等について、まちなみの成立当時の歴史的な状態を忠実に再現・復元しようとすると、そのほとんどは舗装のない「土」のままとなり、さらに夜間の安心や安全性に欠かせない街路灯等の路上施設等も整備できない⁵⁾という課題が生じる。

このことから、歴史まちづくりの観点として、現存する歴史的なまちなみ景観を保全・修理し、復元しつつも、現在の日常生活をより快適な環境とする、すなわち人々に不便を強いるまちづくりではない点が重要であり、路面・ペーブメント等においては、歴史的な景観に影響のある表層面・テクスチャに加えて、路盤としての強度、社会基盤等の他埋設物を保護する構造を含めた検討が重要である。例えば、沖縄県那覇市の壺屋やちむん通りでは、車道の性能を確保しながら、通常路盤に使わない柔らかい石灰岩を導入している（図3-80）。

また、電線類は日常の生活を支えるために必要な設備であるが、電線等の架空線や電柱等の占用物が良好な景観形成全般において阻害要因となるため、できる限り見えなくする、または目立たせないことが重要である。

ここでは、現代の快適な環境を維持しつつ歴史的まちなみに配慮するために現代的技術を活用した事例として、①道路の修景・高質化に係る整備手法、②無電柱化に係る整備手法、③河川の護岸等の整備手法に関する事例を紹介する。



図3-80 本島南部で採石される琉球石灰岩の舗装事例（沖縄県那覇市壺屋やちむん通り）

5) 当時の路面素材としては土による道路の他、小石敷や川砂利、木材、石畳（平戸や長崎においてオランダ人により整備）がある。また、当時の沿道照明は、町屋等に提げられた灯籠や家屋からの漏れ光等になる。

①道路の修景・高質化に係る整備手法

歴史まちづくりににおける道路の修景・高質化について、整備の対象となる要素には、主に「舗装」「路面表示」「道路付属物」「その他の要素（街渠・側溝等）」が挙げられる。これらの要素について、整備にあたり検討すべきポイントを以下に示す。

1. 舗装手法・舗装材の検討

旧来の歴史的な街路の路面には、単素材かつ地場材を中心とした自然素材が用いられてきたが、一方で現在は、求められる路面性能として、自動車等の車両や歩行に応じた強度や維持管理のし易さ、歩行の安全性、快適さとしての排水性や透水性等の機能、障害物や段差等のないバリアフリー対応等を考慮することが求められる。

歴史まちづくりにおいては、これら求められる機能を踏まえた上で歴史的まちなみ等と調和した路面を検討することが重要で、また、地域の伝統的な活動の一つである祭事や伝統行事等の舞台としての道路空間（ハレの空間）についても考慮した上でのあり方を検討する必要がある。次に、歴史まちづくりににおける舗装手法・舗装材の検討ポイントを示す。

○ 地場産材の活用等、地域の歴史性や気候風土に合った舗装材

視界に占める割合が大きい路面は、歴史的なまちなみ景観に与える影響が大きい。そこで、道路自体が目立つ存在にならないよう、無彩色系の色彩を用いることや、周囲のまちなみに馴染む自然素材を用いることが基本である。また、地域固有の歴史まちづくりといった視点から、対象地域の歴史に根ざした素材、歴史的文脈を考慮した色彩等を考慮した舗装とすることがポイントである

○ 良好な状態を永続的に保つような維持管理を考慮した舗装材や方法

路面・ペーブメント等においては、その後の補修やメンテナンス等を考慮した、維持管理のしやすい方法を選択することも重要なポイントである。例えば、脱色アスファルト舗装は、通常のアスファルト舗装よりも自然の風合いを醸し出す舗装であるが、耐久性が若干劣っている。耐久性を向上させた加工木材を用いた舗装等も、一般的な道路舗装材よりも耐久性が若干劣ってしまうことを念頭に置くことがポイントである。

2. 路面表示の検討

旧来の街路になかったものの一つである路面表示は、道路法令・道路構造令等により、自動車や歩行者等が安全かつ円滑に通行できるよう車線等を区分する機能であることに留意しつつ、可能な限り歴史的な景観への影響を軽減する工夫が望まれる。次に、歴史まちづくりににおける路面表示でのポイントを示す。

○ 通常の塗料による白線以外の方法による、区分線の顕在化

路面標示は、歴史まちづくりの観点から好ましいとはいえない要素であるが、自動車交通や歩行者の安全上必要である。更に、歴史的なまちなみが残るような地域では、道路幅の狭い箇所が多いことから、車道との区分線の機能を保持しつつ、いかに沿道の歴史的なまちなみと調和させるかがポイントである。

3. 道路付属物の検討

現在の道路や街路には一般的な照明、標識、信号等の道路付属物等も、旧来の街路には存在しなかった。そこで、これら要素については交通安全施設としての必要な機能を満たしつつ、歴史的なまちなみ景観への視覚的な影響を軽減し、かつ歴史まちづくりを演出する意匠が求められる。例えば、色彩や形状等の工夫による煩雑な印象の軽減、設置位置の再考による移設や統合・共有柱の採用、設置箇所数の削減がある。こうしたことを踏まえ、歴史まちづくりにおける道路付属物の整備にあたってのポイントを示す。

○ 道路付属物として必要な機能を満足しつつ、必要以上に目立たせない

道路付属物は、歴史まちづくりを演出する脇役として、必要以上に目立たない、すなわち歴史的なまちなみや建造物の景観を阻害しないようにすることが基本となる。特に、信号柱や標識柱、照明柱といった柱状の施設は、機能上必要な機能を満足しつつ、周囲の景観に馴染むような色彩を施すことや、機能の異なる柱状施設(街路灯と信号柱等)の支柱を共有させて全体の本数を減らすことを検討することが有効である。

また、防護柵等は連続して設置されるため目立ちやすいので、設置が必要な場合には、周囲に馴染む色彩の採用、透過性の高い横桟式とする等の配慮が必要となる。

4. その他(街渠・側溝等)の検討

道路の雨水排水などの役割のある側溝や街渠は、道路と民地との境界に配されており、歴史的なまちなみ景観と街路との一体的な景観づくりに大きく影響する要素である。

そこで、沿道の外構基礎部等の収まり・ディテールの配慮、素材・形状の選定等による違和感の軽減(街路部の舗装材と同素材での蓋掛けによる路面の一体化等)が望まれる(図3-81)。次に、歴史まちづくりにおけるその他(街渠・側溝)でのポイントを示す。



図3-81 連続する道路側溝の上蓋
(三重県亀山市関宿)

○ 可能な限り隠すような構造を採用。昔ながらの水路の雰囲気・イメージを演出

現在、一般の道路に設けられている雨水等の排水機能を持つ側溝や街渠は、かつてはなかった設備であるが、現在は不可欠なものとなっている。

地域の歴史まちづくりの観点からは、一般的なU字溝にグレーチング蓋といった道路側溝ではなく、側溝をできる限り隠す、または自然物を素材にした水路として演出する方法がある(図3-82)。



図3-82 道路を縁取るように引かれている車道外側線(岐阜県郡上市)

沿道の歴史的なまちなみと調和させる上で、道路整備の計画段階から、行政の道路担当者がこのような考え方を理解し、道路構造断面に至るまでの配慮を行うことがポイントである。

表 3-15 に、歴史まちづくりを推進する上での街路整備の要素である舗装、路面表示、道路付属物、その他の要素（街渠・側溝など）に関わる整備のポイントと主な整備手法を取りまとめた。

表 3-15 街路整備における要素ごとの整備のポイントと整備手法

要素	ポイント	整備手法
舗装材・ペーブメント	地場産材の活用、および地域の特性（歴史性や気候風土等）に合う色彩の舗装材	・ 脱色アスファルト等による自然色舗装／自然石アスファルト舗装の採用 ・ 天然石舗装（石張舗装・小舗石舗装）の採用
	素材による風情やエイジング、維持・管理を考慮した舗装方法	
路面表示	輝度、明度、彩度の差が大きくなりすぎないように、色彩や素材感で歩行空間を明示	・ 舗装の違いによる歩車区分の明示 ・ 自然石の埋め込み等による歩車区分の明示
道路付属物	道路付属物として必要な機能を保持させると同時に、目立たせないように配慮	・ 標識板の裏面・支柱を、周辺景観と調和した目立たない色彩とする。 ・ 標識柱、信号柱、照明柱等の支柱の整理・統合 ・ 防護柵の、周辺と調和する色彩と透過性の高い形式の採用
その他（街渠・側溝）	線として連続する側溝（上蓋）を目立たなくする	・ 舗装と合わせた側溝上蓋の採用 ・ 管渠型側溝／スリット側溝の採用

上記の整備手法をもとに、歴史まちづくりにおける道路の修景・高質化に係る整備として表 3-16 の 9 事例を紹介する。

表 3-16 道路の修景・高質化に係る整備手法

手法	事例内容
舗装手法・舗装材の活用	脱色アスファルト自然色舗装
	・ 脱色アスファルト自然色舗装
	自然石アスファルト舗装
	・ 自然石アスファルト舗装
路面表示	天然石舗装（石張舗装・小舗石舗装）
	・ 天然石舗装（石張舗装・小舗石舗装）
路面表示	舗装（色彩、テクスチャ等）の違いによる歩車区分の明示
	・ 舗装（色彩、テクスチャ等）の違いによる歩車区分の明示
路面表示	自然石の埋め込み等による歩車区分の明示
	・ 自然石の埋め込み等による歩車区分の明示
道路付属物などの整備	標識板の裏面や支柱への周辺景観と調和した色彩の採用
	・ 標識板の裏面や支柱への周辺景観と調和した色彩の採用
道路付属物などの整備	道路標識柱、信号柱、照明柱等の支柱の集約や統合の検討
	・ 道路標識柱、信号柱、照明柱等の支柱の集約や統合の検討
路面側溝部などの整備	道路路面の舗装と合わせた側溝上蓋として境目をわかりにくくする
	・ 道路路面の舗装と合わせた側溝上蓋として境目をわかりにくくする
路面側溝部などの整備	路面側溝に管渠型側溝／スリット側溝を採用
	・ 路面側溝に管渠型側溝／スリット側溝を採用

道路の修景・高質化に係る整備手法（１）／舗装手法・舗装材の活用
脱色アスファルト自然色舗装／自然石アスファルト舗装
脱色アスファルト自然色舗装 ／ 自然石アスファルト舗装

脱色アスファルト自然色舗装は、透明な石油系樹脂バインダ⁶⁾を使用することで、含有させた骨材の色彩や素材感を活かすアスファルトの舗装方法である。自然石アスファルト舗装は、骨材に自然石を用い、アスファルト舗装ののち、砂等を吹き付けて表面を削りとり、含有する骨材の色彩や素材感が表面に現れるようにする舗装方法である。両方法ともアスファルトに用いる骨材を変えることで、地域にあった多様な色彩を作り出すことが可能で、自然素材を活かした仕上がりが特徴である。また、顔料を使用しないため、色褪せがないというメリットがある。

脱色アスファルト自然色舗装は、透明バインダを使用することで骨材の色をそのまま活かすことができ、色彩バリエーションが豊富であるといった特徴がある。しかし、通常のアスファルト舗装と比べ、施工経年による耐久性がやや劣り、施工後に骨材が飛散し易くなる等の難点がある。近年、同程度の耐久性を持つ舗装も開発され、こうした課題が克服されつつある。

一方、施工単価が通常のアスファルト舗装と比べて4倍程度であることや、一定量以上でなければ施工が難しく、部分的な補修が困難という課題もある。

なお、アスファルト舗装は、顔料を用いるカラー舗装もあるが、耐久性、彩度や輝度、経年変化による色合いの変化等、歴史的な景観を考慮する観点から、骨材として用いる自然石の天然色を活かす方法が望ましい。



図 3-83 脱色アスファルト自然色舗装の例
(長野県長野市松代地区)

自然石アスファルト舗装は、通常は黒色アスファルトを使用するため、脱色アスファルト自然色舗装と比べて劣るものの、通常のアスファルト舗装と施工方法が変わらないことから同等の耐久性があることや、小面積でも施工可能なため、道路の部分的な補修にも対応できる。

また、施工単価も通常のアスファルト舗装の2倍程度と、脱色アスファルト自然色舗装よりも安価である。



図 3-84 自然石アスファルト舗装の例(岐阜県美濃市)

6) バインダ(binder): 結合材や接着材のこと。アスファルト舗装では、専門用語として骨材(砂利や砂等)を結合するバインダ＝アスファルトを指す。

道路の修景・高質化に係る整備手法（２）／舗装手法・舗装材の活用

天然石舗装（石張舗装・小舗石舗装）

天然石舗装（石張舗装・小舗石舗装）

天然石舗装は、通常、コンクリートを基盤として、敷きモルタルの上に平面が長方形、正方形、不整形の板石を乱張りしたり、立方体、直方体の小舗石を敷き並べたりする工法であり、使用する石材は、花崗岩（御影石）、砂岩など多種多様である。敷きモルタルを使用せず、石同士のかみ合わせ摩擦のみで舗設する工法もある。

石材により様々な色を選定することができ、色調の異なる石を組み合わせで配色することも可能である。また石質や石表面の加工程度により、様々なテクスチャを選択できる。

従来、天然石等のブロック舗装は、車両走行時の衝撃加重により、早期に破損するといった課題があり、車道舗装には適さないと考えられてきた。しかし、近年、基盤の舗装と天然石の間に衝撃吸収性と接着性に優れるアスファルト系材料を使用する等により、従来工法の欠点であった空練りモルタル層の耐久性不足や品質の不均一性を改善するような工法も開発されている。

天然石舗装は退色がほとんどなく、風合いの経年変化に伴うエイジングが期待できることから歴史まちづくりでの採用事例は多い。

■石張舗装



図 3-85 自然石張舗装の施工事例
（山口県津和野町殿町通り）

■小舗石舗装（別称：ピンコロ舗装）



図 3-86 小舗石舗装の施工事例

道路の修景・高質化に係る整備手法（3）／路面表示

舗装（色彩、テクスチャ等）の違いによる歩車区分の明示

舗装（色彩、テクスチャ等）の違いによる歩車区分の明示

車道部分と路側帯部分の舗装の色や天然石舗装のパターンに変化をつけることで、車道空間と歩行空間を視覚的に明示する。

例えば、犬山市では、城下の歴史的まちなみに配慮して、舗装の色の違いにより車道と歩行空間を区分している。また、長良川の湊町として発展し歴史ある商家のまちなみが残る岐阜市川原町では、脱色アスファルトと石張舗との舗装方法により車道と歩行空間を区分している。

■舗装の違いによる歩車区分の明示例



図 3-87 舗装の色の違いにより車道と歩行空間を明示した例（愛知県犬山市）



図 3-88 舗装方法の違いにより車道と歩行空間を明示した例（岐阜県川原町）
（中央部：脱色アスファルト自然舗装、両端部：御影石の石張舗装）

道路の修景・高質化に係る整備手法（４）／路面表示

自然石の埋め込み等による歩車区分の明示

自然石の埋め込み等による歩車区分の明示

白線による境界区分ではなく、種類や色彩の異なる自然石等を埋め込むことにより、歴史的なまちなみと調和させながら明示する。

例えば、うだつの上がる歴史的まちなみで有名な美濃市では、車道と歩道との境界に御影石を等間隔で配置して区分している。また、長野市の旧城下町である松代地区では、歩道部をアラレ状にした自然石を舗装することで歩行空間を示している。

■舗装の違いによる歩車区分の明示例



図 3-89 御影石を等間隔に配置し車歩道区分を示した事例（岐阜県美濃市）



図 3-90 自然石をアラレ状に舗装し歩行部を示した事例（長野県長野市松代地区）

道路の修景・高質化に係る整備手法（5）／道路付属物などの整備

標識板の裏面や支柱への周辺景観と調和した色彩の採用

標識板の裏面や支柱への周辺景観と調和した色彩の採用

道路標識板の表面については、標識令に基づいた全国統一の色彩が定められている。

しかしながら、標識裏面や支柱については、歴史的なまちなみ等に考慮する余地がある。金沢市では、標識裏面や支柱の色彩を低明度、低彩度のダークブラウンとし、周辺景観と融和した色彩とすること等の配慮を行っている。

また、他の道路付属物と同系色の色彩で統一することは、道路付属物全体としての調和が保たれ、歴史的な景観への配慮の観点から効果的である。

■標識板の裏面・支柱を低明度・低彩度の色彩とした例



図 3-91 明度・彩度の低いダークブラウンを標識裏面や支柱に施した例（石川県金沢市）

■沿道の歴史的な景観に配慮し透過性の高い防護柵を設置した例

南砺市にある五箇山の菅沼集落に設置されている転落防止柵は、色彩を明度・彩度の低いダークブラウンとし、構造を透過性の高い横桟式とすることで、周辺景観との調和と眺望確保を図っている。



図 3-92 色彩をダークブラウン、構造を横桟式とした転落防止柵（富山県南砺市菅沼集落）

道路の修景・高質化に係る整備手法（６）／道路付属物などの整備

道路標識柱、信号柱、照明柱等の支柱の集約や統合の検討

道路標識柱、信号柱、照明柱等の支柱の集約や統合の検討

道路の標識板や信号機器については、交通安全施設としての機能上、視認されやすいことが求められる。一方で、これら支柱が沿道に並ぶことや煩雑さが生じる等、歴史まちづくりの視点から工夫が必要な対象物である。

そこで機能を損なわない範囲での標識柱、信号柱、照明柱の共有化・共用化が有効である。

ただし、これらは管理者や設置者が異なることから、計画段階での道路管理者や公安委員会等の管理者間による協議・調整が必要である。

道路の修景・高質化に係る整備手法（７）／路面側溝部などの整備

道路路面の舗装と合わせた側溝上蓋として境目をわかりにくくする

道路路面の舗装と合わせた側溝上蓋として境目をわかりにくくする

車歩道の舗装と同様の舗装材や色彩と合わせた側溝上蓋を使用することで、道路面と側溝上蓋とを一体化し、側溝上蓋の存在感を減らすことが期待できる。



図 3-93 道路舗装と側溝上蓋の表層を合わせた例（愛知県犬山市）

道路の修景・高質化に係る整備手法（８）／路面側溝部などの整備

路面側溝に管渠型側溝／スリット側溝を採用

路面側溝に管渠型側溝／スリット側溝を採用

側溝を埋設する管渠型側溝とすることで、連続する道路側溝の上蓋を目立たなくすることができる。手法としては、溝蓋の細いスリット型側溝の使用が一般的である。

スリット型側溝は、従来、円形管が用いられたが、最近では汎用のU字溝に使用できるスリット蓋といった製品もあり、より安価で舗装路面全体のデザインを崩さずに収めることが可能となっている。なお、従来の側溝と同様に、一定間隔での集水枳は必要となる。



図3-94 管渠型側溝の整備事例（長野県塩尻市奈良井宿）

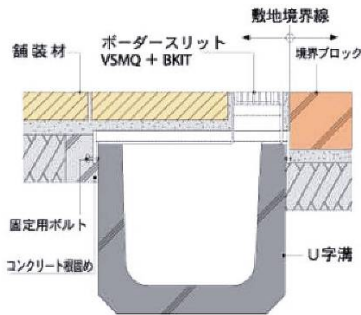


図 3-95 スリット型側溝の断面例



図 3-96 スリット型側溝の整備事例（山口県津和野町本町・祇園丁通り）

出典：（左図）カネソウ株式会社 HP

コラム・・・街路の高質化における整備手法と単価の目安

国土交通省では「街路事業事務必携 平成19年版」において、街路事業におけるグレードアップの概念を示しており、グレードアップの整備を行う対象として主に「歩道舗装」、「照明灯」、「植栽枳・歩道縁石・境界石」の3項目を挙げている。また、これらの項目についてグレードアップを行なう際の目安として、通常単価の2倍・3倍・5倍に対応する仕様について例示している。

表3-17 街路事業におけるグレードアップ

目安	通常単価の2倍程度	通常単価の3倍程度	通常単価の5倍程度
舗装	コンクリート舗装	インターロッキングブロック舗装／ タイル舗装／擬石平板舗装／ カラー舗装	擬石平板舗装／小舗石舗装／ 自然石舗装／
照明	鋼製テーパーポールデザインポール照明	アルミ・鋳物デザインポール照明	アルミ・鋳物デザインポール照明
植栽枳歩道縁石境界石	コンクリートブロック／ 洗い出しブロック／レンガブロック	洗い出しブロック／ レンガブロック／擬石化粧	擬石化粧／自然石
対象街路	市街地中心部などにおいて、都市の空間形成機能が求められる一般街路	景観協議会、景観ガイドライン等の取り組みを実施している路線	地区計画、景観計画を策定し、沿道の景観形成と連携したグレートアップを実施する路線

出典：国土交通省「街路事業事務必携（平成19年版）」を参考に作成

②無電柱化に係る整備手法

無電柱化の手法には、電線や電柱を地中へ隠す方法（電線類地中化）、表通りから目立たないように裏側に配線する方法（裏配線）、軒下や壁面に配線を設けて架空線を目立たせない方法（軒下配線）等がある。また、街路樹の樹幹を超えないように配線や電柱を設置する工夫や、電柱を表通り（歩車道境界部分）から宅地側（もしくは民地内）へ移設することで、視界を横断する架空線を目立たなくする工夫が考えられる。

なお、無電柱化の事業は単独で実施されることはほとんどなく、都市計画道路事業による新設や拡幅、街路事業等とあわせた舗装や外構部分等と一体的に実施されることが多い。

歴史まちづくりにおいて、表通りの質的向上に資する整備手法は、町家や歴史的なまちなみの維持保全や復元等といった民地空間を対象とした手法と、道路空間、路面や路上施設など、公共空間を対象とした整備手法に大別される。

ここでは、道路空間（街路、歩道等）の質的向上を目的とした公共空間の主要な整備手法である「無電柱化」について取りまとめる。

1. 整備コストを考慮した無電柱化手法の検討

従来は、無電柱化＝電線類の地中化といった考え方も多くとられてきたが、電線管理者や道路管理者の負担や工期の長期化等といった課題があり、平成16年度に国や電気通信事業者において「無電柱化推進計画」が策定され、地中化以外の手法も用いて、無電柱化を推進する方向へと変わってきている。具体的には、次の整備手法が挙げられる。

1) 電線共同溝(電線類の地中化)による無電柱化手法

道路の下(主に歩道)に電線共同溝を整備し、電線類を地中管路の中に設置する手法である。電線共同溝を地下埋設するため、歩道幅員は2.0m以上確保できることが必要である(浅層埋設方式の場合)。

電線共同溝等の整備による無電柱化は、整備にかかるコストが大きい。また、変圧器等の機器は、防水性の観点から埋設できない。

この他、既設の管路を活用する手法や、近年、地上機器の設置スペースを解決するために照明柱などの支柱上部に設置可能な「柱状型機器」が開発、採用されている。電線共同溝の整備手法を表3-18に整理した。

表 3-18 電線共同溝の整備手法

方式名・手法名等	手法の概要	メリットやポイント等
1管1条方式	1本の管に1本のケーブルが入る方式。構造は単純であるがケーブルの本数分の管が必要となる。	歩道幅員が確保できる道路で行われている。
共用 FA 方式	一本の管に情報通信等ケーブル類を共用し、幹線ケーブルを下部ボディ管内に集約することで、コンパクトな構造となる。	1管1条方式では対応不可能な狭幅員の歩道や歩道のない道路でも利用が可能で、また事業費のコストダウンも図れる。
同時施工方式	道路拡幅事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、バリアフリー化事業にあわせて、電線共同溝等を同時に施工する。	関係者が多いことから、計画の早期段階からの提案、各事業者への調整がポイントとなる。
浅層埋設方式	掘削の埋め戻し土量を削減する埋設方式。	通常の埋設方法の約2割のコスト削減できる。
既存ストックの有効活用による方法	既設の地中管路について、その管路所有者との協議の上、電線共同溝等の一部として活用する方法。	NTT等、他事業者への協力要請、事業等の調整、及び被事業者へのインセンティブの有無がポイントとなる。

出典：国土交通省道路局 HP を参考に作成

2) 裏配線による無電柱化

裏通りなど、家屋やまちなみの裏側に電柱を設置し、そこから各戸へ配線することで、表通りを無電柱化する手法である(図 3-97)。

電線共同溝等による電線類の地中化手法に比べて、整備コストが少なくすむものの、裏通りに配線が残るといった課題も残る。また、民地に電柱や電線を設置する場合、土地所有者等から占用の合意を得ることや保守点検等における立ち入りに関する合意が必要となる。

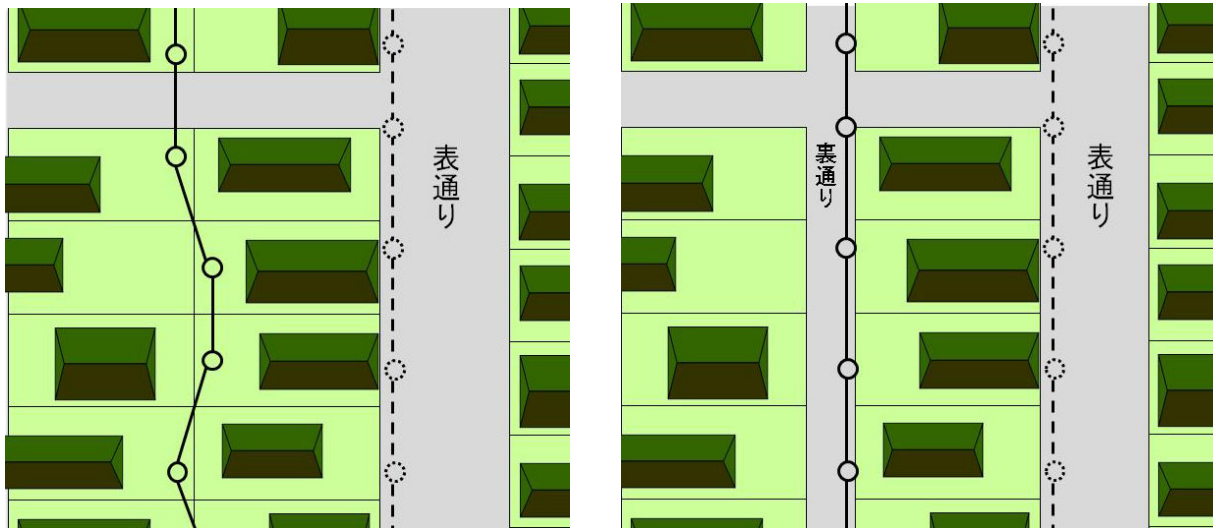


図 3-97 裏配線による無電柱化のイメージ

出典:国土交通省道路局 HP を参考に作成

3) 軒下配線による無電柱化

幹線管路を地中化あるいは裏配線により配線し、電気技術基準第 98 条(低圧連接引込線の施設)を遵守しつつ、引込み線を建物の軒下に配線する手法であり、歴史的なまちなみ等が接続している通りにおいて特に有効な手法である。

整備コストについては、電線類地中化よりも少なく済むが、建物の軒下に管路を這わせるために、家屋がある程度接続し、かつ軒高が概ね一定であるなど、一定の条件が必要となる。また、裏配線と同様、土地所有者等から占用の合意を得ることや保守点検等における立ち入りに関する合意が必要となる。

2. 無電柱化の手法と概要等の一覧

以上に示した主な無電柱化の3つの手法について、手法の概要と適合条件、概算コスト等を表3-19に整理する。

表 3-19 主な無電柱化の手法と概要

無電柱化手法	概要	適合条件	概算整備コスト
①電線共同溝	- 道路の下に電線共同溝を整備し、内部に電線類を設置し、地上に変圧器等の地上機器を設置。 - 道路管理者が電線共同溝を整備、電線管理者が地上機器、電線を整備。 - 電線共同溝を地下埋設するスペースとして、歩道幅員が2.0m以上必要な場合が多い。 - 他の手法に比べて整備コストが高い。	- 電線共同溝の埋設スペースが確保できること - 地上機器の設置場所が確保できること	浅層埋設方式の場合 道路管理者負担分： 約3,300万円／100m 電線管理者負担分： 約2,300万円／100m 合計：約5,600万円／100m
既設の地中管路の活用	- 既設の地中管路の中に、電線類を設置。 - 地上に、変圧器、開閉器等の地上機器を設置。 - 電線共同溝に比べてコストが抑えられる。	- 管路管理者からの合意が得られること - 地上機器の設置場所が確保できること	
②裏配線	- 裏通りを含む家屋の裏側に電柱を設置し、そこから各戸へ架空で配線。 - 電線共同溝と比べるとコスト面では優れるものの、裏通り等には電線類が残るため、景観面では劣る。	- 家屋が裏通りに面している等、配線が技術的に可能であること - 恒久的に電柱や電線を設置・保守可能であること - 民地に電柱や電線を設置する場合には、土地所有者等から占用及び保守点検作業等のための立ち入りの合意が得られること。	約300万円／100m ※ただし、現地の状況によって大きく変わる可能性がある
③軒下配線	幹線は地中化あるいは裏配線により配線し、引込み線のみを建物の軒下に配線し、各戸へ供給。	- 家屋が連接、軒高が概ね一定である等、軒下配線が可能であること - 建物軒下への電線類の恒久的設置について、建物所有者等の合意を得ること - 電線設置における建物改修費用の負担について、建物所有者等の合意を得ること	約1,000万円／100m ※ただし、現地の状況によって大きく変わる可能性がある

出典：国土交通省道路局地方道・環境課「青空の広がる安全で安心なまちづくりのために」を参考に作成

無電柱化に係る整備手法として、表 3-20 の事例を紹介する。

表 3-20 無電柱化に係る整備手法や取り組み

事例名	地域名	事例内容
下水管の敷設替え工事に乗じた電線類の地中化	埼玉県川越市	・下水管の敷設替え工事に乗じた電線類地中化

無電柱化に係る整備手法や取り組み

下水管の敷設替え工事に乗じた電線類の地中化（埼玉県川越市）

下水管の敷設替え工事に乗じた電線類地中化

川越一番街「中央通り線」は、蔵造りのまちなみが残る川越のメインストリートである。この一番街「中央通り線」の電線類地中化事業は、商店街の衰退による町の再生を求めた地元住民の要望が発端である。県道であったことから、川越市は埼玉県川越土木事務所に事業協力を依頼し、平成2年4月に「一番街電線地中化事業促進会議」が設置され、平成3年に工事が始まり、平成4年に完成した。

一番街は、歩車道が分離されておらず、電線類地中化に必要な地上機器(変圧器等)の設置場所が確保できないため、本来なら地中化できない道路であった。また、都市計画道路整備(新設・拡幅等)ではなく、単独地中化方式(各電線管理者自らが費用を負担)となることから、電線管理者等との調整は難航した。そこで、地元住民は設置場所として民地を提供し、その他の箇所も市が用地を確保した。

また、同時期に実施予定であった下水管敷設替え工事にあわせて電気・通信関連の管を同時に敷設することになり、市も相応の費用負担を行うことで電線類地中化事業が推進した。

地中化事業に伴い必要となる地上機器については、地元住民の理解により、ほとんどを民地内に設置した。更に、土地所有者は自ら塀や囲いで地上機器の目隠しを行い、景観的な配慮を行っている。

その後も、歴史的まちなみなどを街路整備で保全する歴みち事業(歴史的地区環境整備街路事業)によって、中央通りに接続する「行伝寺門前通り線」「菓子屋横丁」や「鐘つき通り線」等で、さらに無電柱化を推進している。



図 3-98 無電柱化された川越一番街のまちなみ

その他、無電柱化に係る整備手法の例

- ・ N T T埋設管路を利用した電線類地中化（島根県津和野町後田地区）
- ・ 柱型トランスを採用した電線類地中化（大分県臼杵市畳屋町地区）
- ・ 軒下配線・裏配線方式を用いた無電柱化（三重県亀山市関宿地区）
- ・ 地域の実情にあった手法を検討する金沢方式の無電柱化（石川県金沢市） など

③河川の護岸等の整備手法

河川の護岸など、昔ながらの工法で積まれた石積みが残っている箇所では、伝統的な工法や形状を守りつつ、強度や高さの面で安全性を確保する整備が必要である。現代的な技術を活用し、河川の石積み護岸等の修復・復元を行った表 3-21 の事例を紹介する。

表 3-21 河川の護岸等の整備手法

事例名	地域名	事例内容
アンカー付空石積み工法による石積み護岸の復旧	兵庫県佐用町 平福地区	・「佐用川平福地区景観検討会」による護岸の復旧方法の検討 ・アンカー付空石積み工法による歴史性に配慮した石積み護岸の復旧 ・昔からの護岸形状の維持

河川の護岸等の整備手法

アンカー付空石積み工法による石積み護岸の復旧（兵庫県佐用町 平福地区）

「佐用川平福地区景観検討会」による護岸の復旧方法の検討

平福地区は、佐用川沿いの街道の両側約 1.2 km にわたり町家が並び、川に面した川座敷と土蔵群が特徴的な川端風景を残している地区である。この地区では、平成 21 (2009) 年の台風 9 号により護岸の崩壊等の被害が発生し、兵庫県は国へ「多自然型川づくりアドバイザー」の派遣を要請し、アドバイザーが住民、行政等とともに「佐用川平福地区景観検討会」を立ち上げて復旧の検討を行った。

アンカー付空石積み工法による歴史性に配慮した石積み護岸の復旧

検討の結果、護岸は自然の石積みで復旧することとし、既存石積みの積み方を再現しやすく、かつ護岸としての安全性を確保できる工法として「アンカー付空石積み工法」を採用した。積み方も庵川合流点より下流部に残っている昔の石積みを参考にして積むこととしている。また、かつての御殿屋敷跡があった庵川合流点下流部については、歴史性の継承という意味から、場所を限定して既存の自然石を再利用するようにしている。

昔からの護岸形状の維持

護岸形状については、昔から 5 分勾配であることから、復旧する護岸も緩傾斜にはせずに 5 分勾配を基本としている。一般部は護岸の天端までは 5 分、余裕高の部分は 2 割勾配で整備することとし、川端風景が望める拠点部（約 70m 区間）については、5 分勾配のままで上げて、人が川側に寄れるようにすることを検討会の中で決定した。

その他、河川の護岸等の整備手法

- ・ 歴史的な河川構造物の補修・復元（熊本県熊本市川尻地区）：歴史的特性を活かした河川改修のための検討会設置、船着場の石積み階段積み直しによる復元、御船手渡しの補修・復元、築造当初の石積み工法「布目崩し」による石積み堤防の保全 など

3-5 地域独自の祭事や行事など、まちと人との文化的なつながりを継承する

3-4までに紹介してきた都市の構造や歴史的資源は、いずれも人々の生活の延長線上に成り立っているものであり、昔から受け継がれてきた地域独自の営みを継承することは、生きたまちの魅力を維持するために不可欠である。

風習や祭事、伝統芸能、地場(伝統)産業は、まちの成り立ちや構造と密接にかかわっており、まちづくりの一環として、これらの営みの継承にも取り組む必要がある。

そのためには、伝統的な祭事・行事等を次世代へ伝承・継承するための普及活動や、後継者の育成、サポート組織やNPO組織の設立支援などの取り組みが必要である。

ここでは、伝統的な祭事・行事等の維持・継承に係る取り組み事例として、祭礼で使用する道具を復元した事例や、地域の伝統的な文化を普及・継承した事例を紹介する(表3-22)。

表 3-22 伝統的な祭事や行事等の維持継承に係る取り組み

事例名	地域名	事例内容
高山祭の伝統的様式の継承と屋台の保存管理	岐阜県高山市	・ 高山祭の伝統的な様式の復元 ・ 屋台の管理・保存に対する助成
萩まちじゅう博物館の取り組み	山口県萩市	・ 萩まちじゅう博物館によるまちづくりの取り組み

伝統的な祭事や行事等の維持継承に係る取り組み（1）

高山祭の伝統的様式の継承と屋台の保存管理（岐阜県高山市）

高山祭の伝統的な様式の復元

高山市の高山祭りは、春に行われる「山王祭」と、秋に行われる「八幡祭」の総称である。豪華絢爛な屋台が特徴で、日本三大美祭の一つに挙げられている。祭の起源は、16世紀から17世紀、屋台の発生は18世紀初期と言われている。高山祭屋台（山王祭の屋台12台、八幡祭の屋台11台）が昭和35（1960）年に国の重要有形民俗文化財に、高山祭の屋台行事が昭和54（1979）年に国の重要無形民俗文化財に指定されている。

高山祭は、歴史的価値が高い行事である。しかし、近年は屋台を引く際の伝統的様式や衣装等が失われるなど、祭景観の継承が問題となっている。そこで、高山祭の伝統的様式を継承するために、関係機関と連携を図りながら、屋台行列の祭礼次第の整理や記録等を行う。また、衣装については計画的な整備を行う。これにより、まちなみ等も含めた祭景観の向上を図ることとしている。

【事業概要】

- ・ 事業名称：祭礼復興事業
- ・ 事業主体：民間（団体）
- ・ 事業期間：平成21～24（2009～2012）年度予定
- ・ 事業概要：高山祭の祭行列の伝統的様式や祭衣装等の復元。



図 3-99 高山祭衣装

屋台の管理・保存に対する助成

高山祭の主役である屋台は、価値の高い意匠を持ち、保存管理には専門的な技術が必要となる。現在、専門的な技術を保有する団体が保存管理を行っているが、多額の費用がかかるため、高山市で補助を行う。

【事業概要】

- ・ 事業名称：屋台保存事業
- ・ 事業主体：高山市
- ・ 事業概要：屋台修理技術者による「高山・祭屋台保存技術協同組合」やの若手で組織する「てわざ会」での屋台修理技術の研修や技術交流の推進に対し、市が補助金を交付。



図 3-100 高山祭屋台

伝統的な祭事や行事等の維持継承に係る取り組み（2）

萩まちじゅう博物館の取り組み（山口県萩市）

萩まちじゅう博物館によるまちづくりの取り組み

萩市には、藩政期から続く町割や歴史的な景観が多く残っているだけでなく、伝統文化や伝統工芸なども継承されている。萩市では、これらの文化遺産を保存、活用、継承していくために、まちじゅうを博物館として捉えた「萩まちじゅう博物館」というまちづくりの取り組みを行っている。

「萩まちじゅう博物館」は、NPO萩まちじゅう博物館や萩市まちじゅう博物館推進課が中心となって、市民、民間事業者、行政の協働によって行われている。「萩まちじゅう博物館」の具体的な取り組みとして「ワンコイントラスト（百円委託）運動」や「萩ものしり博士検定・子どもものしり博士検定」が実施されている。

【事業概要】

- ・ 事業名称：「ワンコイントラスト（百円委託）運動」
- ・ 事業主体：ワンコイントラスト委員会
- ・ 事業期間：平成17(2005)年度～
- ・ 事業概要：萩に残る大切な未指定の文化遺産を保存、活用、継承するため、市内3箇所にトラストボックス（寄附金箱）を設置しワンコイン（百円）のトラスト（信託）を求める運動。



図 3-101 ワンコイントラストボックス

【事業概要】

- ・ 事業名称：「萩ものしり博士検定・子どもものしり博士検定」
- ・ 事業主体：萩ものしり博士検定実行委員会
- ・ 事業期間：平成18(2006)年度～
- ・ 事業概要：萩ものしり博士検定（博士、修士の2段階）及び子どもものしり博士検定の実施。



図 3-102 ものしり博士検定の様子（明倫館）

出典：「萩市歴史的風致維持向上計画」

その他、歴史・伝統的工法や地域資源を活用した事例

- ・ 奨励金や工房の開設支援による伝統産業の継承（石川県金沢市）：まちなかクラフト工房開設奨励費補助、金澤町家職人工房開設事業
- ・ 市民講座の開設による伝統的な文化の継承（石川県金沢市）：金澤加賀宝生子ども塾、金沢素雛子ども塾、金沢工芸子ども塾、金沢のお茶室活用推進事業
- ・ 弘前ねぷたまつり（青森県弘前市）
- ・ 長浜曳山祭（滋賀県長浜市）等

＜主な参考文献＞

- ① 図集日本都市史、編集：高橋康夫・宮本雅明・吉田伸之・伊藤毅、発行：東京大学出版会、1993. 9
- ② 都市保全計画-歴史・文化・自然を活かしたまちづくり-、編著：西村幸夫、発行：東京大学出版会、2004. 9
- ③ 歴史を未来につなぐ、編集：新谷洋二、発行：学芸出版社、2006. 1
- ④ 都市の歴史とまちづくり、編集：大河直躬、発行：学芸出版社、1995. 3
- ⑤ 歴史のまちのみちづくり-歴史的地区におけるまちづくりの理論と実践-、編集：歴まち研究会、発行：日本交通計画協会、1996. 11
- ⑥ 歴史まちづくり法ハンドブック、編集：歴史まちづくり法研究会、発行：ぎょうせい、2009. 9
- ⑦ 最新改正文化財保護法、編著：文化財保護研究会、発行：ぎょうせい、2006. 5
- ⑧ 新実務者のための都市計画マニュアル、編集：(社) 日本都市計画学会、発行：丸善、2002. 9

<図表一覧>

ページ	図表番号	名称	出典（引用資料等の場合）
4	図1-1	歴史まちづくりに関連する施策の経緯等（戦後～現在）	
8	図1-2	市町村における歴史・文化を生かしたまちづくりのイメージ	
9	図1-3	「歴史的風致」の概念図	
17	図2-1	彦根城下町割図	彦根市、彦根市歴史的風致維持向上計画、彦根市、2011、p18江戸時代の彦根城と城下町。
18	図2-2	城下町における構成要素の模式図	
20	図2-3	真壁地区のまちなみ（茨城県桜川市）	（左）桜川市、桜川市歴史的風致維持向上計画、桜川市、2012、p33真壁の町並み。 （右）桜川市、桜川市歴史的風致維持向上計画、桜川市、2012、p48猪瀬家前休憩所。
21	図2-4	在郷町における構成要素の模式図	
22	図2-5	善光寺長野町図 明治14(1881)年	三上真助、善光寺長野町図、県立長野図書館蔵、1881。
23	図2-6	門前町における構成要素の模式図	
24	図2-7	関町関宿伝統的建造物群保存地区（三重県亀山市）のまちなみ	（左）亀山市、亀山市歴史的風致維持向上計画、亀山市、2010、p18亀山市関宿
25	図2-8	関町関宿伝統的建造物群保存地区における構成要素の模式図	
26	図2-9	改正函館港全図 明治40(1907)年	鹿野忠平、改正函館港全図 8版、小島大盛堂、函館市中央図書館蔵、1907。
26	図2-10	函館市街全図 明治21(1888)年	荻原正四郎、改正「函館市街全図 明治21年、石渡 刀柄三、函館市中央図書館蔵、1888。
27	図2-11	港町における構成要素の模式図	
28	図2-12	富田林寺内町のまちなみ（現在）	富田林市、富田林寺内町（上段）、富田林市観光協会とんだばやしナビ、http://tondabayashi-navi.com/miru/jinaimachi.html、2012/10/26転載。
28	図2-13	安永7(1778)年の富田林村の古絵図	富田林市、富田林寺内町（安永7年（1778年）の村絵図）、富田林市ウェブサイト、 http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/bunkazai/jinaimachi.html、2012/10/11転載。
28	図2-14	富田林市富田林（現在）	富田林市、富田林寺内町（現在の町なみ）、富田林市ウェブサイト、 http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/bunkazai/jinaimachi.html、2012/10/11転載。
29	図2-15	寺内町における構成要素の模式図	
30	表2-1	歴史的資源の分類表（都市計画と建築に関係があるもの）	
31	図2-16	歴史的資源の活用パターン	
32	図2-17	「御城下惣絵図」天保7(1836)年	彦根城博物館、御城下惣絵図（天保7年）
34	図2-18	現在の彦根市中心部	彦根市、彦根市景観計画、彦根市、2007、p10都市計画現況図（現代）。
34	図2-19	小田原市におけるまちづくり関連計画の関係図	小田原市、小田原市都市計画マスタープラン、小田原市、2011、p3小田原市都市計画マスタープランの位置付け。
35	図2-20	小田原市景観計画における主な規制の重ね合わせ図	小田原市、小田原市景観計画、小田原市、2005（変更2009）、p2図2景観計画重点区域（拠点型重点区域）。
36	図2-21	金沢市街地に残る歴史的なまちなみの分布	金沢市、金沢市歴史的風致維持向上計画、金沢市、2011、p81旧城下域における歴史的建造物と街並みの特徴。
37	図2-22	金沢市街地に残る伝統文化や伝統産業の分布	金沢市、金沢市歴史的風致維持向上計画、金沢市、2011、p83伝統文化・伝統産業の分布。
38	図2-23	文化財の種類	
39	表2-2	文化財を整理する際の区分（金沢市の例）	
42	図2-24	歴史まちづくりに向けた取り組みが必要となる要素と取り組みの種類の	
43	図2-25	金沢市における歴史まちづくりの推進体制	金沢市、金沢市歴史的風致維持向上計画、金沢市、2011、p12文化財保護のための推進組織体制。
44	表3-1	特徴的な都市の構造を踏まえて計画や条例等を定めた事例	
45	図3-1	城下町景観形成地域の景観	彦根市、彦根市景観計画、彦根市、2007、p6歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち。
45	図3-2	景観計画区域図	彦根市、彦根市景観計画、彦根市、2007、p3景観計画区域および景観形成地域図。
45	図3-3	城下町景観形成地域の地区図	彦根市、彦根市景観計画、彦根市、2007、p26城下町景観形成地域・地区図。
46	図3-4	「彦根市歴史的風致維持向上計画」の重点区域	彦根市、彦根市歴史まちづくり計画（歴史の風致維持向上計画）の概要版p5重点区域図、彦根市公式ホームページ、 http://www.city.hikone.shiga.jp/toshikai/hatsubu/toshikeikaku/pdf/rekishijifuchi_gaiyo.pdf、2012/11/30転載。
46	図3-5	主な歴史まちづくり支援・整備事業箇所	彦根市、彦根市歴史的風致維持向上計画、彦根市、2011、p139城門景観重要建造物（予定）。
47	図3-6	長町武家屋敷跡のまちなみ	
47	図3-7	主計町のまちなみ	
47	図3-8	金沢市景観計画における区域指定	
48	図3-9	首里金城地区都市景観形成地域（22ha）	那覇市、首里金城地区都市景観形成地域パンフレット、那覇市、p2都市景観形成地域の範囲
49	図3-10	まちなみと道路の一体的な景観整備が行われた大通寺門前町	
50	図3-11	内子町八日市・護国地区のまちなみ	内子町、内子町勢要覧、内子町、2010、p4 1-1「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている八日市・護国の町並み。
50	表3-2	内子町護国地区伝統的建造物群保存地区における修理・修景に対する助成制度	
50	図3-12	昭和52(1977)年の護国地区のまちなみ	内子町、内子町勢要覧、内子町、2010、p24昭和52年の護国地区の町並み（右）。
50	図3-13	現在の護国地区のまちなみ	内子町、内子町勢要覧、内子町、2010、p24現在の同地区の町並み（左）。
51	図3-14	伊勢信仰に基づく年間を通して注連飾り	
51	図3-15	隣接住宅での同一の照明器具の設置	
51	図3-16	ベンチの設置、窓面への飾りつけ	
51	図3-17	歴史的風致維持向上計画の重点区域	
52	図3-18	佐原地区の川湊町風景	亀山市、亀山市歴史的風致維持向上計画、亀山市、2012、p64図3-2重点区域位置図。
52	図3-19	景観に配慮した街かど消火栓の外観と内部	
52	表3-3	事業や計画を見直し、歴史的な地域を保全した対応事例	
53	図3-20	川越一番街の中央通り線の景観	
54	表3-3	ランドマークとなる歴史的建造物を修復、または復元した事例	
55	図3-21	復元された熊本城飯田丸五階櫓（いいたまるごかいやぐら）	熊本市、飯田丸五階櫓（上段）、熊本城公式ホームページ、http://www.manyou-kumamoto.jp/contents.cfm?id=482、2012/11/30転載。
55	図3-22	当時の工法を駆使した木造建築（飯田丸五階櫓）の復元の様子	熊本市、木工事（1階小屋梁組立）、熊本城公式ホームページ、http://www.manyou-kumamoto.jp/contents.cfm?id=519、2012/11/30転載。
56	図3-23	復元整備事業により建設された備中櫓	

ページ	図表番号	名称	出典（引用資料等の場合）
56	表3-5	津山城跡整備方針における整備項目及び内容	
57	図3-24	石垣の修復の様子	(左) 彦根市教育委員会文化財課 彦根市文化財だよりVol.3、2007、石垣の修復作業（石垣の上が土居） (右) 彦根市教育委員会文化財課 彦根市文化財だよりVol.3、2007、石垣の断面。
57	図3-25	復元した菱櫓・五十間長屋・橋爪門締櫓（金沢城公園）	
58	表3-6	歴史的な都市のランドマークの眺望を確保・保全した事例	
58	図3-26	熊本市における景観形成基準の対象地域	
59	表3-7	後楽園青景保全地区における区域	
59	表3-27	後楽園青景保全地区における制限の対象となる行為	
60	図3-28	松本城周辺高度地区の指定範囲	熊本市、熊本市景観計画、熊本市、2010、p35 図3 対象地域及び視点場。 岡山市、岡山市景観計画、岡山市、2007、p14 図3後楽園青景保全地区区域図。 岡山市、岡山市景観計画、岡山市、2007、p15良好な景観形成のための行為の制限に関する事項。 松本市建設都市計画課、松本城周辺高度地区の資料（4000分の1 エリア図）、松本市公式ホームページ「くるくるねっとまっもと」 http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/matidukur/kakusyu/sirosyuhen/koudo_area_2.files/dl_4000.pdf、2012/10/11転載。 松本市建設都市計画課、松本城周辺高度地区の資料（松本城とその周辺景観の景観保護対策）、松本市公式ホームページ「くるくるねっとまっもと」 http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/matidukur/kakusyu/sirosyuhen/koudo_area_2.files/o-report.pdf、2012/10/11転載。
60	図3-29	松本城とその周辺の景観保護対策	
62	表3-8	地域のシンボルを復元、修復し、地域の愛着心向上につながった事例	
62	図3-30	内子座の落成時代（大正5（1916）年）の様子	内子町内子座文楽公演実行委員会事務局、内子座文楽のあゆみ（大正5年（1916年）に誕生した芝居小屋＝内子座）、内子町公式ホームページ、 http://www.town.uchiko.ehime.jp/site/bunraku/ayumi.htm、2012/10/11転載
62	図3-31	修復後の内子座	内子町並み・地域振興課、えひめ内子紀行、内子町並み・地域振興課 内小町総合観光センター、p8内子座。
62	図3-32	内子座の文楽定期公演の様子	内子町、内子町勢要覧、内子町、2010、p5 2-3文楽定期公演をはじめ各種催しに利用。
63	図3-33	明治44（1911）年の八千代座こけら落とし	山鹿市、山鹿市歴史的風致維持向上計画、山鹿市、2011、p11明治44年の八千代座こけら落とし。
63	図3-34	平成の大修理の様子	山鹿市、山鹿市歴史的風致維持向上計画、山鹿市、2011、p11大修理の様子。
63	図3-35	現在の八千代座の内観	山鹿市、山鹿市歴史的風致維持向上計画、山鹿市、2011、p17八千代座内の様子。
63	図3-36	復元された関宿の高札場	山鹿市、山鹿市歴史的風致維持向上計画、山鹿市、2011、p17八千代座の外観。
64	図3-37	奥州街道沿いの桑折御蔵	
64	図3-38	桑折御蔵の外観	
64	図3-39	桑折御蔵の内観	
64	図3-40	歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等を維持・保全、再生した事例	
65	表3-9	歴史的な価値を持つ町家やまちなみ等を維持・保全、再生した事例	
66	図3-41	宇陀松山の歴史的なまちなみ	宇陀市農林商工部観光課、まちなみ、宇陀市公式ホームページ、 http://www.city.uda.nara.jp/shoukougankou/kankou/area/kankou/area/ouda/machinami.html、2012/11/30転載。
67	図3-42	武家屋敷の空間構成	金ヶ崎町、伝統的建造物群保存地区における修理基準・修景基準・許可基準の手引き p6屋敷配置図のイメージ図、金ヶ崎町ホームページ、 http://www.town.karegasaki.iwate.jp/01town/04denken/image/2012tebiki.pdf、2012/11/30転載。
67	図3-43	生垣、屋敷林（エグネ）	金ヶ崎町、金ヶ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区ガイドマップ（菅原家住宅）、金ヶ崎町ホームページ、 http://www.town.karegasaki.iwate.jp/01town/04denken/image/201206ga domeppu.pdf、2012/11/30転載。
68	表3-10	水辺の保全・再生等の事例	
68	図3-44	復活した全統行事「八朔の船流し」	柳井市提供資料
68	図3-45	柳井川の護岸整備	柳井市提供資料
69	図3-46	近江八幡市の水郷風景	近江八幡市、近江八幡市水郷風景計画【概要版】、近江八幡市、2005、p3、緑の美しい里山風景（円山周辺）。
69	表3-11	風景形成基準（基準C：農用地地区）	
70	図3-47	小櫓のまちなみを流れる雄川堰	
70	図3-48	雄川堰の水路網	
71	図3-49	松代城下町内の水路	甘藷町、甘藷町歴史的風致維持向上計画、甘藷町、p35雄川堰・小堀水路網図。
72	表3-12	道路と治道空間の歴史性に配慮した取り組み	
73	図3-50	内宮おほらい町（整備前、昭和60年代）	伊勢市都市整備部都市計画課、内原おほらい町今昔（整備前（昭和60年代）下段）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4024.htm、2012/10/11転載。
73	図3-51	内宮おほらい町（整備後、平成4年頃）	伊勢市都市整備部都市計画課、内原おほらい町今昔（現在の内宮おほらい町）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4024.htm、2012/10/11転載。
73	図3-52	無電柱化 整備前（昭和60年代）	伊勢市都市整備部都市計画課、内原おほらい町今昔（整備前（昭和60年代）上段）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4024.htm、2012/10/11転載。
73	図3-53	無電柱化 整備後（平成4年頃）	伊勢市都市整備部都市計画課、内原おほらい町今昔内原おほらい町今昔（整備後（平成4年頃）上段）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4024.htm、2012/10/11転載。
74	図3-54	伊勢市内宮おほらい町まちなみ保全地区	伊勢市都市整備部都市計画課、伊勢市まちなみ保全事業（「伊勢市内宮おほらい町まちなみ保全地区」区域図）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4030.htm、2012/10/11転載。
74	図3-55	内宮おほらい町まちなみ保全整備基準イメージ図	伊勢市都市整備部都市計画課、伊勢市まちなみ保全事業（4、伊勢のまちなみと妻入りの家）、伊勢市ホームページ、 http://www.city.ise.mie.jp/4030.htm、2012/10/11転載。
75	図3-56	施工時に舗装材を再確認する様子	三重県土木整備部景観まちづくり課、伊勢市停車場線修景整備事業（施工～完成～維持管理 使用材料確認）、三重県ホームページ、 http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/ziyig/jingu/machi4.htm、2012/10/11転載。
75	図3-57	段差等のバリアフリーをチェックする様子	三重県土木整備部景観まちづくり課、伊勢市停車場線修景整備事業（施工～完成～維持管理 バリアフリーの確認作業）、三重県ホームページ、 http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/ziyig/jingu/machi4.htm、2012/10/11転載。
75	図3-58	全面フラットな神宮参道（伊勢市停車場線）	三重県土木整備部景観まちづくり課、伊勢市停車場線修景整備事業（平成19年度都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」受賞！！ 神宮参道の状況）、三重県ホームページ、 http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/ziyig/jingu/machi4.htm、2012/10/11転載。
75	図3-59	外宮に捧げる「献燈」高張り提灯の様子	三重県土木整備部景観まちづくり課、伊勢市停車場線修景整備事業（施工～完成～維持管理 提灯夜景）、三重県ホームページ、 http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/ziyig/jingu/machi4.htm、2012/10/11転載。
76	図3-60	黒板塙と武家屋敷のまちなみ	仙北市産業観光部観光課、おきた花紀行2012 シダレサクラ 武家屋敷通り（角館町）（明日から桜まつりスタート）、仙北市公式ウェブサイト、 http://www.city.semboku.akita.jp/hanakiko/diary.php?cat=1&page=11、2012/11/30転載。
76	図3-61	案内板の整備例	
76	図3-62	修景前のブロック塀の状況	
76	図3-63	杉板で覆った修景作業の様子	

ページ	図表番号	名称	出典（引用資料等の場合）
77	図3-64	金沢市屋外広告物条例の許可審査手続きフロー図	
78	表3-13	歴史的な土木構造物等を維持・保全、再生した事例	
78	図3-65	三代目萬代橋の整備当時	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所，知るほどなるほど萬代橋！【萬代橋歴史読本】，国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所，2006，p20萬代橋のアーチ。
78	図3-66	当時の姿に復元された萬代橋	
78	図3-67	復元整備の断面図	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所，知るほどなるほど萬代橋！【萬代橋歴史読本】，国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所，2006，p39改修の概要図。
79	図3-68	建設当時の灯籠	京都市建設局道路建設部道路建設課，一般国道367号北大路橋の補強・修景工事の完成について～よみがえる灯籠照明・耐震性も確保～（架橋当時の高欄と灯籠），京都市情報館ホームページ， http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000044581.html ，2012/10/11転載。
79	図3-69	復元された灯籠	京都市建設局道路建設部道路建設課，一般国道367号北大路橋の補強・修景工事の完成について～よみがえる灯籠照明・耐震性も確保～（架橋当時の高欄と灯籠），京都市情報館ホームページ， http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000044581.html ，2012/10/11転載。
79	図3-70	修景工事により設置された眺望バルコニー	京都市建設局道路建設部道路建設課，一般国道367号北大路橋の補強・修景工事の完成について～よみがえる灯籠照明・耐震性も確保～（新たに設置されたバルコニーと鴨川），京都市情報館ホームページ， http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000044581.html ，2012/10/11転載。
79	図3-71	整備前の北大路橋	京都市建設局道路建設部道路建設課，一般国道367号北大路橋の補強・修景工事の完成について～よみがえる灯籠照明・耐震性も確保～（今回の改修前の北大路橋），京都市情報館ホームページ， http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000044581.html ，2012/10/11転載。
79	図3-72	整備後の北大路橋	京都市建設局道路建設部道路建設課，（広報資料）一般国道367号北大路橋の補強・修景工事の完成について～よみがえる灯籠照明・耐震性も確保～（完成した北大路橋），京都市情報館ホームページ， http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000044/44581/kitaojikuhou.pdf ，2012/10/11転載。
79	図3-73	呉市御手洗地区で整備された雁木	
80	表3-14	伝統的な技術や地域の要素の活用・継承の手法や取り組み	
81	図3-74	三好市東祖谷集合集落	三好市観光課，【観る】落合集落（国指定重要伝統的建造物群保存地区）大歩危・祖谷観光MAV1（三好市観光サイト）， http://www.miyoshinavi.jp/02miru/detail.php?genr=101&area=1&uid=SS000071 ，2012/10/11転載。
81	図3-75	つづら棚田の風景	うきは市農林・商工観光課，つづら棚田（トツブページ），うきは市森林セラピーホームページ， http://uk.lha-therapy.city.ukiha.fukuoka.jp/ ，2012/11/30転載。
81	図3-76	瓦科（本瓦葺の作業）	公益社団法人金沢職人大学校，瓦（本瓦葺の作業），公益社団法人金沢職人大学校ホームページ， http://www.k-syokudai.jp/honka/kawara.html ，2012/10/11転載。
81	図3-77	石工科（間知積の石割作業）	公益社団法人金沢職人大学校，石工（間知積の石割作業），公益社団法人金沢職人大学校ホームページ， http://www.k-syokudai.jp/honka/isiku.html ，2012/10/11転載。
81	図3-78	大工科（現句型起し）	公益社団法人金沢職人大学校，大工（現句型起し），公益社団法人金沢職人大学校ホームページ， http://www.k-syokudai.jp/honka/daiku.html ，2012/10/11転載。
82	図3-79	北村かやぶきの里の景観	京都府農林水産部農村振興課，農山漁村情報 私が好きな風景 南丹の農村風景（美山町），京都府ホームページ， http://www.pref.kyoto.jp/nosonfukei/nm02.html ，2012/11/30転載。
83	図3-80	本島南部で採石される琉球石灰岩の舗装事例（沖縄県那覇市壺屋やちむん通り）	
85	図3-81	連続する道路側溝の上蓋（三重県龜山市関宿）	
85	図3-82	道路を縁取るように引かれている車道外側縁（岐阜県郡上市）	
86	表3-15	街路整備における要素ごとの整備のポイントと整備手法	
86	表3-16	道路の修景・高質化に係る整備手法	
87	図3-83	脱色アスファルト自然色舗装の例（長野県長野市松代地区）	
87	図3-84	自然石アスファルト舗装の例（岐阜県美濃市）	
88	図3-85	自然石舗装の施工事例（山口県津和野町殿町通り）	
88	図3-86	小舗石舗装の施工事例	
89	図3-87	舗装の色の違いにより車道と歩行空間を明示した例（愛知県犬山市）	
89	図3-88	舗装方法の違いにより車道と歩行空間を明示した例（岐阜県山原町）	
90	図3-89	御影石を等間隔に配置し車歩道区分を示した事例（岐阜県美濃市）	
90	図3-90	自然石をアラレ状に舗装し歩行部を示した事例（長野県長野市松代地区）	
91	図3-91	明度・彩度の低いダークブラウンを権識裏面や支柱に施した例（石川県金沢市）	
91	図3-92	色彩をダークブラウンで統一し、構造を模倣式とした転落防止柵（富山県南砺市菅沼集落）	
92	図3-93	道路舗装と側溝上蓋の表層を合わせた例（愛知県犬山市）	
93	図3-94	管渠型側溝の整備事例（長野県塩尻市奈良井宿）	
93	図3-95	スリット型側溝の断面例	カネソウ株式会社，スリット蓋の納まり，カネソウ株式会社ホームページ， http://www.kaneso.co.jp/product/2008/slit/slit_index.htm ，2012/11/30転載。
93	図3-96	スリット型側溝の整備事例（山口県津和野町本町・祇園丁通り）	
93	表3-17	街路事業におけるグレードアップ	
94	表3-18	電線共同溝の整備手法	
95	図3-97	裏配線による無電柱化のイメージ	
96	表3-19	主な無電柱化の手法と概要	
97	表3-20	無電柱化に係る整備手法や取り組み	
97	図3-98	無電柱化された川越一番街のまちなみ	
98	表3-21	河川の護岸等の整備手法	
99	表3-22	伝統的な祭事や行事等の維持継承に係る取り組み	
100	図3-99	高山祭衣袴	
100	図3-100	高山祭屋台	
101	図3-101	ワンコイントラストボックス	萩市，萩市歴史の風致維持向上計画，萩市，2008，p135ワンコイントラストボックス。
101	図3-102	ものしり博士検定の様子（明倫館）	萩市，萩市歴史の風致維持向上計画，萩市，2008，p136萩新橋明倫館で実施した第1回ものしり博士検定の様子。

.....

国土技術政策総合研究所資料
TECHNICAL NOTE of **N I L I M**
No. 723 February 2013

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

.....

本資料の転載・複写の問い合わせは
〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地
企画部 研究評価・推進課 TEL 029-864-2675